

---

# **戸田市地域防災計画改訂（案）**

**〔災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）〕**

**〔 災 害 復 旧 計 画 編 〕**

---



# 目 次

## 【災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）】 【災害復旧計画編】

### 第1編 災害応急対策計画（風水害・事故対策）

第1章 風水害対策計画	1- 1
第1節 活動体制計画	1- 1
第1 計画の方針	1- 1
第2 監視体制	1- 1
第3 災害警戒本部	1- 2
第4 災害対策本部	1- 4
第2節 動員配備計画	1- 73
第1 計画の方針	1- 73
第2 配備要員	1- 73
第3 動員方法	1- 73
第3節 事前・応急措置及び災害救助法適用計画	1- 75
第1 計画の方針	1- 75
第2 事前措置及び応急措置	1- 75
第3 災害救助法の適用	1- 76
第4 減失世帯の算定基準	1- 77
第5 災害救助法の適用手続き	1- 78
第6 救助の実施者及び救助の内容	1- 79
第4節 相互応援協力計画	1- 80
第1 計画の方針	1- 80
第2 県への応援要請及び県からの応援要請	1- 80
第3 国への応援要請及び国、地方公共団体等からの応援受入	1- 82
第4 協定締結自治体への応援要請及び協定締結自治体からの応援要請	1- 83
第5 消防相互応援協定等締結自治体への要請及び消防相互応援協定等締結自治体からの応援要請	1- 83
第6 その他協定締結機関・民間事業者等への応援要請	1- 84
第5節 注意報及び警報伝達計画	1- 85
第1 計画の方針	1- 85
第2 災害関連情報の収集	1- 85
第3 情報伝達の措置	1- 92
第6節 災害情報通信計画	1- 93
第1 計画の方針	1- 93
第2 情報連絡体制	1- 93
第3 被害報告	1- 98

第7節	災害広報広聴計画	1-103
第1	計画の方針	1-103
第2	災害広報活動	1-103
第3	報道機関への対応	1-105
第4	被災者への広聴活動	1-106
第8節	水防計画	1-107
第1	計画の方針	1-107
第2	被害状況調査及び水防活動	1-107
第9節	防犯・交通対策計画	1-109
第1	計画の方針	1-109
第2	防犯対策	1-109
第3	交通対策	1-109
第10節	避難対策計画	1-112
第1	計画の方針	1-112
第2	避難活動	1-112
第3	避難所の設置・運営	1-118
第4	広域避難	1-126
第11節	救急救助・医療救護計画	1-128
第1	計画の方針	1-128
第2	救急救助における活動	1-128
第3	傷病者搬送	1-129
第4	医療救護	1-130
第5	後方医療	1-132
第6	被災者等への医療	1-132
第7	保健衛生	1-133
第12節	災害時要配慮者の安全確保対策計画	1-134
第1	計画の方針	1-134
第2	災害時要配慮者の安全確保対策	1-134
第3	社会福祉施設等入所者の安全確保対策	1-134
第4	避難行動要支援者の避難支援	1-135
第5	避難所内外の要配慮者支援	1-136
第6	外国人の安全確保対策	1-137
第13節	帰宅困難者対策計画	1-138
第1	計画の方針	1-138
第2	帰宅困難者対策	1-138
第14節	遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画	1-140
第1	計画の方針	1-140
第2	遺体の搜索	1-140
第3	遺体の収容・処置	1-140
第4	遺体の埋・火葬	1-141

第15節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画	1-143
第1 計画の方針	1-143
第2 給水計画	1-143
第3 食料供給計画	1-145
第4 生活必需品等供給計画	1-148
第5 地域内輸送拠点の開設・運営	1-149
第6 物資配布場所の開設・運営	1-150
第16節 応急住宅対策計画	1-151
第1 計画の方針	1-151
第2 応急住宅の供給	1-151
第3 被災住宅の応急修理計画	1-153
第17節 障害物除去計画	1-154
第1 計画の方針	1-154
第2 障害物の除去	1-154
第18節 文教対策計画	1-156
第1 計画の方針	1-156
第2 応急教育・応急保育	1-156
第3 社会教育施設等の対策	1-159
第19節 輸送計画	1-160
第1 計画の方針	1-160
第2 調達計画	1-160
第3 配車計画	1-160
第4 繁忙輸送計画	1-160
第5 応急救助のための輸送	1-160
第6 繁忙通行車両の申請	1-161
第7 災害救助法が適用された場合の費用等	1-162
第20節 要員確保計画	1-163
第1 計画の方針	1-163
第2 要員の確保	1-163
第3 被災地へのボランティア派遣支援	1-163
第21節 自衛隊災害派遣要請計画	1-164
第1 計画の方針	1-164
第2 災害派遣要請依頼	1-164
第3 自主派遣	1-166
第4 派遣部隊の受入	1-166
第5 撤収要請依頼	1-167

第22節	環境衛生整備計画	1-168
第1	計画の方針	1-168
第2	し尿の処理	1-168
第3	清掃	1-169
第4	防疫活動	1-171
第5	検病調査・健康診断	1-171
第6	避難所における衛生管理	1-172
第7	動物の保護及び飼養	1-172
第23節	応援受入計画	1-174
第1	計画の方針	1-174
第2	地方公共団体からの応援受入	1-174
第3	ボランティアの応援受入	1-176
第4	ボランティアの活動	1-177
第5	連携体制の確保	1-179
第6	公共的団体からの応援受入	1-179
<b>第2章</b>	<b>事故災害対策計画</b>	<b>1-181</b>
第1節	大規模火災対策計画	1-181
第1	計画の方針	1-181
第2	大規模火災対策計画	1-181
第2節	危険物等災害対策計画	1-185
第1	計画の方針	1-185
第2	危険物等災害応急対策計画	1-185
第3	高压ガス災害応急対策計画	1-185
第4	火薬類災害応急対策計画	1-186
第5	毒物・劇物災害応急対策計画	1-186
第6	放射性同位元素等の放射性物質取扱施設事故対策計画	1-187
第3節	広域停電等事故対策計画	1-188
第1	計画の方針	1-188
第2	広域停電等事故対策計画	1-188
第4節	放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策計画	1-191
第1	計画の方針	1-191
第2	応急対策	1-191
第3	飲料水の供給	1-195
第4	放射性物質による汚染の除去等	1-195
第5	広域避難における被災者の受入	1-195
第6	風評被害対策	1-195

第5節	道路災害対策計画	1-196
第1	計画の方針	1-196
第2	道路災害応急対策	1-196
第6節	鉄道事故・施設灾害対策計画	1-197
第1	計画の方針	1-197
第2	鉄道事故応急対策	1-197
第7節	航空機事故対策計画	1-198
第1	計画の方針	1-198
第2	航空機事故応急対策	1-198
第8節	竜巻・突風等対策計画	1-199
第1	計画の方針	1-199
第2	竜巻・突風等応急対策	1-199
第9節	雪害対策計画	1-201
第1	計画の方針	1-201
第2	雪害応急対策	1-201
第10節	文化財災害対策計画	1-202
第1	計画の方針	1-202
第2	文化財災害応急対策	1-202

## 第2編 災害復旧計画

第1章 迅速な災害復旧	2- 1
第1節 災害復旧事業	2- 1
第1 災害復旧事業計画の作成	2- 1
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	2- 2
第3 激甚災害に係る財政援助措置	2- 2
第4 災害復旧事業の実施	2- 4
第2章 計画的な災害復興	2- 5
第1節 災害復興事業	2- 5
第1 災害復興対策本部の設置	2- 5
第2 災害復興方針・計画の策定	2- 5
第3 災害復興事業の実施	2- 5
第3章 生活再建等の支援	2- 6
第1節 被災者の生活確保	2- 6
第1 被災者に対する職業斡旋等	2- 6
第2 市税等の徴収猶予及び減免の措置	2- 6
第3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	2- 7
第2節 被災者への融資等	2- 9
第1 被災者台帳の作成	2- 9
第2 住家被害認定	2- 9
第3 災害証明書の発行	2-11
第4 被災者個人への融資	2-12
第5 被災中小企業への融資	2-13
第6 被災農林漁業関係者への融資等	2-13
第7 義援金の受入・配分計画	2-14
第3節 被災者生活再建支援制度等	2-15
第1 被災者生活再建支援制度の活用	2-15
第2 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	2-17

# **第1編 災害応急対策計画(風水害・事故対策)**



# **第1章 風水害対策計画**



# 第1章 風水害対策計画

## 第1節 活動体制計画

### 第1 計画の方針

この計画は戸田市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関等が有する全機能を発揮して災害の発生及び拡大を防御し、かつ、応急救助等の対策を行うことによって被害の拡大を防止するための体制について定める。

### 第2 監視体制

#### 1. 監視体制の配備

##### (1) 配備基準

危機管理監は、戸田市域に気象警報等が発表され、必要と認めた場合、監視体制を配備する。

なお、監視体制の初動期は危機管理防災課が配置につき、その後、状況により危機管理監が必要と判断した場合、監視体制の全配備要員に対して動員連絡を行う。

##### ■監視体制の配備基準

配備体制	配備基準
監視体制	大雨、洪水警報、又は竜巻注意情報が戸田市域に発表され、危機管理監が必要と認められたとき

##### (2) 配備場所

監視体制に係る事務局は、危機管理防災課に置く。

#### 2. 活動内容

監視体制は、危機管理防災課が中心となり、情報収集及び関係機関との連絡を中心とした活動を行う。主な活動は概ね次のとおりである。

##### ■監視体制の活動

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ① 気象情報の収集     | ② 気象情報・災害情報の各部への伝達 |
| ③ 関係機関等との連絡調整 |                    |

#### 3. 監視体制の解除

危機管理監は、気象が回復した場合や、市域に被害が発生するおそれが認められなくなった場合、監視体制を解除する。

### 第3 災害警戒本部

#### 1. 災害警戒本部の設置

##### (1) 設置基準

市長は、戸田市域に気象警報等が発表され、災害の発生が予測される場合、災害警戒本部を設置する。

#### ■災害警戒本部の設置基準

配備体制	設置基準
レベルA	① 警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表され、災害の発生が予想される場合 ② その他状況により市長が必要と認めたとき

##### (2) 設置場所

総括班は、本部長（市長）の指示により市役所に災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部には、本部室、本部会議室その他必要に応じて室を設置する。

なお、災害警戒本部はその機能を維持するために、原則として避難者を受け入れない。

#### ■災害警戒本部の設置場所

本 部 室	市役所 5 階大会議室
本部会議室	市役所 5 階501会議室

## 2. 災害警戒本部の運営

### (1) 組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、1-6頁及び1-7頁に示す組織図、1-8頁以降に示す事象別事務分掌のとおりである。

なお、本部長が必要と認めたときは、職員以外の防災及び危機管理に精通した者を災害警戒本部員として指名できる。

### (2) 指揮

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任するものとする。

#### ■災害警戒本部長の権限の委任

- |                 |
|-----------------|
| 第1位 副本部長（副市長）   |
| 第2位 副本部長（危機管理監） |
| 第3位 副本部長（教育長）   |

### (3) 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の配置・調整・連絡を行う。  
本部会議構成員は、会議の招集の必要がある場合は、危機管理監に要請する。

#### ■災害警戒本部会議の概要

構 成	本部長、副本部長、本部員、副本部員 <sup>(※)</sup>
協議事項	① 本部の配備体制の切替及び廃止 ② 災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定 ③ 応援の要請 ④ その他災害対策に関する重要事項

<sup>(※)</sup>副本部員については、本部長が必要と認めた場合に招集する。

## 3. 災害警戒本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害警戒本部を廃止する。

## 4. 災害対策本部体制への移行

本部長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部体制から災害対策本部体制へ移行する。

## 5. 災害時における財源

調査班は、災害により生じた費用の財源として、当面は予備費を充て、被害の大きさや災害により生じた減収の状況に応じて財政調整基金等をあてる。

## 第4 災害対策本部

### 1. 災害対策本部の設置

#### (1) 設置基準

市長は、戸田市域に気象警報等が発表され、災害の発生が予測される場合、特別警報が発表された場合、又は戸田市域に風水害、事故災害等が発生した場合、災害対策本部を設置し、降雨や洪水の程度、被害の状況等に応じて配備体制をレベルBからDとする。

#### ■災害対策本部の設置基準

配備体制	設置基準
レベルB	① 警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表され、災害の発生が予想される場合 ② 市域に浸水や災害が発生したとき ③ その他状況により市長が必要と認めたとき
レベルC	① 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が戸田市域に発表されたとき ② 市域で大規模な浸水や災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき ③ その他状況により市長が必要と認めたとき
レベルD	① 大規模な災害が発生し、レベルCの体制で対処できないとき ② その他状況により市長が必要と認めたとき

#### (2) 設置場所

総括班は、本部長の指示により市役所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部には、本部室、本部会議室その他必要に応じて室を設置する。

なお、災害対策本部はその機能を維持するために、原則として避難者を受け入れない。

#### ■災害対策本部の設置場所

本 部 室	市役所 5階大会議室
本部会議室	市役所 5階501会議室

#### (3) 災害対策本部設置・廃止の通知

災害対策本部を設置、又は廃止したときは、本部長は次の機関にその旨を通知する。

#### ■災害対策本部設置・廃止の通知先

① 埼玉県知事（県南部地域振興センター）	② 蕨警察署	③ 戸田市防災会議委員	④ 防災関係機関
----------------------	--------	-------------	----------

## 2. 災害対策本部の運営

### (1) 組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、1-6頁及び1-7頁に示す組織図、1-8頁以降に示す事象別事務分掌のとおりである。

なお、本部長が必要と認めたときは、職員以外の防災及び危機管理に精通した者を災害対策本部員として指名できる。

### (2) 指揮

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任するものとする。

#### ■災害対策本部長の権限の委任

- |                 |
|-----------------|
| 第1位 副本部長（副市長）   |
| 第2位 副本部長（危機管理監） |
| 第3位 副本部長（教育長）   |

### (3) 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。

本部会議構成員は、会議の招集の必要がある場合は、危機管理監に要請する。

#### ■災害対策本部会議の概要

構 成	本部長、副本部長、本部員、副本部員（※）
協議事項	① 本部の配備体制の切替及び廃止 ② 災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定 ③ 応援の要請 ④ その他災害対策に関する重要事項

※副本部員については、本部長が必要と認めた場合に招集する。

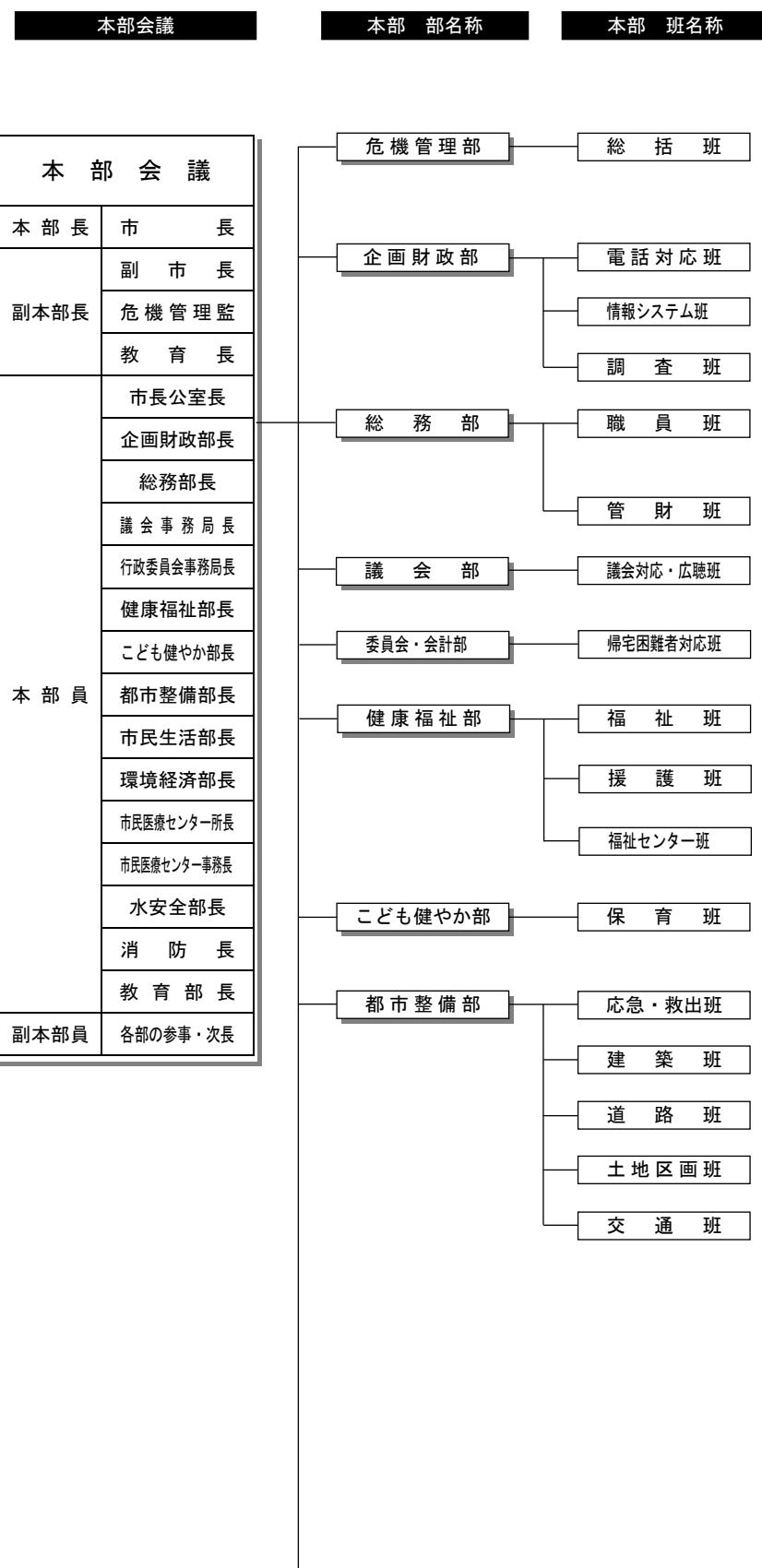
## 3. 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

## 4. 災害時における財源

調査班は、災害により生じた費用の財源として、当面は予備費を充て、被害の大きさや災害により生じた減収の状況に応じて財政調整基金等を充てる。

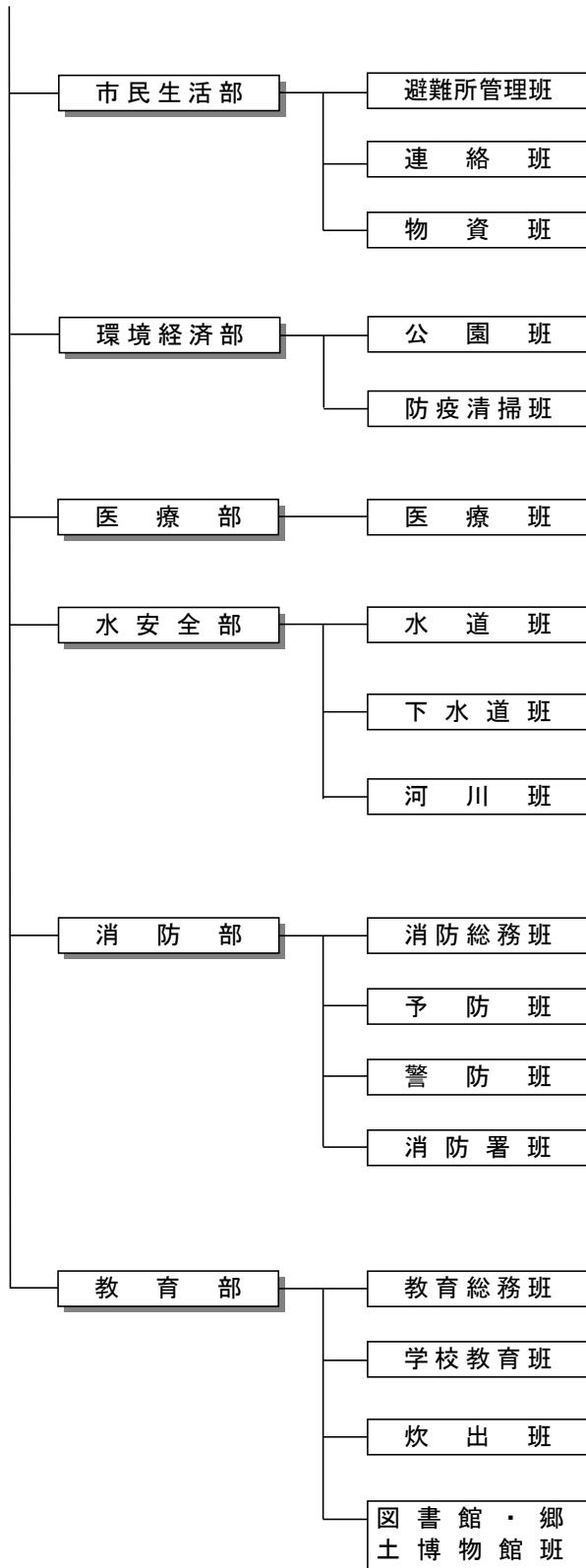
## ■災害警戒本部及び災害対策本部の組織図



次頁に続く

本部 部名称      本部 班名称

前頁より続く



## ■事象別事務分掌

各対策部及び対策班の事務分掌については、各対策班が災害の状況に応じた的確な災害対応を実施できるよう、戸田市で想定される水害の事象別に明示した。

## ■事象別の事務分掌において想定した水害の状況

災害種別	ケース	想定する災害の状況
水害	1	<p><b>【集中豪雨による局地的内水被害発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例年、数回程度発生が予測される集中豪雨（ゲリラ豪雨）により、市内の一部の道路及び家屋が浸水した場合を想定。</li> <li>市内の被害は比較的軽微であり、対策に要する期間も短期である。</li> <li>初動期の緊急措置（土のう設置・排水ポンプ設置・交通規制の実施等）に重点を置く。</li> </ul>
	2	<p><b>【台風等による内水被害発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>台風又は前線等の影響による比較的長期の大雨により、市内各地で浸水被害（床下・床上）や、中小河川の溢水・越水が発生した場合を想定。</li> <li>被害は比較的大きく、対策に要する期間も比較的長期に渡る。</li> <li>一部住民の避難の必要性（避難所の開設・運営）や、交通機関の混乱による帰宅困難者への対応が必要となる場合がある。</li> <li>災害収束後、被災者への対応（り災証明書・被災証明書、各種相談）も比較的多数生じることが想定される。</li> </ul>
	3	<p><b>【荒川の氾濫による大規模水害発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川の氾濫により、市内全域が浸水する甚大な被害が発生した場合を想定。</li> <li>荒川の水位の状況に応じ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令し、氾濫前に住民を安全な場所へ避難させることに重点を置く。</li> <li>特に災害時要配慮者については、市外の仮避難所等へ事前避難（高齢者等避難）をさせることが必要となる。</li> <li>逃げ遅れた住民の把握及び救出活動が発生。（数日は浸水が継続）</li> <li>各種施設の復旧や、被災者への対応等、事後処理に関する対応が多数生じることが想定され、応急対策及び復旧対策活動は長期に渡る。</li> </ul>

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

本部				
	本部長	副本部長	本部員	副本部員
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生				
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 災害警戒（対策）活動に係る重要事項（初動優先順位等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害警戒（対策）活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 災害警戒（対策）活動に係る重要事項（避難者支援、応急復旧優先順位等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害警戒（対策）活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 災害警戒（対策）活動に係る重要事項（応急復旧等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害警戒（対策）活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 収集された災害情報に基づき災害対策（復旧）方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 災害警戒（復旧）活動に係る重要事項（被災者支援等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、市長に事故のあるときは、その職務を代理	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

危機管理部（危機管理監）（市長公室長）			
	総括班1：市長広室	総括班2：危機管理防災課	総括班3：行政管理課
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生		1 気象情報の収集 2 気象情報・災害情報の各部への伝達 3 関係機関との連絡調整	1 危機管理防災課の応援
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 本部長、副本部長の秘書 2 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 3 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等） 4 災害記録写真の撮影・収集 5 報道機関への対応（被害状況、災害警戒（対策）本部活動等） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 警戒（対策）本部の設置 2 本部員の招集 3 本部会議の開催 4 市内の災害に関する情報の集約 5 被害状況の総括・応急対策等の対策方針の検討 6 応急対応の伝達 7 関係機関との連絡調整 8 県への被害速報（防災情報システム） 9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 本部長、副本部長の秘書 2 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 3 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、Lアラート等） 4 災害記録写真の撮影・収集 5 報道機関への対応（被害状況、災害警戒（対策）本部活動等） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 市内の災害に関する情報の集約 3 被害状況の総括・応急対策の検討 4 関係機関との連絡調整 5 県への被害速報（防災情報システム） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、Lアラート等） 3 災害記録写真の撮影・収集 4 報道機関への対応（被害状況、応急復旧進捗等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 応急復旧方針の検討 3 関係機関との連絡調整 4 県への被害速報（防災情報システム） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、Lアラート等） 3 報道機関への対応（応急復旧進捗等） 4 広報記録の作成 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 復旧本部の設置 2 本部会議の開催 3 県への確定報告（文書） 4 関係機関との連絡調整 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害記録の作成 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

企画財政部（企画財政部長）			
	電話対応班	情報システム班	調査班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 危機管理防災課の応援	1 危機管理防災課の応援	
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 住家等の被害調査（り災台帳作成） 2 税の減免、徴収猶予措置等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 住家等の被害調査（り災台帳作成） 2 税の減免、徴収猶予措置等 3 災害対策予算の編成及び財政措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

総務部（総務部長）		
	職員班	管財班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 危機管理防災課の応援	
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 職員の動員 2 参集職員の把握 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 市施設の被災状況のとりまとめ 3 公用車の管理、配車 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 職員の食糧、物資の確保 2 電話対応班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 公用車の管理、配車 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 職員の食糧、物資の確保 2 職員の公務災害事務 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の応急復旧 2 公用車の管理、配車 3 調査班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 職員の公務災害事務 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 公用車の管理、配車 2 調査班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

議会部（議会事務局長）	
	議会対応・広聴班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生	
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

委員会・会計部（行政委員会事務局長）	
	帰宅困難者対応班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生	
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 調査班、応急・救出班、交通班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 調査班、応急・救出班、交通班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

健康福祉部（健康福祉部長）			
	福祉班	援護班	福祉センター班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生			
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 所管施設の点検、応急措置 2 調査班、応急・救出班、交通班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保 2 所管施設の点検、応急措置 3 調査班、応急・救出班、交通班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 所管施設の点検、応急措置 2 調査班、応急・救出班、交通班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 調査班、応急・救出班、交通班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 所管施設の応急復旧 2 災害見舞金の支給調査 3 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 介護保険料の減免、徴収猶予等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 災害見舞金等の支給調査・支給 3 災害援護資金の貸付 4 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 介護保険料の減免、徴収猶予等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

こども健やか部（こども健やか部長）	
	保育班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生	
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 所管施設における園児及び児童の安全確保 2 所管施設の点検、応急措置 3 調査班、応急・救出班、交通班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 所管施設における園児及び児童の安全確保 2 所管施設の点検、応急措置 3 調査班、応急・救出班、交通班の応援 4 民間保育施設等の被害把握 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

都市整備部（都市整備部長）					
	応急・救出班	建築班	道路班	土地区画班	交通班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生			1 市内安全パトロール（所管施設の点検等）	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等）	
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内的一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急応定期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 警察署との連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

市民生活部（市民生活部長）			
	避難所管理班	連絡班	物資班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生			
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 所管施設における入館者の安全確保 2 所管施設の点検、応急措置 3 調査班、応急・救出班、交通班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保 2 所管施設の点検、応急措置 3 自主防災会への連絡調整 4 調査班、応急・救出班、交通班の応援 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保 2 所管施設の点検、応急措置 3 調査班、応急・救出班、交通班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 所管施設の点検、応急措置 2 調査班、応急・救出班、交通班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 所管施設の点検、応急措置 3 調査班、応急・救出班、交通班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 調査班、応急・救出班、交通班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 り災証明書の発行 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 り災証明書の発行 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 商業、工業、農業被害の調査 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

環境経済部（環境経済部長）		
	公園班	防疫清掃班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生		
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 街路樹等の倒木処理 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 調査班、応急・救出班、交通班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 街路樹等の倒木処理 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 調査班、応急・救出班、交通班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 所管施設の応急復旧 2 街路樹等の倒木処理 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害廃棄物処理 2 防疫、衛生活動 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害廃棄物処理 2 防疫、衛生活動 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

医療部(市民医療センター所長)(市民医療センター事務長)	
	医療班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生	
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 所管施設における入所者の安全確保 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 所管施設の点検、応急措置 2 医療施設の被害把握 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

水安全部（水安全部長）			
	水道班	下水道班	河川班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生		1 市内安全パトロール（下水道施設の点検等） 2 ポンプの稼働等	1 河川等の水位の監視、警戒 2 排水施設の稼働等（ポンプ停止）
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 水道施設の点検、応急措置 2 庁舎の点検、応急措置 3 調査班、応急・救出班、交通班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（下水道施設の点検等） 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 排水施設の稼働等（ポンプ停止） 3 河川管理施設の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 水道施設の点検、応急措置 2 庁舎の点検、応急措置 3 調査班、応急・救出班、交通班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（下水道施設の点検等） 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 排水施設の稼働等（ポンプ停止） 3 河川管理施設の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の応急復旧 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 排水施設の稼働等（ポンプ停止） 3 河川管理施設の応急復旧 4 河川漂着物の処理 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川管理施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

消防部（消防長）				
	消防総務班	予防班	警防班	消防署班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 災害情報の収集 2 部内職員、消防団員の動員	1 火災・救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受	1 災害の警戒、防御
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保	1 火災・救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受 3 車両の配置 4 無線の統制	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保	1 火災・救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受 3 車両の配置 4 無線の統制	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保	1 住民に対する広報活動 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集	1 救急活動 2 災害の警戒、防御
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 部内職員、消防団員の動員	1 住民に対する広報活動 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集	1 救急活動 2 災害の警戒、防御

## ■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌

教育部（教育長）（教育部長）				
	教育総務班	学校教育班	炊出班	図書館・郷土博物館班
警戒期 ・関東地方で積乱雲が発生 ・大雨注意報又は大雨警報発令 ・近隣市で浸水被害発生				
緊急期 ・市内で豪雨の発生 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・市内の一部で道路冠水、床下・床上浸水被害発生	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保の確認 2 教育総務班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保の確認 2 教育総務班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部地域で流出土砂等堆積	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校との連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 学校との連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校との連絡調整 2 文化財被害の調査 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 文化財被害の調査 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

本部				
	本部長	副本部長	本部員	副本部員
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 災害警戒活動に係る重要事項（体制等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討 2 災害警戒本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 災害警戒（対策）活動に係る重要事項（初動優先順位、避難所開設、避難勧告・指示、帰宅困難者支援等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 災害警戒（対策）活動に係る重要事項（避難者支援、警戒区域設定、応急復旧優先順位等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 災害警戒（対策）活動に係る重要事項（応急復旧等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 災害警戒（対策）活動に係る重要事項（被災者支援等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、市長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策（復旧）方針を検討 2 災害警戒（対策）本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

危機管理部（危機管理監）（市長公室長）			
	総括班1：市長広室	総括班2：危機管理防災課	総括班3：行政管理課
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、Lアラート等） 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 警戒本部の設置 2 本部員の招集 3 本部会議の開催 4 市内の災害に関する情報の集約 5 集約された気象情報・災害情報の各部への伝達 6 関係機関との連絡調整 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 本部長、副本部長の秘書 2 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 3 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等） 4 災害記録写真の撮影・収集 5 報道機関への対応（被害状況、災害対策本部活動、避難所状況等） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 来庁者の安全確保及び避難誘導の館内放送 2 対策本部の設置 3 本部員の招集 4 本部会議の開催 5 市内の災害に関する情報の集約 6 被害状況の総括・応急対策・避難所等の対策方針の検討 7 応急対応の伝達 8 避難勧告・指示（緊急）等の伝達 9 関係機関との連絡調整 10 県への被害速報（防災情報システム） 11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 本部長、副本部長の秘書 2 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 3 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、Lアラート等） 4 災害記録写真の撮影・収集 5 報道機関への対応（被害状況、災害対策本部活動、避難所状況等） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 警戒区域設定等の伝達 3 市内の災害に関する情報の集約 4 被害状況の総括・応急対策の検討 5 応急復旧方針の検討 6 関係機関との連絡調整 7 県への被害速報（防災情報システム） 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、Lアラート等） 3 災害記録写真の撮影・収集 4 報道機関への対応（被害状況、応急復旧進捗等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 復旧本部の設置 3 関係機関との連絡調整 4 県への被害速報（防災情報システム） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 災害救助法適用事務 4 防災行政無線（移動系）の統制 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

危機管理部（危機管理監）（市長公室長）			
	総括班1：市長広室	総括班2：危機管理防災課	総括班3：行政管理課
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、メール等） 3 報道機関への対応（応急復旧進捗等） 4 災害視察及び見舞者の対応 5 広報記録の作成 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 県への確定報告（文書） 3 関係機関との連絡調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害記録の作成 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

企画財政部（企画財政部長）			
	電話対応班	情報システム班	調査班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 住家等の被害調査（り災台帳作成） 2 税の減免、徴収猶予措置等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 住家等の被害調査（り災台帳作成） 2 税の減免、徴収猶予措置等 3 災害対策予算の編成及び財政措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

総務部（総務部長）		
	職員班	管財班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 職員の動員 2 参集職員の把握 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 公用車の管理、配車 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 職員の動員 2 参集職員の把握 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 市施設の被災状況のとりまとめ 3 公用車の管理、配車 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 職員の食糧、物資の確保 2 電話対応班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検、応急措置（機能確保） 2 公用車の管理、配車 3 調査班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 職員の食糧、仮眠室等確保 2 職員の公務災害事務 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の応急復旧 2 公用車の管理、配車 3 調査班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 職員の公務災害事務 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 公用車の管理、配車 2 調査班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

議会部（議会事務局長）	
	議会対応・広聴班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 被災者相談窓口の開設 2 電話対応班の応援 3 市議会への情報提供・調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災者相談窓口の運営 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

委員会・会計部（行政委員会事務局長）	
	帰宅困難者対応班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の開設 3 広報車による広報及び誘導 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の運営 3 広報車による広報及び誘導 4 国道等、徒歩帰宅者に関する情報収集 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の閉鎖 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

健康福祉部（健康福祉部長）			
	福祉班	援護班	福祉センター班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 所管施設の点検、応急措置 2 援護班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 在宅避難行動要支援者の安否確認 3 所管施設の点検、応急措置 4 福祉避難所の開設 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 所管施設の点検、応急措置 3 避難所開設、運営への協力 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 所管施設の点検、応急措置 2 援護班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 在宅避難行動要支援者の安否確認 2 福祉避難所の運営 3 所管施設の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所運営への協力 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 所管施設の応急復旧 2 災害見舞金の支給調査 3 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 在宅避難行動要支援者の安否確認 2 福祉避難所の閉鎖 3 介護保険料の減免、徴収猶予等 4 被災者の健康管理 5 被災者の精神のケア 6 所管施設の応急復旧 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 避難所閉鎖への協力 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 災害見舞金等の支給調査・支給 3 災害援護資金の貸付 4 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 介護保険料の減免、徴収猶予等 2 福祉班の応援 3 被災者の健康管理 4 被災者の精神のケア 5 所管施設の応急復旧 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

こども健やか部（こども健やか部長）	
	保育班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 所管施設における園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 所管施設における園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 民間保育施設等の被害把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 所管施設における園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 民間保育施設等の被害把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

都市整備部（都市整備部長）					
	応急・救出班	建築班	道路班	土地区画班	交通班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 市内の被害状況の確認 2 応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 応急措置 2 救出活動の実施 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 応急措置 2 救出活動の実施 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制の実施（道路班と連携） 2 警察署との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 警察署との連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

		市民生活部（市民生活部長）		
		避難所管理班	連絡班	物資班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 自主防災会への連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 所管施設の点検、応急措置 3 避難所の開設状況の把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 所管施設の点検、応急措置 3 自主防災会への連絡調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 所管施設の点検、応急措置 3 備蓄品の避難所への搬送 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 避難所との連絡調整 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 食糧、生活必需品の発注・納品確認 2 食糧、生活必需品の避難所への搬送 3 所管施設の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 避難所との連絡調整 2 り災証明書の発行 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 食糧、生活必需品の避難所への搬送 2 所管施設の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 り災証明書の発行 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 商業、工業、農業被害の調査 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

環境経済部（環境経済部長）		
	公園班	防疫清掃班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 街路樹等の倒木処理 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 街路樹等の倒木処理 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 所管施設の応急復旧 2 街路樹等の倒木処理 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害廃棄物処理・公害対策 2 防疫、衛生活動 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害廃棄物処理・公害対策 2 防疫、衛生活動 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

医療部(市民医療センター所長)(市民医療センター事務長)	
	医療班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 2 医療施設の被害把握 3 所管施設の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 2 避難所への医師の派遣依頼 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

水安全部（水安全部長）			
	水道班	下水道班	河川班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 庁舎の点検、応急措置 2 水道施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（下水道施設の点検等） 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 ポンプの稼働等 3 荒川左岸水害予防組合（水防管理者）との連絡 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 来庁者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 庁舎の点検、応急措置 3 水道施設の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（下水道施設の点検等） 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 ポンプの稼働等 3 所管施設の点検、応急措置 4 荒川左岸水害予防組合（水防管理者）との連絡 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 水道施設の点検、応急措置 2 庁舎の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（下水道施設の点検等） 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 ポンプの稼働等 3 所管施設の点検、応急措置 4 荒川左岸水害予防組合（水防管理者）との連絡 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 水道施設の応急復旧 2 庁舎の応急復旧 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の応急復旧 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 ポンプの稼働等 3 所管施設の応急復旧 4 河川漂着物の処理 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

消防部（消防長）				
	消防総務班	予防班	警防班	消防署班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 災害情報の収集 2 部内職員、消防団員の動員	1 火災・救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の収受	1 災害の警戒、防御
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保	1 火災・救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の収受 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導 6 他消防機関への応援要請	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保	1 火災・救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の収受 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導 6 他消防機関への応援要請	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機(器)材等の確保	1 住民に対する広報活動 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集	1 救急活動 2 災害の警戒、防御
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 部内職員、消防団員の動員	1 住民に対する広報活動 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集	1 救急活動 2 災害の警戒、防御

## ■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌

教育部（教育長）（教育部長）				
	教育総務班	学校教育班	炊出班	図書館・郷土博物館班
警戒期 ・台風等が関東地方に接近 ・大雨大雨注意報又は大雨警報（大雨特別警報）発令 ・近隣市で浸水被害発生	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 教育総務班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・台風等上陸による豪雨の発生 ・市内の中小河川及び排水路から溢水 ・市内各地で内水による床下・床上浸水被害発生	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 児童・生徒の安否確認結果の集約 3 教職員の安否確認 4 教育総務班の応援 5 避難所開設に関する協力の要請 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急対応期 ・台風等が関東を通過 ・降雨が弱まる ・浸水が徐々に解消	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 児童・生徒の安否確認結果の集約 3 教職員の安否確認 4 教育総務班の応援 5 避難所運営に関する協力の要請 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る ・各地で流出土砂等堆積	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 教育再開計画の連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・り災（被災）証明の申請者	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校との連絡調整 2 文化財被害の調査 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 文化財被害の調査 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

本部				
	本部長	副本部長	本部員	副本部員
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 災害対策活動に係る重要事項（避難準備・高齢者等避難開始発令措置、緊急避難所の開設、隣接自治体への避難受入要請等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 災害対策活動に係る重要事項（避難勧告・指示（緊急）、自衛隊派遣要請、初動優先順位等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 災害対策活動に係る重要事項（警戒区域設定、初動優先順位等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 災害対策活動に係る重要事項（警戒区域設定、救出等優先順位、協定自治体への応援要請等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 配置職員のローテーション計画 4 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 災害対策活動に係る重要事項（現地本部の開設、救護、避難生活支援、応急復旧優先順位、緊急避難所から避難所への切替等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討 2 災害対策本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理

本部				
	本部長	副本部長	本部員	副本部員
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 災害対策活動に係る重要事項（被災者支援、応急復旧、業務継続等）の決定 2 本部事務の統括、職員の指揮監督 3 戸田市防災会議の招集・開催	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理	1 収集された災害情報に基づき災害復旧方針を検討 2 災害復旧本部決定事項を各対策部へ命令指揮 3 市長の命を受け本部事務に従事	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

危機管理部（危機管理監）（市長公室長）			
	総括班1：市長広室	総括班2：危機管理防災課	総括班3：行政管理課
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS・Lアラート等） 3 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 4 報道機関への対応（本部設置、避難準備情報発令等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 来庁者の安全確保及び避難誘導の館内放送 2 対策本部の設置 3 本部員の招集 4 本部会議の開催 5 市内の災害に関する情報の集約 6 集約された気象情報・災害情報の各部への伝達 7 避難準備・高齢者等避難開始等の伝達 8 被害状況の総括・緊急対策の検討 9 関係機関との連絡調整 10 隣接自治体への避難受入要請 11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS・Lアラート等） 3 被害情報、避難誘導等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 4 報道機関への対応（避難勧告・指示発令等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 市内の災害に関する情報の集約 3 気象注意報・警報、避難勧告・指示（緊急）等の伝達 4 被害状況の総括・緊急対策の検討 5 関係機関との連絡調整 6 隣接自治体との連絡調整 7 自衛隊派遣要請 8 県への被害速報（防災情報システム） 9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS・Lアラート等） 3 被害情報、避難誘導等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 4 報道機関への対応（被害状況、災害対策本部活動、避難に関する情報等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 警戒区域設定等の伝達 3 緊急避難・指示（緊急）等の伝達 4 市内の災害に関する情報の集約 5 被害状況の総括・救出等緊急対策の検討 6 職員の一時避難指示（最低必要要員以外の職員の庁舎上層階等への避難指示） 7 関係機関との連絡調整 8 隣接自治体との連絡調整 9 県への被害速報（防災情報システム） 10 自衛隊との連絡調整 11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民・帰宅困難者への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール等・緊急速報メール・SNS・Lアラート等） 3 被害情報、救出活動等の実施状況の情報確認（調査班、応急・救出班と連携） 4 災害記録写真の撮影・収集 5 報道機関への対応（被害状況、災害対策本部活動、避難に関する情報等） 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 警戒区域設定等の伝達 3 市内の災害に関する情報の集約 4 被害状況の総括・救出・緊急避難所等対策方針の検討 5 関係機関との連絡調整 6 隣接自治体との連絡調整 7 県への被害速報（防災情報システム） 8 災害救助法の適用申請 9 自衛隊との連絡調整 10 協定自治体への応援要請 11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 防災行政無線（移動系）の統制 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

危機管理部（危機管理監）（市長公室長）			
	総括班1：市長広室	総括班2：危機管理防災課	総括班3：行政管理課
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS・Lアラート等） 3 災害記録写真の撮影・収集 4 報道機関への対応（災害対策本部活動、避難に関する情報等、不足支援物資等） 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 本部会議の開催 2 現地本部開設の検討 3 避難者支援の総括・応急復旧方針の検討 4 関係機関との連絡調整 5 県への確定報告（文書） 6 災害救助法の適用申請 7 自衛隊との連絡調整 8 応援自治体の受入れ 9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 報道情報の収集、報告 2 市内の被害状況の集計、整理 3 情報伝言板の作成 4 災害救助法適用事務 5 防災行政無線（移動系）の統制 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 本部長、副本部長の秘書 2 住民への災害広報（防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS・Lアラート等） 3 災害記録写真の撮影・収集 4 報道機関への対応（応急復旧進捗、不足支援物資等） 5 災害視察及び見舞者の対応 6 広報記録の作成 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 復旧本部の設置 2 本部会議の開催 3 警戒区域の廃止等の伝達 4 業務継続計画の推進 5 関係機関との連絡調整 6 自衛隊との連絡調整 7 応援自治体との調整 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報伝言板の作成 2 災害記録の作成 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

企画財政部（企画財政部長）			
	電話対応班	情報システム班	調査班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表 (氾濫注意水位到達) ・内水による浸水被害発生	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表 (避難判断水位到達) ・荒川はん濫危険情報発表 (氾濫危険水位到達)	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大 (最大浸水深 4m以上)	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 応急・救出班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 巡回による災害情報の収集（応急・救出班及び交通班と連携） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 巡回による災害情報の収集（応急・救出班及び交通班と連携） 2 住家等の被害調査（り災台帳作成） 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 住民等からの電話対応の総括 2 電話対応の記録集計 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 情報システムの保全 2 ホームページの運用 3 電話対応班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 住家等の被害調査（り災台帳作成） 2 税の減免、徴収猶予措置等 3 災害対策予算の編成及び財政措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

総務部（総務部長）		
	職員班	管財班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 職員の動員 2 参集職員の把握 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検及び応急措置（機能確保） 2 災害時要配慮者の市外仮避難所へのバス等移送手配・支援 3 公用車の管理、配車 4 燃料の確保 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 職員の動員 2 参集職員の把握 3 職員の食糧、物資の確保 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の点検及び応急措置（機能確保） 2 公用車の管理、配車 3 燃料の確保 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 職員の避難誘導（庁舎上層階への避難誘導） 2 職員の安否確認 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 応急・救出班の応援 2 公用車の管理、配車 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 職員の安否確認 2 職員の食糧、仮眠室等確保 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 庁舎の応急復旧 2 市施設の被災状況のとりまとめ 3 公用車の被害状況確認、配車 4 車両の確保 5 燃料の確保 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 職員の健康管理 2 他自治体応援職員の業務調整 3 他自治体応援職員の厚生 4 職員の公務災害事務 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害時要配慮者の帰宅のバス等移送手配・支援 2 市施設の被災状況のとりまとめ 3 市施設の応急復旧 4 公用車の被害状況確認、配車 5 車両の確保 6 燃料の確保 7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 職員のメンタルヘルス 2 業務継続の組織体制 3 他自治体応援職員の厚生 4 職員の公務災害事務 5 被災職員の支援 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市施設の応急復旧 2 公用車の管理、配車 3 災害時要配慮者の帰宅のバス等移送手配・支援 4 燃料の確保 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

議会部（議会事務局長）	
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	議会対応・広聴班 1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 電話対応班の応援 2 市議会への情報提供・調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 被災者相談窓口の開設 2 電話対応班の応援 3 市議会への情報提供・調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災者相談窓口の運営 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

委員会・会計部（行政委員会事務局長）	
	帰宅困難者対応班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の開設 3 広報車による広報及び誘導 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の運営 3 広報及び避難誘導（垂直避難） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の運営 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 戸田公園駅長との調整・情報収集 2 帰宅困難者用避難所の閉鎖 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

健康福祉部（健康福祉部長）			
	福祉班	援護班	福祉センター班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 援護班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 在宅避難行動要支援者の避難支援 3 所管施設の点検、応急措置 4 福祉避難所の開設 5 民生委員等との連絡調整 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 緊急避難所開設、運営への協力 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 援護班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 在宅避難行動要支援者の避難支援 3 所管施設の点検、応急措置 4 福祉避難所の運営 5 民生委員等との連絡調整 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 緊急避難所運営への協力 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 援護班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 在宅避難行動要支援者の避難支援（垂直避難） 3 福祉避難所の運営 4 民生委員等との連絡調整 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導（垂直避難） 2 緊急避難所運営への協力 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上階層に孤立住民多数	1 所管施設の被害把握 2 行方不明者の把握、捜索要請 3 遺体の安置 4 遺体の埋火葬の手続き 5 遺留品の保管・管理 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 在宅避難行動要支援者の安否確認 2 在宅避難行動要支援者の避難所・福祉避難所への移送 3 福祉避難所の運営 4 被災者の健康管理 5 被災者の精神のケア 6 所管施設の点検、応急措置 7 民生委員等との連絡調整 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 緊急避難所運営への協力 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 行方不明者の把握、捜索要請 2 遺体の安置 3 遺体の埋火葬の手続き 4 遺留品の保管・管理 5 災害ボランティアセンターの開設 （社会福祉協議会と連携） 6 日本赤十字社からの災害支援物資の配布 7 所管施設の応急復旧 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害時要配慮者の巡回相談 2 災害時要配慮者の市内又は市外の福祉施設への一時入所事務 3 福祉避難所の運営 4 被災者の健康管理 5 被災者の精神のケア 6 所管施設の応急復旧 7 民生委員等との連絡調整 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 行方不明者の把握、捜索要請 2 遺体の安置 3 遺体の埋火葬の手続き 4 遺留品の保管・管理 5 災害ボランティアセンターの運営 （社会福祉協議会と連携） 6 災害見舞金及び災害弔慰金の支給調査・支給 7 義援金の受け入れ、配分準備・配分 8 被災者生活再建支援制度の事務 9 災害援護資金の貸付 10 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等 11 所管施設の応急復旧 12 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 災害時要配慮者の巡回相談 2 福祉避難所の運営 3 被災者の健康管理 4 被災者の精神のケア 5 所管施設の応急復旧 6 介護保険料の減免、徴収猶予等 7 民生委員等との連絡調整 8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

こども健やか部（こども健やか部長）	
	保育班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 所管施設の一時閉鎖措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 民間保育施設への情報提供 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 所管施設の一時閉鎖措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し 2 所管施設の点検、応急措置 3 民間保育施設への情報提供 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 所管施設の点検、応急措置 2 民間保育施設の被害把握 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 所管施設の応急復旧 2 民間保育施設の被害把握 3 避難所等における応急保育 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 避難所等における応急保育 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

都市整備部（都市整備部長）				
	応急・救出班	建築班	道路班	土地区画班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 市内の被害状況の確認 2 応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 応急・救出班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管区域内の安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 住民の避難誘導 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 応急・救出班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制（入域禁止）の実施（交通班と連携）	1 所管区域内の住民の避難誘導 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 住民の避難誘導（垂直避難） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 応急・救出班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 交通規制（入域禁止）の実施（交通班と連携）	1 所管区域内の住民の避難誘導（垂直避難） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 孤立者の確認、救出要請等 2 救出資機（器）材・重機の手配 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 応急・救出班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 道路上の障害物の除去 3 交通規制の実施（交通班と連携） 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 公園班の応援 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

市民生活部（市民生活部長）			
	避難所管理班	連絡班	物資班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導 2 緊急避難所の開設状況の把握 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 自主防災会への連絡調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 備蓄品の緊急避難所への搬送 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導 2 緊急避難所との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 自主防災会への連絡調整 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導 2 食糧、生活必需品の発注・納品確認 3 食糧、生活必需品の緊急避難所への搬送 4 所管施設の点検、応急措置 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 緊急避難所との連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 緊急避難所との連絡調整 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 食糧、生活必需品の発注・納品確認 2 食糧、生活必需品の緊急避難所への搬送 3 所管施設の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 緊急避難所から避難所への切替状況の把握 2 り災証明書の発行 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 友好都市・姉妹都市との連絡調整 3 所管施設の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 救援物資の受入れ、管理 2 食糧、生活必需品の避難所への搬送 3 商業、工業、農業被害の調査 4 所管施設の応急復旧 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 避難所との連絡調整 2 り災証明書の発行 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 自主防災会への連絡調整 2 友好都市・姉妹都市との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 救援物資の受入れ、管理 2 食糧、生活必需品の避難所への搬送 3 商業、工業、農業被害の調査 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

環境経済部（環境経済部長）		
	公園班	防疫清掃班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 市内安全パトロール（所管施設の点検等） 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 応急・救出班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 応急・救出班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 街路樹等の倒木処理 2 応援部隊等受入れスペースの確保 3 応急・救出班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 避難所管理班の応援 2 防疫、衛生活動 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 所管施設の応急復旧 2 街路樹等の倒木処理 3 応援部隊等受入れスペースの確保 4 堆積土砂等一時保管スペースの確保 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 ごみの収集、処理 2 災害廃棄物処理 3 防疫、衛生活動 4 死亡動物の処理、放浪動物の保護 5 ペットの飼養指導 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 ごみの収集、処理 2 災害廃棄物処理 3 防疫、衛生活動 4 ペットの飼養指導 5 災害時における公害対策 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

医療部(市民医療センター所長)(市民医療センター事務長)	
	医療班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表 (氾濫注意水位到達) ・内水による浸水被害発生	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表 (避難判断水位到達) ・荒川はん濫危険情報発表 (氾濫危険水位到達)	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫(荒川はん濫情報発表) ・氾濫水が市内に拡大(最大浸水深4m以上)	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導(垂直避難) 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下(荒川はん濫注意情報解除) ・市全域浸水(徐々に水位低下) ・建物上層階に孤立住民多数	1 所管施設の点検、応急措置 2 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 3 医療施設の被害把握 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 避難所での巡回医療の総括 2 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整 3 医薬品、医療用資器材等の確保 4 所管施設の応急復旧 5 医療施設の被害把握 6 その他、本部長の特命事
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災(被災)証明の申請者	1 避難所での巡回医療の総括 2 医薬品、医療用資器材等の確保 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

水安全部（水安全部長）			
	水道班	下水道班	河川班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 来庁者の避難誘導 2 水道施設の点検、応急措置 3 庁舎の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 市内安全パトロール（下水道施設の点検等） 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 ポンプの稼働等 3 荒川左岸水害予防組合（水防管理者）との連絡 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 来庁者の避難誘導 2 応急・救出班の応援 3 庁舎の点検、応急措置 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 応急・救出班の応援 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 ポンプの稼働等 3 所管施設の点検、応急措置 4 荒川左岸水害予防組合（水防管理者）との連絡 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 応急・救出班の応援 2 職員の一時避難指示（最低必要要員以外の職員の庁舎上層階等への避難指示） 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 応急・救出班の応援 2 ポンプの稼働等 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 ポンプの稼働等 3 荒川左岸水害予防組合（水防管理者）との連絡 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 水道施設の点検、応急措置 2 応急給水 3 給水用資器材の確保 4 断水・応急給水の広報 5 庁舎の点検、応急措置 6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の被害状況把握 2 下水道施設の応急復旧 3 ポンプの稼働等 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 ポンプの稼働等 3 所管施設の点検、応急措置 4 荒川左岸水害予防組合（水防管理者）との連絡 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 水道施設の応急復旧 2 応急給水 3 庁舎の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の被害状況把握 2 下水道施設の応急復旧 3 ポンプの稼働等 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 河川等の水位の監視、警戒 2 ポンプの稼働等 3 所管施設の応急復旧 4 河川漂着物の処理 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 水道施設の応急復旧 2 応急給水 3 庁舎の応急復旧 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 下水道施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

消防部（消防長）				
	消防総務班	予防班	警防班	消防署班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 災害情報の収集 2 部内職員、消防団員の動員	1 火災・救出情報等の収集 2 住民に対する災害広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受 3 警戒区域の設定、避難の勧告・指示（緊急）・誘導	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機（器）材等の確保 3 応援部隊への対応	1 火災、救出情報等の収集 2 住民に対する避難の広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示（緊急）・誘導 6 他消防機関への応援要請	1 救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機（器）材等の確保 3 応援部隊への対応	1 火災、救出情報等の収集 2 住民に対する緊急避難の広報	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受 3 車両の保全 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示（緊急）・誘導 6 他消防機関への応援要請	1 孤立者救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機（器）材等の確保 3 応援部隊への対応	1 住民に対する広報活動 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集 2 各種警報の收受 3 車両の配置 4 無線の統制 5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示（緊急）・誘導 6 他消防機関への応援要請	1 孤立者救助活動 2 消火活動 3 救急活動 4 災害の警戒、防御
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 部内職員、消防団員の動員 2 救出資機（器）材等の確保 3 応援部隊への対応	1 住民に対する広報活動 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集	1 救急活動 2 災害の警戒、防御
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 部内職員、消防団員の動員	1 住民に対する広報活動 2 火災原因等調査	1 災害情報の収集	1 救急活動 2 災害の警戒、防御

## ■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌

教育部（教育長）（教育部長）				
	教育総務班	学校教育班	炊出班	図書館・郷土博物館班
警戒期 ・数日前より大雨が継続 ・荒川はん濫注意情報発表（氾濫注意水位到達） ・内水による浸水被害発生	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 学校教育班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 教育施設の点検 2 学校の一時休校措置、児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 3 緊急避難所開設に関する協力の要請 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
避難期 ・荒川はん濫警戒情報発表（避難判断水位到達） ・荒川はん濫危険情報発表（氾濫危険水位到達）	1 学校教育班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 学校の一時休校措置、児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認 2 緊急避難所運営に関する協力の要請	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導 2 所管施設の点検、応急措置 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
緊急期 ・荒川が氾濫（荒川はん濫情報発表） ・氾濫水が市内に拡大（最大浸水深4m以上）	1 学校教育班の応援 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 児童・生徒の安否確認結果の集約 2 教職員の安否確認 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
救出期 ・天候回復、荒川の水位低下（荒川はん濫注意情報解除） ・市全域浸水（徐々に水位低下） ・建物上層階に孤立住民多数	1 教育施設の点検、応急措置 2 学校との連絡調整 3 学校教育班の応援 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 児童・生徒の安否確認結果の集約 2 教職員の安否確認 3 教育施設の点検 4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の点検、応急措置 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧開始期 ・天候回復 ・一部浸水残る、各地で流失家屋、瓦礫、土砂堆積 ・避難者の一時帰宅	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 教育再開計画の連絡調整 2 緊急避難所から避難所への切替に関する協力の要請 3 学校施設における教育場所と避難所の調整 4 教育施設の点検 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 炊き出し 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 所管施設の応急復旧 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項
応急復旧期 ・天候回復 ・家屋の応急復旧 ・り災（被災）証明の申請者	1 教育施設の応急復旧 2 学校との連絡調整 3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 教育再開計画の連絡調整 2 学校施設における教育場所と避難所の調整 3 教育施設の点検 4 文化財被害の調査 5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 炊き出し 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	1 文化財被害の調査 2 その他、他班の応援及び本部長の特命事項

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
本部長	1 災害警戒(対策)活動に係る重要事項(初動優先順位等)の決定		➡			
	2 災害警戒(対策)活動に係る重要事項(避難者支援、応急復旧優先順位等)の決定		➡			
	3 災害警戒(対策)活動に係る重要事項(応急復旧等)の決定			➡		
	4 災害警戒(復旧)活動に係る重要事項(被災者支援等)の決定				➡	
	5 本部事務の統括、職員の指揮監督		➡	➡	➡	➡
副本部長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理		➡	➡	➡	➡
	2 本部長を補佐し、市長に事故のあるときは、その職務を代理				➡	➡
本部員	1 収集された災害情報に基づき災害警戒(対策)活動方針を検討		➡	➡	➡	➡
	2 災害警戒(対策)本部決定事項を各対策部へ命令指揮		➡	➡	➡	➡
	3 収集された災害情報に基づき災害対策(復旧)方針を検討				➡	➡
	4 災害警戒(対策)本部決定事項を各部へ命令指揮				➡	➡
	5 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督		➡	➡	➡	➡
	6 本部長の命を受け本部の事務に従事				➡	➡
	7 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理		➡	➡	➡	➡

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
総括班1 市長広室	1 本部長、副本部長の秘書					➡
	2 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認(調査班、応急・救出班と連携)		➡			
	3 住民への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS・Lアラート等)		➡			
	4 災害記録写真の撮影・収集		➡			
	5 報道機関への対応(被害状況、災害警戒(対策)本部活動等)		➡	➡		➡
	6 住民への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS・Lアラート等)			➡		➡
	7 報道機関への対応(被害状況、応急復旧進捗等)			➡		➡
	8 報道機関への対応(応急復旧進捗等)				➡	➡
	9 広報記録の作成				➡	➡
	10 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡	➡	➡	➡
危機管理部 総括班2 危機管理 防災課	1 気象情報の収集		➡			
	2 気象情報・灾害情報の各部への伝達		➡			
	3 関係機関との連絡調整		➡			
	4 警戒(対策)本部の設置		➡			
	5 本部員の招集		➡			
	6 本部会議の開催		➡			
	7 市内の災害に関する情報の集約		➡			
	8 被害状況の総括・応急対策等の対策方針の検討		➡			
	9 応急対応の伝達		➡			
	10 県への被害速報(防災情報システム)		➡			
	11 被害状況の総括・応急対策の検討			➡		
	12 応急復旧方針の検討				➡	
	13 復旧本部の設置				➡	
	14 県への確定報告(文書)				➡	
	15 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡	➡	➡	➡
総括班3 行政管理 課	1 危機管理防災課の応援		➡			
	2 報道情報の収集、報告		➡			
	3 市内の被害状況の集計、整理		➡			
	4 防災行政無線(移動系)の統制		➡			
	5 災害記録の作成				➡	
	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡	➡	➡	➡

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
電話対応班	1 危機管理防災課の応援		➡			
	2 住民等からの電話対応の総括					
	3 電話対応の記録集計		➡			
	4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡	➡	➡	➡
企画財政部 情報システム班	1 危機管理防災課の応援		➡			
	2 情報システムの保全		➡			
	3 ホームページの運用		➡			
	4 電話対応班の応援		➡			
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡	➡	➡	➡
調査班	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集		➡			
	2 住家等の被害調査(り災台帳作成)				➡	
	3 税の減免、徴収猶予措置等				➡	
	4 災害対策予算の編成及び財政措置				➡	
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡	➡	➡	➡

## 戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
総務部	職員班	1 危機管理防災課の応援	➡			
		2 職員の動員	➡			
		3 参集職員の把握	➡			
		4 職員の食糧、物資の確保		➡		
		5 電話対応班の応援		➡		
		6 職員の公務災害事務		➡		
		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		
	管財班	1 庁舎の点検、応急措置(機能確保)		➡		
		2 庁舎の応急復旧		➡		
		3 市施設の被災状況のとりまとめ	➡			
		4 公用車の管理、配車		➡		
		5 調査班の応援		➡		
		6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
議会部	議会対応・広聴班	1 電話対応班の応援		➡		
		2 市議会への情報提供・調整		➡		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
委員会・会計部	帰宅困難者対応班	1 戸田公園駅長との調整・情報収集		➡		
		2 調査班、応急・救出班、交通班の応援		➡		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
健康福祉部	福祉班	1 所管施設の点検、応急措置		➡		
		2 調査班、応急・救出班、交通班の応援		➡		
		3 所管施設の応急復旧			➡	
		4 災害見舞金の支給調査			➡	
		5 災害見舞金等の支給調査・支給			➡	
		6 災害援護資金の貸付			➡	
		7 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等			➡	
		8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		
	援護班	1 所管施設における入館者の安全確保	➡			
		2 所管施設の点検、応急措置	➡			
		3 調査班、応急・救出班、交通班の応援	➡			
		4 所管施設の応急復旧		➡		
		5 介護保険料の減免、徴収猶予等		➡		
		6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		
	福祉センター班	1 所管施設における入館者の安全確保	➡			
		2 所管施設の点検、応急措置	➡			
		3 所管施設の応急復旧		➡		
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
こども健やか部	保育班	1 所管施設における園児及び児童の安全確保		➡		
		2 所管施設の点検、応急措置		➡		
		3 調査班、応急・救出班、交通班の応援		➡		
		4 民間保育施設等の被害把握		➡		
		5 所管施設の応急復旧		➡		
		6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌			警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
都市整備部	応急・救出班	1 応急措置			➡		
		2 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ			➡		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡		
	建築班	1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)			➡		
		2 応急・救出班の応援			➡		
土地区画班	道路班	3 所管施設の応急復旧			➡		
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡		
		1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)			➡		
		2 道路上の障害物の除去			➡		
	交通班	3 交通規制の実施(交通班と連携)			➡		
		4 所管施設の応急復旧			➡		
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡		
	交通班	1 所管区域内の安全パトロール(所管施設の点検等)			➡		
		2 所管施設の応急復旧			➡		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡		
		1 交通規制の実施(道路班と連携)			➡		
		2 警察署との連絡調整			➡		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡		

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌			警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
市民生活部	避難所管理班	1 所管施設における入館者の安全確保		➡			
		2 所管施設の点検、応急措置		➡			
		3 調査班、応急・救出班、交通班の応援		➡			
		4 り災証明書の発行				➡	
		5 所管施設の応急復旧			➡		
	連絡班	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡		
		1 所管施設における入館者の安全確保		➡			
	物資班	2 所管施設の点検、応急措置		➡			
		3 自主防災会への連絡調整		➡			
		4 調査班、応急・救出班、交通班の応援		➡			
		5 所管施設の応急復旧			➡		
		6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡		

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌			警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
環境経済部	公園班	1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)			➡		
		2 街路樹等の倒木処理			➡		
		3 所管施設の応急復旧			➡		
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡		
	防疫清掃班	1 調査班、応急・救出班、交通班の応援			➡		
		2 災害廃棄物処理			➡		
		3 防疫、衛生活動			➡		
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡		

## 戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
医療部 医療班	1 所管施設における入所者の安全確保		➡			
	2 所管施設の点検、応急措置		➡			
	3 医療施設の被害把握		➡			
	4 所管施設の応急復旧			➡		
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡			

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
水道部 水道班	1 水道施設の点検、応急措置		➡			
	2 庁舎の点検、応急措置		➡			
	3 調査班、応急・救出班、交通班の応援		➡			
	4 水道施設の応急復旧			➡		
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡			
水安全部 下水道班	1 市内安全パトロール(下水道施設の点検等)		➡			
	2 ポンプの稼働等		➡			
	3 下水道施設の応急復旧			➡		
	4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡			
河川部 河川班	1 河川等の水位の監視、警戒		➡			
	2 排水施設の稼働等(ポンプ停止)		➡			
	3 河川管理施設の点検、応急措置		➡			
	4 河川管理施設の応急復旧			➡		
	5 河川漂着物の処理			➡		
	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡			

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
消防部 消防総務班	1 災害情報の収集	➡				
	2 部内職員、消防団員の動員		➡			
	3 救出資機(器材)等の確保		➡			
消防部 予防班	1 火災・救助情報等の収集		➡			
	2 住民に対する災害広報		➡			
	3 住民に対する広報活動			➡		
	4 火災原因等調査			➡		
消防部 警防班	1 災害情報の収集		➡			
	2 各種警報の受取		➡			
	3 車両の配置		➡			
	4 無線の統制		➡			
消防署 消防署班	1 災害の警戒、防御		➡			
	2 救助活動		➡			
	3 消火活動		➡			
	4 救急活動		➡			

■【ケース1】集中豪雨による局地的内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
教育部	教育 総務班	1 教育施設の点検、応急措置		➡		
		2 学校との連絡調整		➡		
		3 教育施設の応急復旧		➡		
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		
	学校 教育班	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保の確認		➡		
		2 教育総務班の応援		➡		
		3 学校との連絡調整			➡	
		4 文化財被害の調査			➡	
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		
	炊出班	1 所管施設の点検、応急措置		➡		
		2 所管施設の応急復旧		➡		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		
	図書 館・郷 土博物 館班	1 所管施設における入館者の安全確保		➡		
		2 所管施設の点検、応急措置		➡		
		3 所管施設の応急復旧		➡		
		4 文化財被害の調査			➡	
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		

## 戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
本部長	1 災害警戒活動に係る重要事項(体制等)の決定	➡				
	2 災害警戒(対策)活動に係る重要事項(初動優先順位、避難所開設、避難勧告・指示、帰宅困難者支援等)の決定		➡			
	3 災害警戒(対策)活動に係る重要事項(避難者支援、警戒区域設定、応急復旧優先順位等)の決定			➡		
	4 災害警戒(対策)活動に係る重要事項(応急復旧等)の決定				➡	
	5 災害警戒(対策)活動に係る重要事項(被災者支援等)の決定					➡
	6 本部事務の統括、職員の指揮監督					➡
副本部長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理					➡
	2 本部長を補佐し、市長に事故のあるときは、その職務を代理					➡
本部員	1 収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討	➡				
	2 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討		➡			➡
	3 収集された災害情報に基づき災害対策(復旧)方針を検討					➡
	4 災害警戒本部決定事項を各対策部へ命令指揮	➡				
	5 災害警戒(対策)本部決定事項を各対策部へ命令指揮					➡
	6 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に起き指揮監督				➡	
	7 本部長の命を受け本部の事務に従事					➡
副本部員	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理					➡

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
総括班1 市長広室	1 本部長、副本部長の秘書					➡
	2 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認(調査班、応急・救出班と連携)				➡	
	3 住民への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、Lアラート等)	➡				
	4 住民・帰宅困難者への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急速報メール・SNS、Lアラート等)		➡			
	5 住民・帰宅困難者への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、Lアラート等)			➡		
	6 住民への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS、Lアラート等)					➡
	7 災害記録写真の撮影・収集					➡
	8 報道機関への対応(被害状況、災害対策本部活動、避難所状況等)		➡			➡
	9 報道機関への対応(被害状況、応急復旧進捗等)			➡		➡
	10 報道機関への対応(応急復旧進捗等)					➡
	11 災害視察及び見舞者の対応					➡
	12 広報記録の作成					➡
危機管理部	13 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡
	1 警戒本部の設置	➡				
	2 本部員の招集		➡			
	3 本部会議の開催			➡		
	4 市内の災害に関する情報の集約			➡		
	5 集約された気象情報・災害情報の各部への伝達					➡
総括班2 危機管理 防災課	6 関係機関との連絡調整					➡
	7 来庁者の安全確保及び避難誘導の館内放送					➡
	8 対策本部の設置					➡
	9 被害状況の総括・応急対策・避難所等の対策方針の検討					➡
	10 応急対応の伝達					➡
	11 避難勧告・指示(緊急)等の伝達					➡
	12 被害状況の総括・応急対策の検討					➡
	13 応急復旧方針の検討					➡
	14 警戒区域設定等の伝達					➡
	15 県への被害連報(防災情報システム)					➡
総括班3 行政管理 課	16 復旧本部の設置					➡
	17 県への確定報告(文書)					➡
	18 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡
	1 報道情報の収集、報告					➡
	2 市内の被害状況の集計、整理					➡
	3 防災行政無線(移動系)の統制					➡
企画財政部	4 災害救助法適用事務					➡
	5 災害記録の作成					➡
	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
電話対応班	1 住民等からの電話対応の総括					➡
	2 電話対応の記録集計					➡
	3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡
情報システム班	1 情報システムの保全					➡
	2 ホームページの運用					➡
	3 電話対応班の応援					➡
	4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡
調査班	1 市内安全パトロールによる災害情報の収集				➡	
	2 住家等の被害調査(り災台帳作成)					➡
	3 税の減免、徴収猶予措置等					➡
	4 災害対策予算の編成及び財政措置					➡
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
総務部	職員班	1 職員の動員		➡		
		2 参集職員の把握		➡		
		3 電話対応班の応援		➡		
		4 職員の食糧、物資の確保			➡	
		5 職員の食糧、仮眠室等確保			➡	
		6 職員の公務災害事務			➡	
		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡	
	管財班	1 庁舎の点検、応急措置(機能確保)		➡		
		2 公用車の管理、配車		➡		
		3 市施設の被災状況のとりまとめ		➡		

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
議会部	議会対応・広聴班	1 電話対応班の応援		➡		
		2 市議会への情報提供・調整		➡		
		3 被災者相談窓口の開設		➡		
		4 被災者相談窓口の運営			➡	
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			➡	

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
委員会・会計部	帰宅困難者対応班	1 戸田公園駅長との調整・情報収集		➡		
		2 帰宅困難者用避難所の開設		➡		
		3 広報車による広報及び誘導		➡		
		4 帰宅困難者用避難所の運営		➡		
		5 国道等、徒步帰宅者に関する情報収集		➡		
		6 帰宅困難者用避難所の閉鎖		➡		
		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
健康福祉部	福祉班	1 所管施設の点検、応急措置		➡		
		2 援護班の応援		➡		
		3 所管施設の応急復旧		➡		
		4 災害見舞金の支給調査			➡	
		5 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等			➡	
		6 災害見舞金等の支給調査・支給			➡	
		7 災害援護資金の貸付			➡	
		8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		➡		
	援護班	1 所管施設の点検、応急措置		➡		
		2 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導(垂直避難)		➡		
		3 在宅避難行動要支援者の安否確認		➡		
		4 福祉避難所の開設		➡		
	福祉センター班	5 福祉避難所の運営		➡		
		6 福祉避難所の閉鎖		➡		
		7 所管施設の応急復旧			➡	
		8 介護保険料の減免、徴収猶予等			➡	

## 戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
こども健やか部	保育班	1 所管施設における園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し				
		2 所管施設の点検、応急措置				
		3 民間保育施設等の被害把握				
		4 所管施設の応急復旧				
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
都市整備部	応急・救出班	1 市内の被害状況の確認				
		2 応急措置				
		3 救出活動の実施				
		4 被災宅地の応急危険度判定の要請・受入れ				
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
都市整備部	建築班	1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)				
		2 応急・救出班の応援				
		3 所管施設の応急復旧				
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
都市整備部	道路班	1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)				
		2 道路上の障害物の除去				
		3 交通規制の実施(交通班と連携)				
		4 所管施設の応急復旧				
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
都市整備部	土地区画班	1 所管区域内の安全パトロール(所管施設の点検等)				
		2 所管施設の応急復旧				
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
都市整備部	交通班	1 交通規制の実施(道路班と連携)				
		2 警察署との連絡調整				
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
市民生活部	避難所管理班	1 所管施設の点検、応急措置				
		2 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導(垂直避難)				
		3 避難所の開設状況の把握				
		4 避難所との連絡調整				
		5 所管施設の応急復旧				
市民生活部	連絡班	6 災証明書の発行				
		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		10 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
市民生活部	物資班	11 所管施設の点検、応急措置				
		12 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導(垂直避難)				
		13 備蓄品の避難所への搬送				
		14 食糧、生活必需品の発注・納品確認				
		15 食糧、生活必需品の避難所への搬送				
環境経済部	公園班	16 所管施設の応急復旧				
		17 商業、工業、農業被害の調査				
		18 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		19 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		20 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
環境経済部	公園班	1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)				
		2 街路樹等の倒木処理				
		3 所管施設の応急復旧				
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
環境経済部	防疫清掃班	6 避難所管理班の応援				
		7 災害廃棄物処理・公害対策				
		8 防疫、衛生活動				
		9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
		10 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
医療部	医療班	1 所管施設の点検、応急措置				
		2 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導(垂直避難)		➡		
		3 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整				
		4 医療施設の被害把握			➡	
		5 避難所への医師の派遣依頼				➡
		6 所管施設の応急復旧				➡
		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				➡

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
水全部門	水道班	1 庁舎の点検、応急措置				
		2 水道施設の点検、応急措置				
		3 来庁者の安全確保及び避難誘導(垂直避難)		➡		
		4 水道施設の応急復旧				➡
		5 庁舎の応急復旧			➡	
		6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				➡
水全部門	下水道班	1 市内安全パトロール(下水道施設の点検等)				
		2 ポンプの稼働等				
		3 下水道施設の応急復旧				
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				
水全部門	河川班	1 河川等の水位の監視、警戒				
		2 排水施設の稼働等(ポンプ停止)				
		3 荒川左岸水害予防組合(水防管理者)との連絡				
		4 河川管理施設の点検、応急措置				
		5 河川管理施設の応急復旧				
		6 河川漂着物の処理				
		7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
消防部	消防総務班	1 災害情報の収集				
		2 部内職員、消防団員の動員				➡
		3 救出資機(器)材等の確保				➡
消防部	予防班	1 火災・救出情報等の収集				
		2 住民に対する灾害広報				
		3 住民に対する広報活動				
		4 火災原因等調査				
消防部	警防班	1 災害情報の収集				
		2 各種警報の収受				
		3 車両の配置				
		4 無線の統制				
		5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示・誘導				
		6 他消防機関への応援要請				
消防部	消防署班	1 救助活動				
		2 消火活動				
		3 救急活動				
		4 災害の警戒、防衛				

## 戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース2】台風等による内水被害発生時 事象別事務分掌		警戒期	緊急期	応急対応期	応急復旧開始期	応急復旧期
教育部	教育 総務班	1 教育施設の点検、応急措置		→		
		2 学校との連絡調整		→		
		3 教育施設の応急復旧		→		
		4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
	学校 教育班	1 学校運営における児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認		→		
		2 教育総務班の応援		→		
		3 児童・生徒の安否確認結果の集約		→		
		4 教職員の安否確認		→		
		5 避難所開設に関する協力の要請	→			
		6 避難所運営に関する協力の要請		→		
	炊出班	7 教育再開計画の連絡調整			→	
		8 学校との連絡調整				→
		9 文化財被害の調査				→
	図書 館・郷 土博物 館班	10 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
		1 所管施設の点検、応急措置		→		
		2 所管施設の応急復旧		→		
		3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		
		1 所管施設の点検、応急措置		→		
		2 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導(垂直避難)		→		
		3 所管施設の応急復旧		→		
		4 文化財被害の調査			→	
		5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項		→		

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
本部	本部長	1 災害対策活動に係る重要事項(避難準備・高齢者等避難開始発令措置、緊急避難所の開設、隣接自治体への避難受入要請等)の決定	➡				
		2 災害対策活動に係る重要事項(避難勧告・指示(緊急)、自衛隊派遣要請、初動優先順位等)の決定	➡	➡			
		3 災害対策活動に係る重要事項(警戒区域設定、初動優先順位等)の決定		➡			
		4 災害対策活動に係る重要事項(警戒区域設定、初動優先順位、協定自治体への応援要請等)の決定		➡			
		5 災害対策活動に係る重要事項(現地本部の開設、救護、避難生活支援、応急復旧優先順位、緊急避難所からの避難所への切替等)の決定			➡		
		6 災害対策活動に係る重要事項(被災者支援、応急復旧、業務継続等)の決定				➡	
		7 本部事務の統括、職員の指揮監督				➡	
		8 戸田市防災会議の招集、開催				➡	
本部	副本部長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理				➡	
		2 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討				➡	
本部員	本部員	3 配置職員のローテーション計画				➡	
		4 収集された災害情報に基づき災害復旧方針を検討				➡	
		5 災害復旧本部決定事項を各対策部へ命令指揮				➡	
		6 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督				➡	
		7 市長の命を受け本部事務に従事				➡	
副本部員	副本部員	1 本部員を補佐し、本部員に事故のあるときは、その職務を代理				➡	

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
総括班1 市長広室	1 本部長、副本部長の秘書						
	2 住民への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急連絡メール・SNS・Lアラート等)	➡					
	3 被害情報、応急・救出活動等の実施状況の情報確認(調査班、応急・救出班と連携)	➡					
	4 銃道機関への対応(避難準備・情報収集)	➡					
	5 住民・帰宅困難者への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・緊急連絡メール・SNS・Lアラート等)	➡					
	6 被害情報、避難誘導等の実施状況の情報確認(調査班、応急・救出班と連携)	➡					
	7 銃道機関への対応(避難勧告・指示発令等)	➡					
	8 銃道機関への対応(避難準備・情報収集)	➡					
	9 被害情報、被災状況・災害対策本部活動、避難に関する情報等)	➡					
	10 住民・帰宅困難者への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール等・緊急連絡メール・SNS・Lアラート等)	➡					
	11 災害記録写真の撮影・収集						
	12 住民への災害広報(防災行政無線・ホームページ・防災情報メール・SNS・Lアラート等)	➡					
	13 銃道機関への対応(災害対策本部活動、避難に関する情報等、不足支援物資等)	➡					
	14 銃道機関への対応(応急復旧進捗、不足支援物資等)	➡					
	15 災害視察及び見舞者の対応						
	16 広報記録の作成						
	17 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						
危機管理部	1 来庁者の安全確保及び避難誘導の館内放送	➡					
	2 対応本部の設置	➡					
	3 本部員の招集	➡					
	4 本部会議の開催	➡					
	5 市内の災害に関する情報の集約	➡					
	6 被害状況の総括・緊急対策の検討	➡					
	7 集約された気象情報・災害情報の各部への伝達	➡					
	8 避難準備・高齢者等避難開始等の伝達	➡					
	9 関係機関との連絡調整	➡					
	10 隣接自治体との連絡調整	➡					
	11 気象注音録・報、避難勧告・指示(緊急)等の伝達	➡					
	12 自衛隊との連絡調整	➡					
	13 県への被害連絡(防災情報システム)	➡					
	14 緊急避難・指示(緊急)等の伝達	➡					
	15 緊急区域設定等の伝達	➡					
	16 職員の一時避難指示(最低必要要員以外の職員の庁舎上層階等への避難指示)	➡					
	17 被害状況の総括・救出等緊急対策の検討	➡					
総括班2 危機管理部 防災課	18 被害状況の総括・救出等緊急対策方針の検討	➡					
	19 現地本部開設の検討	➡					
	20 避難者支援の総括・応急復旧方針の検討	➡					
	21 災害救助法の適用申請	➡					
	22 監定自治体への応援要請	➡					
	23 応援自治体への要入れ	➡					
	24 整理区域の整理等の伝達	➡					
総括班3 行政管理課	25 復旧本部の設置						
	26 業務継続計画の推進						
	27 応援自治体との調整						
	28 県への確定報告文書						
	29 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						
	30 銃道情報の収集、報告						
	31 市内の被害状況の集計、整理						
企画財政部	32 防災行政無線(移動系)の統制						
	33 情報伝言板の作成						
	34 災害救助法適用事務						
	35 災害記録の作成						
	36 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
電話対応班	1 住民等からの電話対応の総括						
	2 電話対応の記録集計						
	3 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						
情報システム班	1 情報システムの保全						
	2 ホームページの運用						
	3 電話対応班の応援						
	4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						
企画財政部	5 市内安全パトロールによる災害情報の収集	➡					
	6 応急・救出班の応援				➡		
	7 巡回による災害情報の収集(応急・救出班及び交通班と連携)				➡		
	8 住家等の被害調査(り災台帳作成)				➡		
	9 税の減免、徵収猶予措置等					➡	
	10 災害対策予算の編成及び財政措置					➡	
	11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					➡	
調査班	12						

## 戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
職員班	1 職員の動員						
	2 参集職員の把握						
	3 職員の食糧、物資の確保						
	4 職員の避難誘導(庁舎上層階への避難誘導)						
	5 職員の安否確認						
	6 職員の食糧、仮眠室等確保						
	7 職員の健康管理						
	8 他自治体応援職員の業務調整						
	9 他自治体応援職員の厚生						
	10 職員の公務災害事務						
	11 職員のメンタルヘルス						
	12 業務継続の組織体制						
	13 被災職員の支援						
	14 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						
総務部	1 庁舎の点検及び応急措置(機能確保)						
	2 災害時要配慮者の市外仮避難所へのバス等移送手配・支援						
	3 公用車の管理、配車						
	4 燃料の確保						
	5 応急・救出班の応援						
	6 庁舎の応急復旧						
	7 公用車の被害状況確認、配車						
	8 車両の確保						
	9 市施設の被災状況のとりまとめ						
	10 市施設の応急復旧						
	11 災害時要配慮者の帰宅のバス等移送手配・支援						
	12 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						
管財班	1 庁舎の点検及び応急措置(機能確保)						
	2 災害時要配慮者の市外仮避難所へのバス等移送手配・支援						
	3 公用車の管理、配車						
	4 燃料の確保						
	5 応急・救出班の応援						
	6 庁舎の応急復旧						
	7 公用車の被害状況確認、配車						
	8 車両の確保						
	9 市施設の被災状況のとりまとめ						
	10 市施設の応急復旧						
	11 災害時要配慮者の帰宅のバス等移送手配・支援						
	12 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
議会部	1 電話応対の応援						
	2 市議会への情報提供・調整						
	3 被災者相談窓口の開設						
	4 被災者相談窓口の運営						
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
委員会・会計部	1 戸田公園駅長との調整・情報収集						
	2 帰宅困難者用避難所の開設						
	3 広報車による広報及び誘導						
	4 帰宅困難者用避難所の運営						
	5 広報及び避難誘導(垂直避難)						
	6 帰宅困難者用避難所の閉鎖						
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
健康福祉部	1 援護班の応援						
	2 所管施設の被害把握						
	3 行方不明者の把握、捜索要請						
	4 遺体の安置						
	5 遺体の埋火葬の手続き						
	6 遺留品の保管・管理						
	7 所管施設の応急復旧						
	8 災害ボランティアセンターの開設(社会福祉協議会と連携)						
	9 日本赤十字社からの災害支援物資の配布						
	10 災害ボランティアセンターの運営(社会福祉協議会と連携)						
	11 災害見舞金及び災害弔慰金の支給調査・支給						
	12 義援金の受入れ、配分準備・配分						
	13 被災者生活再建支援制度の事務						
	14 災害援護資金の貸付						
	15 国民健康保険税の減免、徴収猶予措置等						
	16 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						
援護班	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導						
	2 在宅避難行動要支援者の避難支援						
	3 所管施設の点検、応急措置						
	4 福祉避難所の開設						
	5 福祉避難所の運営						
	6 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導(垂直避難)						
	7 在宅避難行動要支援者の避難支援(垂直避難)						
	8 在宅避難行動要支援者の安否確認						
	9 在宅避難行動要支援者の避難所・福祉避難所への移送						
	10 被災者の健康管理						
	11 被災者の精神的ケア						
	12 災害時要配慮者の巡回相談						
	13 災害時要配慮者の市内又は市外の福祉施設への一時入所事務						
	14 所管施設の応急復旧						
	15 介護保険料の減免、徴収猶予等						
	16 民生委員等との連絡調整						
	17 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						
福祉センター班	1 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導						
	2 所管施設の点検、応急措置						
	3 緊急避難所開設、運営への協力						
	4 緊急避難所運営への協力						
	5 所管施設における入館者の安全確保及び避難誘導(垂直避難)						
	6 所管施設の応急復旧						
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
こども健やか部	1 所管施設の一時閉鎖措置、園児及び児童の安全確保、保護者への引渡し						
	2 所管施設の点検、応急措置						
	3 民間保育施設への情報提供						
	4 民間保育施設の被害把握						
	5 所管施設の応急復旧						
	6 避難所等における応急保育						
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						

## 戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
応急・救出班	1 市内の被害状況の確認	→					
	2 応急措置	→	→				
	3 住民の避難誘導		→				
	4 住民の避難誘導(垂直避難)		→	→			
	5 孤立者の確認、救出要請等			→	→		
	6 救出資機(器材・重機)の手配			→	→		
	7 被災地の応急危険度判定の要請・受入れ				→	→	
	8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項				→	→	
建築班	1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)	→					
	2 応急・救出班の応援	→			→	→	
	3 所管施設の応急復旧					→	→
	4 公園班の応援					→	→
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→	→
都市整備部	1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)	→					
	2 交通規制(入城禁止)の実施(交通班と連携)		→	→			
	3 所管施設の点検、応急措置						
	4 道路上の障害物の除去			→	→		
	5 交通規制の実施(交通班と連携)			→	→		
	6 所管施設の応急復旧			→	→		
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			→	→		
土地区画班	1 所管区域内の安全パトロール(所管施設の点検等)	→					
	2 所管区域内の住民の避難誘導		→	→			
	3 所管区域内の住民の避難誘導(垂直避難)			→			
	4 所管施設の点検、応急措置			→	→		
	5 所管施設の応急復旧			→	→		
	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項			→	→		
交通班	1 交通規制の実施(道路班と連携)	→					
	2 防犯情報の広報	→					
	3 防犯パトロールの実施	→					
	4 警察署との連絡調整	→					
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	→					

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
避難所管理班	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導	→	→				
	2 緊急避難所の開設状況の把握	→					
	3 緊急避難所との連絡調整		→	→			
	4 所管施設の点検、応急措置			→	→		
	5 緊急避難所から避難所への切替状況の把握					→	→
	6 り災証明書の発行					→	→
	7 所管施設の応急復旧					→	→
	8 避難所との連絡調整					→	→
	9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→	→
	10 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導	→	→				
市民生活部	1 所管施設の点検、応急措置			→	→		
	2 自主防災会への連絡調整					→	→
	3 所管施設の応急復旧					→	→
	4 友好都市・姉妹都市との連絡調整					→	→
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→	→
物資班	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導	→	→				
	2 所管施設の点検、応急措置			→	→		
	3 備蓄品の緊急避難所への搬送	→					
	4 食糧、生活必需品の登録・納品確認			→	→		
	5 食糧、生活必需品の緊急避難所への搬送			→	→		
	6 避難所管理班の応援			→	→		
	7 所管施設の応急復旧					→	→
	8 救援物資の受け入れ、管理					→	→
	9 食糧、生活必需品の避難所への搬送					→	→
	10 商業、工業、農業被害の調査					→	→
	11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→	→

戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
公園班	1 市内安全パトロール(所管施設の点検等)	→					
	2 応急・救出班の応援		→	→			
	3 街路樹等の倒木処理			→			
	4 応援部隊等受入れスペースの確保			→			
	5 所管施設の応急復旧				→		
	6 堆積土砂等一時保管スペースの確保				→		
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項					→	
環境経済部	1 避難所管理班の応援		→	→			
	2 防疫、衛生活動			→			
	3 ごみの収集、処理				→		
	4 災害廃棄物処理					→	
	5 死亡動物の処理、放浪動物の保護					→	
	6 ペットの飼養指導						→
	7 災害時における公害対策						→
	8 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						→

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
医療部	1 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導	→					
	2 所管施設の点検、応急措置	→		→			
	3 所管施設における入所者の安全確保及び避難誘導(垂直避難)		→				
	4 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整			→			
	5 医療施設の被害把握			→			
	6 所管施設の応急復旧			→			
	7 避難所での巡回医療の総括				→		
	8 医薬品、医療用資器材等の確保					→	
	9 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						→

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
水道班	1 来庁者の避難誘導		→				
	2 水道施設の点検、応急措置		→		→		
	3 庁舎の点検、応急措置		→		→		
	4 応急・救出班の応援		→		→		
	5 職員の一時避難指示(最低必要要員以外の職員の庁舎上層階等への避難指示)		→		→		
	6 応急給水			→			
	7 給水用資器材の確保			→			
	8 断水・応急給水の広報			→			
	9 水道施設の応急復旧				→		
	10 庁舎の応急復旧					→	
	11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						→
水全部	1 市内安全パトロール(下水道施設の点検等)	→					
	2 ポンプの稼働等		→		→		
	3 応急・救出班の応援		→		→		
	4 下水道施設の被害状況把握			→			
	5 下水道施設の応急復旧				→		
	6 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						→
河川班	1 河川等の水位の監視、警戒			→			
	2 排水施設の稼働等(ポンプ停止)			→			
	3 荒川左岸水害予防組合(水防管理者)との連絡			→			
	4 河川管理施設の点検、応急措置		→		→		
	5 河川管理施設の応急復旧				→		
	6 河川漂着物の処理					→	
	7 その他、他班の応援及び本部長の特命事項						→

## 戸田市地域防災計画 災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
消防総務班	1 災害情報の収集	■	■				
	2 部内職員、消防団員の動員	■	■	■	■	■	■
	3 救出資機(器材)等の確保	■	■	■	■	■	■
	4 応援部隊への対応	■	■	■	■	■	■
予防班	1 火災・救助情報等の収集	■	■	■	■	■	■
	2 住民に対する災害広報	■	■	■	■	■	■
	3 住民に対する避難の広報	■	■	■	■	■	■
	4 住民に対する緊急避難の広報	■	■	■	■	■	■
	5 住民に対する広報活動	■	■	■	■	■	■
	6 火災原因等調査	■	■	■	■	■	■
消防部	1 災害情報の収集	■	■	■	■	■	■
	2 各種警報の収受	■	■	■	■	■	■
	3 警戒区域の設定、避難の勧告・指示(緊急)・誘導	■	■	■	■	■	■
	4 車両の配置	■	■	■	■	■	■
	5 無線の統制	■	■	■	■	■	■
	6 他消防機関への応援要請	■	■	■	■	■	■
消防署班	1 救助活動	■	■	■	■	■	■
	2 消火活動	■	■	■	■	■	■
	3 救急活動	■	■	■	■	■	■
	4 孤立者救助活動	■	■	■	■	■	■
	5 災害の警戒、防衛	■	■	■	■	■	■

■【ケース3】荒川の氾濫による大規模水害発生時 事象別事務分掌		警戒期	避難期	緊急期	救出期	応急復旧開始期	応急復旧期
教育総務班	1 教育施設の点検、応急措置	■	■	■	■	■	■
	2 学校との連絡調整	■	■	■	■	■	■
	3 学校教育班の応援	■	■	■	■	■	■
	4 教育施設の応急復旧	■	■	■	■	■	■
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	■	■	■	■	■	■
教育部	1 教育施設の点検	■	■	■	■	■	■
	2 学校の一時休校措置、児童及び生徒の安全確保、保護者への引渡しの確認	■	■	■	■	■	■
	3 緊急避難所開設に関する協力の要請	■	■	■	■	■	■
	4 緊急避難所運営に関する協力の要請	■	■	■	■	■	■
	5 児童・生徒の安否確認結果の集約	■	■	■	■	■	■
	6 教職員の安否確認	■	■	■	■	■	■
	7 緊急避難所から避難所への切替に関する協力の要請	■	■	■	■	■	■
	8 教育再開計画の連絡調整	■	■	■	■	■	■
	9 学校施設における教育場所と避難所の調整	■	■	■	■	■	■
	10 文化財被害の調査	■	■	■	■	■	■
	11 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	■	■	■	■	■	■
炊出班	1 所管施設の点検、応急措置	■	■	■	■	■	■
	2 所管施設の応急復旧	■	■	■	■	■	■
	3 炊き出し	■	■	■	■	■	■
	4 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	■	■	■	■	■	■
図書館・郷土博物館班	1 所管施設の一時閉鎖措置、入館者の避難誘導	■	■	■	■	■	■
	2 所管施設の点検、応急措置	■	■	■	■	■	■
	3 所管施設の応急復旧	■	■	■	■	■	■
	4 文化財被害の調査	■	■	■	■	■	■
	5 その他、他班の応援及び本部長の特命事項	■	■	■	■	■	■

## 第2節 動員配備計画

### 第1 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の安全の確保に十分配慮し、災害警戒本部及び災害対策本部の配置要員、動員方法等について定める。

### 第2 配備要員

監視体制、災害警戒本部（レベルA）及び災害対策本部（レベルB・C・D）の各体制において配備を要する部課及び要員数は別途定める。

### 第3 動員方法

各体制における動員方法は以下のとおりとする。

#### ■各体制における職員動員方法

配備体制		配備基準
監視体制		① 危機管理監が配備要員を動員する
災害警戒本部体制	レベルA	
災害対策本部体制	レベルB	① 危機管理監が各部長に動員連絡を行う。 ② 部長が各課長に動員連絡し、あらかじめ決められた人員を動員する。
	レベルC	
	レベルD	

#### (1) 参集の方法

##### ① 勤務時間外

メール・電話等で動員連絡を行う。各体制の配備要員に当たる職員は、気象状況等から、被害が予想される災害について自己覚知をし、動員連絡を受けた場合、直ちに本部の指示する場所に参集する。

職員は参集途上、次の事項について適切な助言及び援助をするとともに、収集した情報を総括班に報告する。

- (ア) 人命の危険を察知した場合は、避難の呼びかけ及び指導
- (イ) 道路、橋梁等の被害状況や通行不能箇所の状況等

② 勤務時間内

府内放送のほか、電話、府内 LAN 等で動員連絡を行う。

各体制の配備要員に当たる職員は、動員連絡を受けた場合、直ちに本部の指示する場所に参集する。

③ 避難所指定職員

本部から動員連絡を受けた場合、直ちに本部の指示する場所に参集し、各自が担当する指定避難所に出動する。

## 第3節 事前・応急措置及び災害救助法適用計画

### 第1 計画の方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、事前措置及び応急措置を行うとともに、災害救助法の適用基準、適用手続等について定める。

### 第2 事前措置及び応急措置

#### 1. 事前措置

大雨により河川の氾濫や道路冠水等の災害が発生するおそれのある場合、又は荒川に水防警報等が発表された場合等（災害警戒本部配備体制レベルA、災害対策本部配備体制レベルB）において、各班は、安全パトロール、警戒巡回等の警戒活動により、市内の状況を把握するとともに、各所管施設の点検及び被害状況を把握する。

#### 2. 応急措置

各班は、被害の状況を把握するために市域を巡回・調査（安全パトロール）し、市内の中小河川や排水路等の氾濫や、道路・宅地における倒木等の災害が発生し危険な状態となった場合は、次のような応急措置を実施する。

初動期においては、帰宅困難者対応班、福祉班、援護班、保育班、避難所管理班、防疫清掃班、連絡班、物資班、水道班の各班は、調査班、応急・救出班、交通班の応援を行う。

なお、警防班、予防班は、床上浸水等のおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められる場合、付近の住民に避難等を指示する。

また、通行止め等の措置が必要な場合、交通班、道路班は、蕨警察署や当該道路の道路管理者（国土交通省又は県）と調整を図り、交通規制を実施する。

#### ■応急措置

- ① 浸水箇所では土のう積みやポンプによる排水を行う。
- ② 道路の冠水区域等の危険箇所は、通行止めや交通規制等の措置をとる。
- ③ 通行の障害となる道路上の障害物は除去する。
- ④ 倒木、落下物等で危険なものを除去する。
- ⑤ 浸水区域や周辺地域の住民に対し避難指示等を発令し、避難の誘導を行う。
- ⑥ 越流・堤防決壊等の情報等を覚知したときは、全ての作業を中止し、付近の逃げ遅れた住民を誘導しながら、3階以上の堅固な建物等への緊急避難（垂直避難）を行う。

### 第3 災害救助法の適用

#### 1. 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。

本市における具体的適用（戸田市人口100,000人以上300,000人未満、埼玉県人口3,000,000人以上）は、次のいずれか1つに該当する場合である。

#### ■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 市内の住家が滅失した世帯の数	市100世帯以上	令第1条 第1項 第1号
② 県内の住家が滅失した世帯の数かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県2,500世帯以上 かつ市50世帯以上	令第1条 第1項 第2号
③ 県内の住家が滅失した世帯の数かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県12,000世帯以上かつ 市50世帯に達しないが、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき（※）	令第1条 第1項 第3号前段
④ 災害が隔絶した地域で発生したものである等 被災者の救護が著しく困難である場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき（※）	令第1条 第1項 第3号後段 (注2)
⑤ 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じた場合	（※）	令第1条 第1項 第4号 (注3)

（注1）※印の場合は、埼玉県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

（注2）上記④に係る事例

- ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること
- イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

（注3）上記⑤に係る事例

- 住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する
  - ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
  - イ 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
  - ウ 群衆の離踏により多数の者が死傷した場合
  - エ 山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合
  - オ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

#### 2. 被害状況の判定基準

本市における被害程度の判定は、「被害状況判定基準」（資料編 3. 基準等 3-3～3-5頁）によって行うものとする。

## 第4 滅失世帯の算定基準

### 1. 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・全流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

#### ■滅失世帯の算定方法

滅失住家 1世帯	住家被害状況	換算数
	全壊（全焼・全流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	3世帯

### 2. 住家被害程度の判定

住家の被害程度の判定を行う上で、およその基準は次のとおりとする。

#### ■被害の判定基準

被害の区分	判定の基準
住家の全壊全焼 (全流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊 (半焼)	住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもので、具体的には、損壊、又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、具体的には、住家が滅失、半壊・半焼する等著しく損傷したものに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

## 第5 災害救助法の適用手続き

### 1. 災害救助法の適用要請

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を埼玉県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

#### ■災害救助法の申請事項

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする理由
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

### 2. 適用要請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、埼玉県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに埼玉県知事に報告する。その後の処置に関しては、埼玉県知事の指揮を受ける。

### 3. 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は、埼玉県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

## 第6 救助の実施者及び救助の内容

### 1. 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、埼玉県知事が実施者となり、市長は、埼玉県知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

#### ■災害救助法による救助の種類、実施期間、実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内 (ただし、産分がんじた日から7日以内)	医療班派遣：県及び日赤県支部 (ただし委任したときは市)
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工20日以内	対象者、設置箇所の選定：市 設置：県(ただし、委任したときは市)
災害にかかった住宅の応急修理	完成1ヶ月以内	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、全ての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

#### ■その他の救助業務

- 被害状況等の調査
- 輸送協力
- 物資調達
- 義援金・支援物資の受入、配分
- 災害弔慰金・災害見舞金の支給
- 災害援護資金の貸付
- 被災者生活再建支援金申請受付

## 第4節 相互応援協力計画

### 第1 計画の方針

甚大な被害が発生し、大規模、緊急性又は専門的な知識・技術が求められる救援活動や、市や市内の防災関係機関による対応が困難な場合には、県、国、他市町村に応援（相互応援協定を含む）を要請するとともに、県及び他市町村から応援要請を受けた場合、被災自治体へ応援職員を派遣する。また、応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うための仕組みについても検討するよう努める。

### 第2 県への応援要請及び県からの応援要請

#### 1. 県への応援要請

市長は、埼玉県知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、県（統括部）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

#### ■県への応援又は応援の斡旋を求める場合の事項

		埼玉県 統括部			
要請先	(勤務時間内：消防防災課)		(勤務時間外：危機管理防災部当直)		
	電 話	048(830)8181	電 話	048(830)8111	
		ファクシミリ	048(830)8159	ファクシミリ	048(822)9771
		県防災行政無線	6-8181	県防災行政無線	6-8111
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）				
要請の内容	事項		備考		
県への応援要請又は災害応急対策の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容） 6 その他必要な事項		災害対策基本法第68条		
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	1 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 2 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項		災害対策基本法第29条 災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17		

## (1) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市単独で災害対応を十分に実施できない場合、県に「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請する。

なお、県が県内自治体の相互応援だけで災害対応を実施することが困難であると判断した場合、応急対策職員派遣制度に基づいた応援職員の派遣要請を実施する。

**■派遣対象業務**

種別	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、り災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	—	

## (2) 災害マネジメント総括支援員の派遣要請

災害マネジメント支援が必要な場合、県（対口支援団体の決定前）又は対口支援団体（対口支援団体の決定後）に対し、総括支援チームの派遣を要請する。

**2. 県からの応援要請**

市長は、埼玉県知事から他市町村への応援の指示を受けた場合は、速やかに担当業務に応じる応援隊を組織し、指定される被災自治体へ応援隊を派遣する。

## 第3 国への応援要請及び国、地方公共団体等からの応援受入

## 1. 国への応援要請

## ■国への応援（緊急災害対策派遣隊：TEC-FORCE）を求める場合の事項

要請先	国土交通省	
	荒川上流河川事務所 電話 049(246)6715 ファクシミリ 048(246)6391 メール ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp	荒川下流河川事務所 電話 03(3903)6821 ファクシミリ 03(3902)6676 メール ktr-arage-saigai@mlit.go.jp
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、事後文書送付）	
要請の内容	事項	備考
国への応援要請	1 災害の状況 2 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容） 6 その他必要な事項	

## 2. 国、地方公共団体等からの応援受入れ

職員班は、戸田市災害時受援計画（人的応援受入れ編）に基づいて、国、地方公共団体からの人的支援を円滑に受け入れ、応援団体からの災害対策現地情報連絡員（以下、「リエゾン」という。）や応援職員による円滑な活動に配慮する。

リエゾンや応援職員に対する配慮する事項	① 活動場所の提供 ② 被害状況や受援ニーズ等の情報提供 ③ 災害対策本部会議等への参加機会の提供 ④ 仮眠場所の提供 ⑤ 宿泊場所として庁内の会議室等を提供（宿泊場所を確保できない場合） ⑥ 食料、文房具、パソコン等の携行品を提供（準備ができない場合）
---------------------	--

## 第4 協定締結自治体への応援要請及び協定締結自治体からの応援要請

### 1. 協定締結自治体への応援要請

市長は、協定締結市町村への要請が必要な場合、協定に基づき、市町村の長に対して応援の要請を行う。総括班、連絡班は、応援の要請を行った協定締結市町村と連絡調整を行う。

自治体と締結している協定は、「相互応援協定等の締結状況一覧」（資料編 4. 協定書・資金貸付等 4-1～4-2頁）のとおりである。

### 2. 協定締結自治体からの応援要請

市長は、協定締結市町村から応援の要請を受けた場合は、速やかに担当業務に応じる応援隊を組織し、当該市町村へ応援隊を派遣する。

## 第5 消防相互応援協定等締結自治体への要請及び消防相互応援協定等締結自治体からの応援要請

### 1. 消防相互応援協定等締結自治体への応援要請

市長は、自力での消防活動が十分に行えず、被害拡大のおそれがある場合、消防相互応援協定等の締結自治体に対し、消防活動に対する応援を要請する。

警防班は、応援の要請を行った協定締結自治体又は消防機関と連絡調整を行う。

消防相互応援協定は、「相互応援協定等の締結状況一覧」（資料編 4. 協定書・資金貸付等 4-2頁）のとおりである。

### 2. 緊急消防援助隊への災害派遣要請

災害が広域にわたり、近隣の消防相互応援協定等締結自治体からの応援が見込めない場合は、県に対して緊急消防援助隊の災害派遣要請を依頼する。市長の災害派遣要請に関する事務手続きは、県（危機管理防災部消防防災課）に次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに埼玉県知事に連絡する。

#### ■応援要請事項

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

## 第6 その他協定締結機関・民間事業者等への応援要請

各担当班は、協定締結機関、民間事業者等へ応援要請が必要な場合、協定に基づき、応援の要請を行う。

## 第5節 注意報及び警報伝達計画

### 第1 計画の方針

災害応急体制の確立及び応急対策の実施上重要な、風水害等の注意報及び警報を迅速かつ正確に伝達するため、警報等の伝達組織並びに方法等を定める。

特に、台風による大雨発生などの事前に予測が可能な場合には、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

### 第2 災害関連情報の収集

#### 1. 気象情報

##### (1) 注意報、警報の種類

熊谷地方気象台から、発表される気象注意報、警報の種類、内容は、「警報・注意報発表基準一覧」（資料編 3. 基準等 3-1～3-2 頁）のとおりである。

なお、本市の天気予報の発表区域は、埼玉県南部であり、市町村をまとめた区域は南中部である。

#### 2. 洪水に関する情報

##### (1) 国直轄河川に関する情報

###### ① 洪水予報

###### (ア) 洪水予報の種類

国土交通大臣が指定した荒川の洪水予報については、気象庁長官と国土交通大臣が共同して発表される。発表される洪水予報の種類、内容は以下のとおりである。

#### ■指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</li> <li>・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</li> <li>・災害が既に発生していることを示す警戒レベル5に相当する。</li> </ul>
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</li> <li>・危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</li> </ul>
	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</li> <li>・高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</li> </ul>
洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</li> <li>・避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。</li> </ul>

#### ■洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位（国直轄河川：荒川）

令和3年度現在

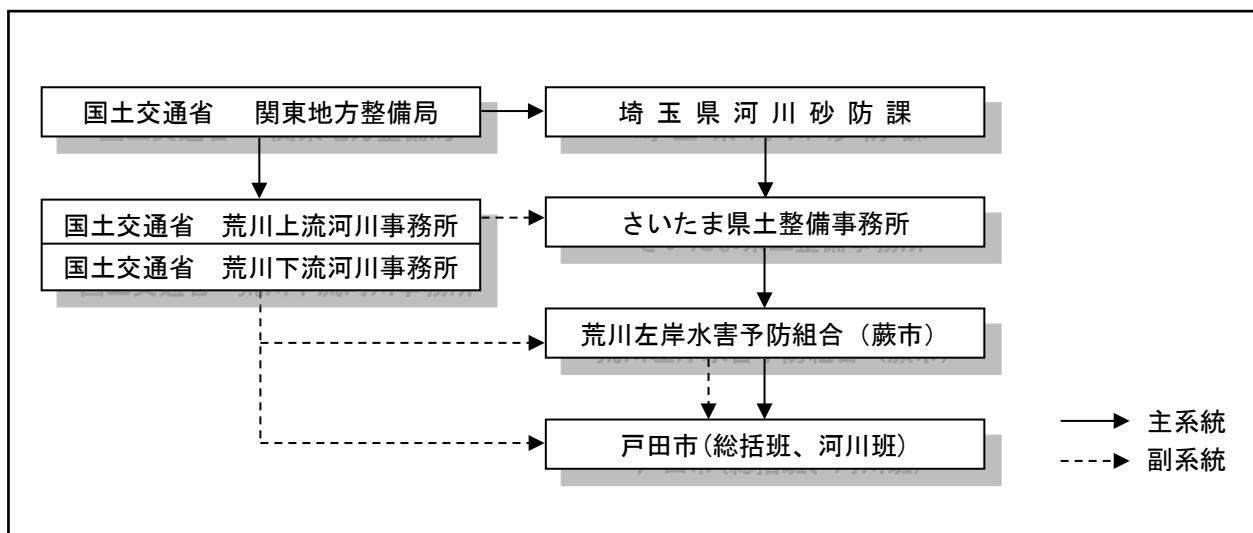
河川名 (区域)	基準地点	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画 高水位
荒川上流	熊谷	熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.50m
	治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m
荒川下流	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m

※水位は A.P (荒川基準水面) 表示

#### (1) 洪水予報の伝達経路

潜水予報は次頁の経路により伝達される。

#### ■洪水予報の伝達経路（国直轄河川：荒川）



## ② 水防警報

### (ア) 水防警報の種類

国土交通省荒川上流河川事務所及び荒川下流河川事務所から発表される水防警報の種類、内容は以下のとおりである。

## ■水防警報（国直轄河川：荒川）

種類	内容	発表基準
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機(器)材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めさせるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超えて、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

## ■水防警報の基準水位観測所（国直轄河川：荒川）

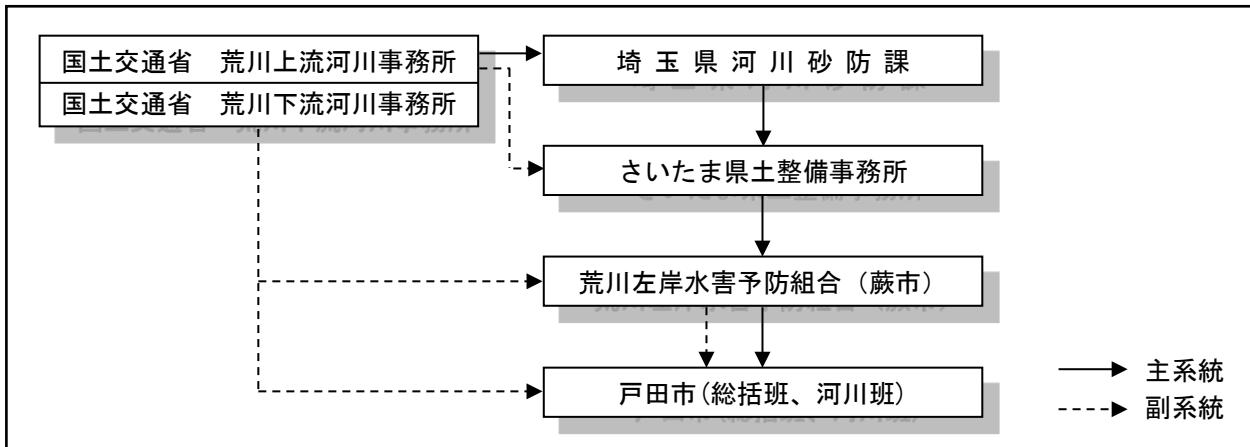
令和3年度現在

水位観測所	所在地	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画 高水位
治水橋	さいたま市西区大字 飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m
岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m

#### (イ) 水防警報の伝達経路

水防警報は以下の経路により伝達される。

#### ■水防警報の伝達経路（国直轄河川：荒川）



## (2) 埼玉県管理河川に関する情報

## ① 洪水予報

### (ア) 洪水予報の種類

埼玉県知事が指定している洪水予報指定河川で本市に關係する河川は、荒川水系の芝川・新芝川である。芝川・新芝川の洪水予報については、埼玉県県土整備部河川砂防課と東京都建設局河川部防災課、熊谷地方気象台、気象庁長官が共同して発表され、発表される洪水予報の種類、内容は国直轄河川の洪水予報の種類と発表基準（P1-43）と同様である。

■洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位（埼玉県管理河川：芝川・新芝川）

令和3年度現在

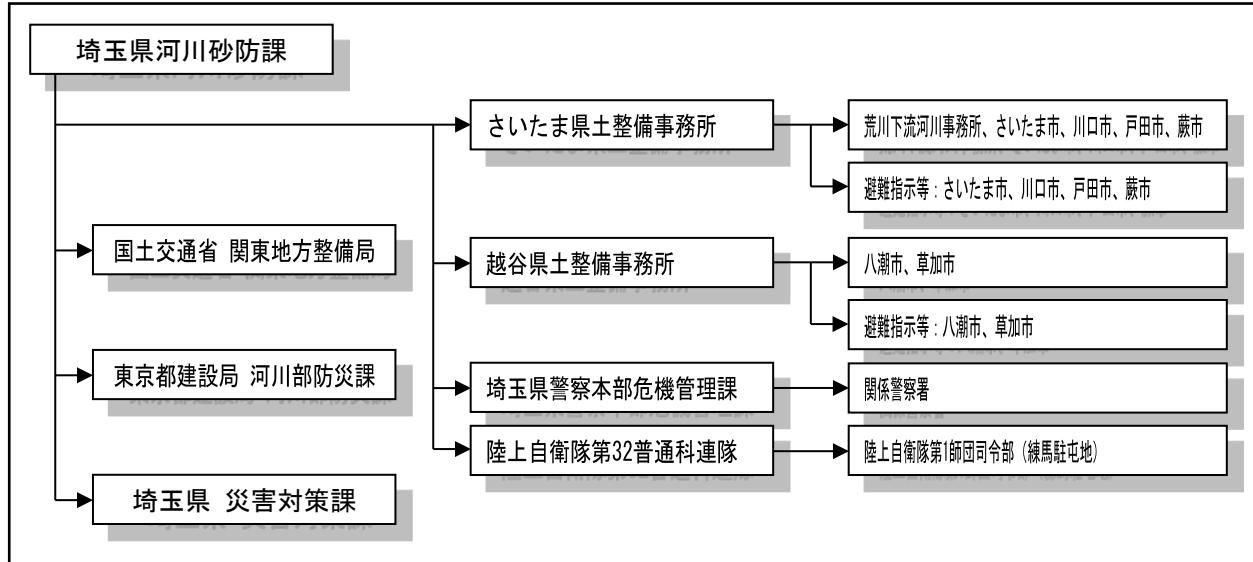
河川名 (区域)	水位観測所	所在地	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
芝川・新芝川	青木水門	川口市辻	3.75m	3.88m	4.63m

※水位は A.P (荒川基準水面) 表示

## (イ) 洪水予報の伝達経路

洪水予報は以下の経路により伝達される。

## ■洪水予報の伝達経路（埼玉県管理河川：芝川・新芝川）



## ② 水位周知河川における水位到達情報

## (ア) 水位情報の種類と発表基準

埼玉県知事が指定している水位周知河川で、本市に關係する河川は、荒川水系の鴨川と鴻沼川である。これら河川について、氾濫危険水位に達したとき、市は県からの通知を受ける。

## ■水位情報の対象となる基準水位観測所の水位（埼玉県管理河川：鴨川・鴻沼川）令和3年度現在

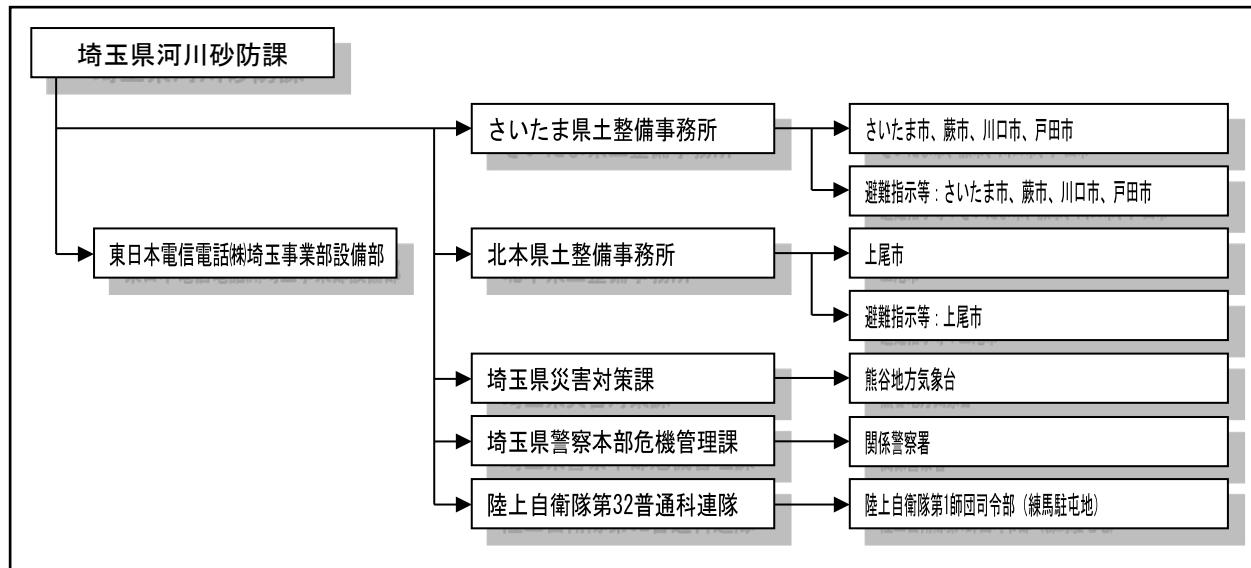
河川名 (区域)	水位観測所	所在地	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位)
鴨川	日進上	さいたま市西区 日進町2丁目	6.75m	7.60m	—	7.85m
	鴨川排水機場	さいたま市 桜区下大久保	5.00m	6.10m	—	6.89m
鴻沼川	十五条橋	さいたま市 北区櫛引2丁目	12.00m	12.20m	—	12.40m

※水位はA.P(荒川基準水面)表示

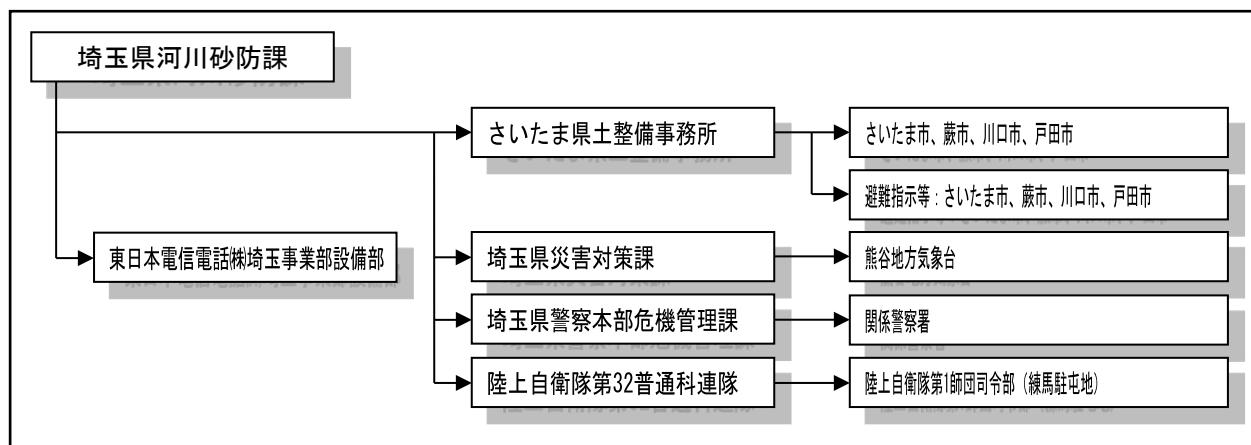
(イ) 水位到達情報の伝達経路

水位到達情報は以下の経路により伝達される。

■水位到達情報の伝達経路（埼玉県管理河川：鴨川（日進上観測所・鴨川排水機場観測所））



■水位到達情報の伝達経路（埼玉県管理河川：鴻沼川（十五条橋観測所））



### ③ 水防信号

埼玉県知事の定める水防信号は以下のとおりである。

#### ■信号種別

- |      |                                      |  |  |  |  |  |
|------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 第1信号 | 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの            |  |  |  |  |  |
| 第2信号 | 水防団員、消防署等に属する者の全員が、直ちに出動すべきことを知らせるもの |  |  |  |  |  |
| 第3信号 | 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの    |  |  |  |  |  |
| 第4信号 | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの   |  |  |  |  |  |

#### ■水防信号表

種類	警鐘信号			サイレン信号（余いん防止符）					
第1信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止	約 5秒 ○ — 休止	約 15秒 ○ — 休止	約 5秒 ○ — 休止	約 15秒 ○ — 休止	約 5秒 ○ — 休止	約 15秒 ○ — 休止
第2信号	○—○—○	○—○—○		約 5秒 ○ — 休止	約 6秒 ○ — 休止	約 5秒 ○ — 休止	約 6秒 ○ — 休止	約 5秒 ○ — 休止	約 6秒 ○ — 休止
第3信号	○—○—○—○	○—○—○—○		約 10秒 ○ — 休止	約 5秒 ○ — 休止	約 10秒 ○ — 休止	約 5秒 ○ — 休止	約 10秒 ○ — 休止	約 5秒 ○ — 休止
第4信号	乱打			約 1分 ○ — 休止	約 5秒 ○ — 休止	約 1分 ○ — 休止	約 5秒 ○ — 休止		
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。								

### 3. 異常現象の通報

#### (1) 異常現象の通報

河川の増水、堤防の亀裂等、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市（災害対策（警戒）本部）又は蕨警察署に通報する。

また、参集職員、自主防災会等も異常現象を発見した場合は、直ちに市（災害対策（警戒）本部）に通報する。

#### ■異常現象の通報

- |         |  |
|---------|--|
| ① 住民    | ：市（災害対策（警戒）本部）、消防本部、蕨警察署に通報（蕨警察署は市（災害対策（警戒）本部）に伝達） |
| ② 参集職員  | ：参集途上の見聞情報を市（災害対策（警戒）本部）に通報                        |
| ③ 自主防災会 | ：地域の被害状況を調査し、市（災害対策（警戒）本部）に伝達                      |

#### (2) 通報の受付

電話対応班は、市（災害対策（警戒）本部）で通報の電話受付に当たる。

### 第3 情報伝達の措置

#### 1. 伝達体制

市長は、県等関係機関から警報、特別警報等の伝達を受けたときは、本市地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

#### 2. 勤務時間外における警報、特別警報等の伝達

市は、勤務時間外に伝達される警報、特別警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておく。

また、各職員においても、防災情報メール、職員参集メールに登録を行うなど、自ら気象情報や災害情報の入手及び把握に努める。

## 第6節 災害情報通信計画

### 第1 計画の方針

災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、情報連絡体制に基づき、連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに、県に概括的な報告をする。なお、発災直後から緊急調査の時点で、市において対応が困難な災害と判断した時は、速やかに応援要請を行う。

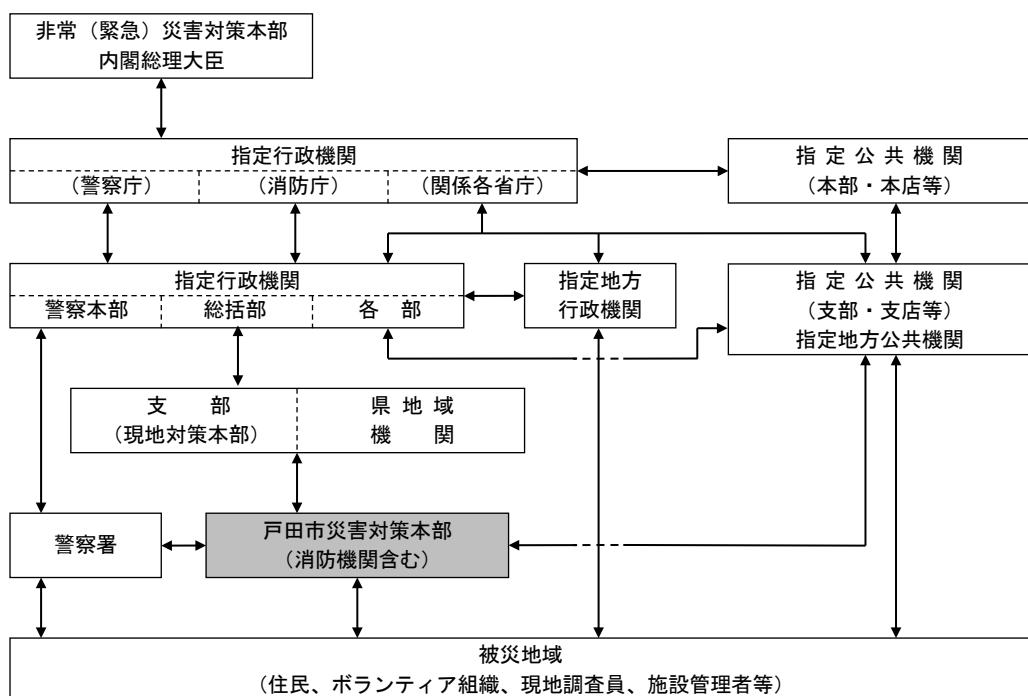
### 第2 情報連絡体制

#### 1. 通信連絡体制

##### (1) 通信連絡系統図

災害時の通信連絡の流れは、次のとおりである。

#### ■通信連絡系統図



## （2）通信連絡体制

有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により行う。

### ① 防災行政無線

市及び県、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

なお、通信のふくそう等により通信の確保が困難となる場合には、県による通信統制に従うものとする。

### ② 非常通信

有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

### ③ 使者の派遣

全ての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行う。

## 2. 災害情報のための電話の指定

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておく。

## 3. 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話又は防災無線が設置されるまでの間、被害状況等について、報告又は通報する場合に使用する災害通信については、次のいずれかによる。

- ① 防災行政無線
- ② 指定電話
- ③ 防災情報システム
- ④ 非常無線
- ⑤ ファクシミリ

## 4. 市防災行政無線（移動系）の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは次のとおり統制を実施する。

### ■市防災行政無線（移動系）の通信統制

無線・電源の点検	○災害発生後、直ちに市及び県防災行政無線の通信機能及び独立電源を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。
本部の回線統制	○無線の回線利用は本部が優先し、統制設定権は本部が有する。
通信形態の原則	○移動無線局からの通信は全て本部に対して個別に行うものとし、原則として移動局相互間の通信は禁止する。
一斉指令	○本部は、原則として全ての無線局に対して一斉に情報伝達を行う。

## 5. 非常通話、緊急通話等の利用

防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用する。

## 6. 災害情報通信のための通信施設の優先使用

県及び市が災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行う。

### (1) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

- ① 警察機関
- ② 消防機関
- ③ 水防機関
- ④ 航空保安機関
- ⑤ 気象業務機関
- ⑥ 鉄道事業者
- ⑦ 電気事業者
- ⑧ 鉱業事業者
- ⑨ 自衛隊

### (2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ① 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- ② 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ① 緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておく。
- ② 県及び市が、災害情報通信のため特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定しておく。

## 7. 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用する。

(1) 非常通信の運用方法

① 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
- (エ) 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- (ク) 遭難者救援に関すること
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- (コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資機(器)材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること
- (ハ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること
- (シ) 災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- (ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

② 非常無線通信文の要領

- (ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- (イ) 片仮名又は通常の文書体で記入する。
- (ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、片仮名に換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- (エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- (オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- (カ) 余白に「非常」と記入する。

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておく。

④ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問合せを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課内、関東地方非常通信協議会事務局

電 話 03-6238-1771 (直通)

ファクシミリ 03-6238-1769

### 第3 被害報告

#### 1. 緊急調査

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、災害発生直後から収集・把握する。また、各部は、災害時情報共有システムを活用して、収集・把握した情報を総括班に報告する。

#### ■各部の収集すべき情報（概括的な被害状況等）

危機管理部	① 住民、自主防災会、民間協力団体の情報等 ② 関係機関からの概括的な被害情報 ③ 各部・班等からの被害情報 ④ テレビ・ラジオ等の報道機関からの重要情報（広域的な災害の全容等）
総務部	① 職員の被災状況・参集状況
委員会・会計部	① 鉄道の運行状況 ② 帰宅困難者（駅前滞留者・徒歩帰宅者）の状況 ③ 被災者の意見・要望等の情報
企画財政部	① 庁舎及び市公共施設の被害状況 ② 市全域の被害状況
健康福祉部	① 福祉避難所の開設、保護状況 ② 災害時要配慮者・行方不明者の状況 ③ 所管施設の被害状況 ④ 火葬場の被害状況
こども健やか部	① 保育施設等（所管施設・民間施設）の被害状況 ② 園児・児童の安全確保及び保護者への引渡し状況
都市整備部	① 道路等の所管施設の被害状況 ② 住宅等の被害状況 ③ 応急・救出活動の実施状況 ④ 交通渋滞・事故等の市内交通状況
市民生活部	① 指定避難所（指定緊急避難場所）開設・運営、避難者数等の情報 ② 避難者の意見・要望等の情報 ③ 所管施設の被害状況
環境経済部	① 公園等の所管施設の被害状況
医療部	① 市内医療機関の被害・稼働状況 ② 死者数・負傷者等搬入状況 ③ 医療救護状況、救出事案の状況
水安全部	① 上水道施設・下水道施設の被害状況 ② ポンプ稼働状況 ③ 河川等の所管施設の被害状況
教育部	① 文教施設・所管施設の被害状況 ② 児童・生徒の安全確保及び保護者への引渡し状況

### ■被害状況の集約

情報の集約	○総括班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。 ① 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等の資料作成 ② 被害分布図等の作成
被害情報等の整理	○総括班は、取りまとめた情報を整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

## 2. 被害の詳細調査

各班は、人的・物的被害及び所管施設等に関する被害状況について調査を行い、総括班に報告を行う。なお、被害調査は、「被害状況判定基準」による。

また、被害調査結果は、結果の整理や集約、情報の共有化を図り、各種の応急対策活動へ反映させる。

### ■部門別調査の担当及び対象

調査担当班	調査対象
調査班	人的被害、住家・非住家被害
福祉班	人的被害、火葬場被害
福祉班 援護班 福祉センター班	高齢者、障がい者施設等の社会福祉施設（民間含む）被害
保育班	保育施設等（民間含む）被害
応急・救出班	人的被害、住家・非住家被害
建築班	公営住宅被害
道路班	道路構造物（街路樹含む）、橋梁等被害
土地区画班	新曽地区土地区画整理地内の被害
河川班	河川構造物被害
公園班	公園等被害（みどり公園課） 農作物・農業施設被害、商工被害（経済政策課）
防疫清掃班	廃棄物処理施設被害
医療班	医療施設（民間含む）被害
水道班	水道施設被害
下水道班	下水道施設被害
教育総務班	文教施設被害

### ■被害調査の留意事項

- ① 災害情報の収集に当たっては、蕨警察署と緊密に連絡するものとする。
- ② 被害の程度の調査に当たっては、市の内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- ③ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の判定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。
- ④ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようになければならない。
- ⑤ 全壊、流失、半壊、死者、重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- ⑥ 住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、蕨警察署の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- ⑦ 行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

### 3. 被害の報告

総括班は、市内の被害状況等について、埼玉県災害オペレーション支援システム、ファクシミリ、電話又は防災行政無線により、県へ速やかに報告を行う。

#### (1) 報告責任者の選任

総括班が行う被害状況等の報告に係る責任者は以下のとおりとする。

### ■報告責任者

区分	事務の内容	報告責任者
総括責任者	被害情報の報告を総括する。	正：危機管理監 副：総括班長（危機管理防災課長）
取扱責任者	各部ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	本部各部長（関係部長）

#### (2) 報告すべき事項

県等の防災関係機関に報告する情報の報告事項は以下のとおりとする。

### ■報告すべき災害

- ① 戸田市において、暴風、豪雨、豪雪、洪水等により人的（死者、行方不明者及び負傷者）又は物的（住家又は非住家の全壊、半壊、一部破損及び浸水）被害が発生するに及んだ災害以上のもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 市が災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～⑤の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

### ■報告すべき事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度等は「被害状況判断基準」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置、及び今後とろうとする措置
  - 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
  - 主な応急措置の状況
  - その他必要事項
- ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦ その他必要な事項

### (3) 報告の種別

報告は「被害速報（発生速報・経過速報）」及び「確定報告」に区分される。

なお、「被害速報」は、報告すべき被害の程度について、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告する。

### ■県への報告区分

区分	内 容	時 期	方 法
被害速報	被害の発生直後に把握した状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の種類と規模</li> <li>○ 職員動員の状況</li> <li>○ 災害対策本部の活動の見込み 等</li> </ul>	発生直後	埼玉県災害オペレーション支援システム ※埼玉県災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は様式第1号「発生速報」によりファクシミリ等で報告
	被害状況の進展に伴い収集した被害状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人的・物的被害の被害数量</li> <li>○ 措置状況</li> <li>○ 対策上の問題点 等</li> </ul>	特に指示する場合のほか2時間毎	埼玉県災害オペレーション支援システム ※埼玉県災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は様式第2号「経過速報」によりファクシミリ等で報告
確定報告	被害状況判断基準に基づいた被害状況調査により、最終的な被害数量	応急対策終了後から7日以内	様式第3号「確定報告」により、文書で報告

※様式は、資料編参照

#### (4) 報告先

総括班は、埼玉県災害オペレーション支援システムにより被害報告（被害速報）を行うものとし、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、報告毎に定めた様式により、下記の連絡先に報告する。

また、人、住家・非住家、文教施設、道路、橋梁、河川、農地、農作物等の被害状況は、県だけでなく関係する県出先機関にも報告を行う。

なお、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告を行うものとし、事後、速やかに県に報告を行う。

また、同時多発火災、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、被災地の映像情報等、被害規模を推定するための概括的な情報を優先して消防庁又は県に報告する。

#### ■報告先

報告先		勤務時間内	勤務時間外
県	県対策本部設置前 (県現地対策本部 又は支部設置前)	(災害対策課) 電 話 048(830)8181 ファクシミリ 048(830)8159 県防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111	(危機管理防災部当直) 電 話 048(830)8111 ファクシミリ 048(830)9771 県防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111
	県対策本部設置後 (県現地対策本部 又は支部設置後)	川口現地災害対策本部（南部地域振興センター） 電 話 048(256)1110 ファクシミリ 048(257)0529 県防災行政無線 74-202	
国	消防庁	(応急対策室) N T T回線 電 話 03-5253-7527 ファクシミリ 03-5253-7537 消防防災無線 電 話 TN-90-49013 ファクシミリ TN-90-49033 地域衛星通信ネットワーク 電 話 TN-048-500-90-49013 ファクシミリ TN-048-500-90-49033	(宿直室) N T T回線 電 話 03-5253-7777 ファクシミリ 03-5253-7553 消防防災無線 電 話 TN-90-49102 ファクシミリ TN-90-49036 地域衛星通信ネットワーク 電 話 TN-048-500-90-49102 ファクシミリ TN-048-500-90-49036

#### 4. リエゾンへの情報提供

総括班は、リエゾンの活動場所に設置したホワイトボードに資料を張り付けたり、直接記載したりすることでリエゾンに情報を提供する。

## 第7節 災害広報広聴計画

### 第1 計画の方針

災害に伴うパニックを防止し、速やかな避難を促すため、関係機関と協力の上、住民に対して隨時正確な情報を提供し、初動活動への協力を呼びかける。また、応急復旧期の広報は、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、住民へ隨時、生活情報等を中心に広報を進める。

### 第2 災害広報活動

#### 1. 災害時の広報

総括班は、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、スマートフォン用アプリ、広報車、広報紙等、多様な伝達手段を有効活用して災害情報、避難等の広報を行う。

また、予防班、消防署班は広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択する。

#### ■広報の手段と内容

主な手段	広報内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線（固定系）</li> <li>・ホームページ</li> <li>・防災情報メール</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）</li> <li>・Lアラート（災害情報共有システム）</li> <li>・広報車</li> <li>・口頭（拡声器）</li> <li>・公共施設への情報掲示</li> <li>・情報伝言板 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別警報の発表</li> <li>② 地域の被害状況に関する情報</li> <li>③ 避難の指示に関する情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報に関すること</li> <li>・避難施設に関すること 等</li> </ul> </li> <li>④ 地域の応急対策活動の状況に関する情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所の開設に関すること</li> <li>・交通機関及び道路の復旧に関すること</li> <li>・電気、水道等の復旧に関すること 等</li> </ul> </li> <li>⑤ 被災者生活再建支援に関する情報</li> <li>⑥ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水及び給食に関すること</li> <li>・スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等に関すること</li> <li>・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること</li> <li>・防疫に関すること</li> <li>・臨時被災者相談所の開設に関すること 等</li> </ul> </li> <li>⑦ ボランティアに関する情報</li> <li>⑧ その他必要な事項</li> </ul>

## 2. 避難所における広報

避難所管理班は、避難所指定職員等により、避難所にて口頭、掲示等により避難者へ広報を行う。なお、障がい者、高齢者等、情報の入手が困難な災害時要配慮者への広報手法に十分配慮する。

## 3. 被災者に配慮した広報

総括班は、被災者の生活環境、居住環境等が多様であることを踏まえ、災害時要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して複数の広報手段を選定する。

## 4. 停電や通信障害発生時の広報

総括班は、停電や通信障害が発生している場合、被災者生活支援に関する情報を紙媒体の張り出し又は配布、広報車による広報によって情報提供を行う。

### 第3 報道機関への対応

#### 1. 避難指示等の報道要請

市及び各防災関係機関が、通信設備等の被災により住民に対する緊急情報を伝達できない場合は、県の「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会（NHK）等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。

県との通信途絶等特別な事情がある場合は、放送機関に直接要請する。

##### (1) 県への要請

総括班は、被害状況等により広域的な広報等が必要なときは、県に対して次の広報活動を要請する。

#### ■県に要請する広報

- ① ヘリコプターによる広報
- ② 活字媒体による広報
  - 「さいたま彩の国だより」の号外や臨時の災害ニュース
- ③ 放送媒体による広報
  - NHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ
  - 臨時災害FM局
- ④ インターネットによる広報

##### (2) 取材活動への要請

総括班は、報道機関に対し避難所等においてプライバシー等に配慮した取材活動を要請する。

#### 2. 災害情報の提供

総括班は、必要に応じて記者会見を開き、情報を報道機関へ提供する。また、記者会見場の設置に当たり、事前に必要な設備を準備する。

なお、発表内容は、本部会議に諮る。

#### ■記者発表の方法

発表者	危機管理監
発表内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害の状況</li> <li>② 市が実施する応急対策の内容（避難指示等の発令状況、避難所の開設状況等）</li> <li>③ 住民その他への要請</li> </ul>

## 第4 被災者への広聴活動

### 1. 被災者に対する広聴の実施

議会対応・広聴班、電話対応班は、被災者相談窓口や電話による住民からの相談等を通じ、全般の応急対策の実施状況及び効果を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行うものとする。必要に応じて、県に広聴活動の協力を要請する。

### 2. 被災者相談窓口の設置

議会対応・広聴班は、住民からの問合せ、法律・医療等の専門相談、災害時要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に被災者相談窓口を開設する。

聴取した要望等については、速やかに当該対策班及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

### 3. 情報共有の場の提供

避難所管理班は、避難所運営委員会等を通じ、避難所における避難者の意見・要望を聞き、総括班に報告するとともに、避難所等に設置する情報伝言板にこれらの意見・要望及び回答を掲示し、情報の共有を図る。

また、総括班は、住民がメール（市長への手紙）等により、市への意見・要望を伝えられる場を提供し、寄せられた意見と回答をホームページに掲載するなど、各種情報を住民と共有できる体制を整備する。

## 第8節 水防計画

### 第1 計画の方針

災害発生時における河川等の氾濫等による被害の防止及び減災に関し、市域における水防上必要な諸活動を定める。

### 第2 被害状況調査及び水防活動

大雨により、中小河川等の氾濫や道路冠水等の発生するおそれのある場合、又は荒川に水防警報等が発表された場合は、警戒巡回等の警戒活動を行い、状況を把握する。

#### 1. 警戒巡回体制

##### (1) 警戒巡回河川等

気象注意報、警報等の発表又は降雨により河川の増水、氾濫等が予想される場合、市内の中小河川、水路、所管施設等の状況を巡回する。

##### (2) 巡視調査

河川班、下水道班及び消防署班は、参集した要員2人1組で出動し、河川の水位状況、周辺の排水状況等を調査する。

#### 2. 被害状況調査

調査班、河川班、道路班、建築班、公園班、下水道班、土地区画班は、被害の状況を把握するため市域を巡回し調査する。

#### ■調査項目

- ① 道路、住宅地等の冠水、排水の状況
- ② 道路、公園等の倒木の状況
- ③ 道路上の障害物の状況

#### 3. 巡視体制等

水防警報等が発表された場合、河川班、消防署班、消防団は、以下のような活動を行う。

##### (1) 監視・警戒の実施

災害警戒本部を設置すると同時に河川、堤防等について、常時監視・警戒を実施する。また、水門の開閉及び水防資機(器)材の準備を行う。

(2) 水防作業の実施

荒川左岸水防予防組合管理者（蕨市長）の要請があったとき、又は、監視警戒の状況報告その他により水防作業を実施する必要があると認められたときは、必要部隊を運用し、最適な工法を選択し、迅速な水防作業に当たる。

(3) 水防活動報告

情報連絡責任者を定め、水防活動の開始以降、次の報告を所定の様式によりさいたま県土整備事務所に報告するものとする。

■水防活動報告の内容

- ① 開始報告（「水防活動報告様式5」）  
水防活動を開始したときに報告。
- ② てん末報告（「水防活動報告様式5」）  
水防活動を終結したときに報告。
- ③ 定時報告（「水防活動報告様式6」）  
水防警報（出動）が発令時から解除までの間、1時間毎に報告。
- ④ 異常報告（「水防活動報告様式7」）  
亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告。
- ⑤ 破堤等重大報告（「水防活動報告様式8」）  
破堤等、重大な状況が生じた場合はすみやかに情報収集し、また情報が入り次第、報告。

## 第9節 防犯・交通対策計画

### 第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の安全確保、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して住民の生命、財産を保護し、社会秩序の維持に努める。

### 第2 防犯対策

#### 1. 被災地等の防犯対策

##### (1) 防犯パトロールの実施

交通班は、蕨警察署と連携し、被災地域の防犯パトロールを行い、盜難（空き巣）等の犯罪の防止に努める。

##### (2) 自主防災会の防犯対策

自主防災会は、自警組織を編成し自らの居住区域の警戒巡視を行い、盜難（空き巣）等の犯罪の予防や、火災の予防、通電火災等の出火防止、早期発見に努める。

##### (3) 避難所の防犯対策

避難所では、自主防災会及び避難者から組織化される避難所運営委員会、避難所指定職員が連携し、避難所内における犯罪及び火災の予防に努める。また、犯罪及び火災の予防に当たっては、蕨警察署及び予防班、消防署班と連携を図り、指導を受ける。

### 第3 交通対策

#### 1. 交通情報の収集

交通班は、国土交通省や埼玉県、高速道路会社等の道路管理者や蕨警察署等の関係機関と連絡を取り、交通情報の収集、整理を行う。

#### ■収集する交通情報

- ① 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ② 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
- ③ その他必要な事項

## 2. 交通対策

### (1) 国道、県道等の通行の禁止及び制限

交通班は、国土交通省や埼玉県、高速道路会社等の道路管理者や蕨警察署等の関係機関と連携し、危険な路線について通行の禁止及び制限を実施する。特に通行に危険な箇所については、蕨警察署と連携し通行の禁止措置をとる。

### (2) 市道等の通行の禁止及び制限

道路班、交通班、土地区画班は、市が管理する道路について通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ蕨警察署長及び市長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

また、当該道路の通行を禁止し、又は制限を実施した場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により表示する。

### (3) 交通障害物の撤去

道路班、交通班、公園班、土地区画班は、市管理の道路の巡回を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。また、国道、県道等における障害物については、各道路管理者へ障害物除去の要請を行う。

なお、障害物の除去に当たっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

### (4) 放置車両等の移動

道路班、交通班、公園班、土地区画班は、立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認める場合、市が管理する道路について区間を指定し、当該車両その他の物件（車両から落下した積載物等）の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することを命じる。

車両等の占有者等が移動の措置をとらない場合や、車両の損傷等により直ちに移動することができない場合、車両等の占有者等が現場にいない場合等、占有者等により移動の措置をとることができない場合、道路班、交通班、公園班、土地区画班は、当該車両等の移動の措置を行う。その際、やむを得ない限度において、当該車両等その他の物件を破損することができる。また、車両等の移動場所を確保するため、周辺に公有地等がなく、やむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。なお、車両等の移動等の措置を記録した情報は、蕨警察署に提供する。

国道、県道等における放置車両等については、各道路管理者へ放置車両等の移動の要請を行う。

### ■交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制等を行う状況及び内容	根拠法令
都道府県 公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	都道府県内又は近接都道府県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われようとするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためにやむを得ないと認めるとき、必要な限度において車両通行禁止、若しくは制限、後退させることができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ぜることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官・消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第46条
	緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令するとともに、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。また、この措置のためやむを得ない必要があるとき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。	災害対策基本法第76条の6

## 第10節 避難対策計画

### 第1 計画の方針

災害発生時には、安全な場所への避難を必要とする多数の被災者の発生が予想される。避難及び避難所運営に関する対策を示す。

### 第2 避難活動

#### 1. 避難指示等

##### (1) 災害発生前の避難決定及び住民への情報提供

総括班は、台風、豪雪、洪水等は、災害が発生するまでに一定のリードタイムがあることから、熊谷地方気象台等からの情報に基づき、必要に応じて早い段階での避難決定や、避難に資する情報提供を実施する。

##### (2) 県、熊谷地方気象台への助言要請

総括班は、避難指示等の判断等を行う際に、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について、必要に応じて助言を求める。

また、避難指示等の対象地域、判断時期等について、必要に応じて関東地方整備局及び県に対して助言を求める。

##### (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

市長は、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、避難を要する危険地域の住民に対し、「高齢者等避難」、「避難指示」を発令する。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する場合は、気象台からの注意報・警報及び気象情報、国・県からの河川情報、安全パトロール等の情報から判断するものとし、その基準は次頁のとおりとする。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める住民に対し、緊急安全確保（高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置）を指示する。

市長は、避難指示等を発令した場合、速やかにその旨を埼玉県知事に報告を行う。

### ■避難行動の整理

当該行動をとる避難情報	避難先	(詳細)
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全とは限らない自宅</li> <li>・施設等</li> <li>・近隣の建物</li> <li>(適切な建物が近隣にあると限らない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上階に移動</li> <li>・上層階に留まる</li> <li>・崖から離れた部屋に移動</li> <li>・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等</li> </ul>
警戒レベル4までに必ず避難		
警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所</li> <li>・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテル・旅館等)</li> </ul>
警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	安全な自宅・施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な上階へ移動</li> <li>・安全な上階層に留まる</li> </ul>

#### (4) 局地的短時間豪雨の対応

市長は、リードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨が発生した場合、その時点では避難所を開設していない状態であっても、躊躇なく避難指示等を発令する。

### ■発令時の市の措置

警戒レベル 分類	発令時の市の措置
レベル3 高齢者等避難 (災害時要配慮者避難)	<p>特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者の避難行動を促すため、あらかじめ作成した個別計画に基づく避難支援関係者等による安否確認や、社会福祉施設等に対する個別の避難行動の働きかけを行うとともに、バス等の移送手段を提供する。</p> <p>避難先は避難後の孤立化を勘案し、時間的猶予の長い順に以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 浸水危険性が低い市外への遠距離避難</li> <li>② 指定避難所（緊急避難所）</li> <li>③ 当該入所施設の3階以上の垂直避難</li> </ul> <p>なお、①及び②については、避難行動要支援者（付添者を含む）の車による避難を可とする。</p>
レベル4 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、町会長、自治会長、自主防災会長等への率先避難の指示により、避難所への避難・避難誘導を実施する。また、住民の協力を得て、在宅災害時要配慮者の「名簿」「要援護者マップ」の活用により、災害時要配慮者の避難状況を確認する。
レベル5 緊急安全確保	<p>消防団等からの報告によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、直ちに緊急安全確保として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。</p> <p>※市が、災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した際に、発令されない場合もある。</p>

(5) 遠距離避難時等の措置

高齢者等避難の段階で、入所系福祉施設・医療機関等について集団避難の暇があると判断される場合、当該施設による遠距離避難のほか、市は交通事業者等の協力を得てバス等による移送を実施する。また、入所施設内での垂直避難の支援要請がある場合、近隣住民等の協力も呼び掛け支援を実施する。

(6) 避難情報の伝達

総括班は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を防災行政無線（固定系）、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）等、あらゆる手段により住民に伝達する。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達する。

また、予防班、警防班は、広報車及び現場による指示（拡声器等）にて避難情報の伝達を行う。

■避難時の伝達事項

- |   |                     |
|---|---------------------|
| ① 発令日時                                  | ② 発令者               |
| ③ 対象地域及び対象者                             | ④ 避難すべき事由           |
| ⑤ 危険の度合い（河川や堤防等の状況や、発災時期、予想される被災状況等の説明） |                     |
| ⑥ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別                  |                     |
| ⑦ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）            |                     |
| ⑧ 避難する場所                                | ⑨ 避難の経路（又は通行できない経路） |
| ⑩ 住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難すること等）     |                     |
| ⑪ 本件担当者、連絡先等                            |                     |

## ■避難時の伝達文の例

### 【高齢者等避難】

こちらは、「ぼうさいとだ」です。ただ今、○時○分に○○地区に対して、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。お年寄りの方、体の不自由な方、小さなお子様がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方については、お近くの避難所（又は○○方面の高台）へ避難を開始してください。その他の方は避難の準備を始めてください。

昨夜からの大雨により、○○時間後には○○川の水位が氾濫するおそれのある水位に近づいており、大変危険な状況です。

### 【避難指示】

こちらは、「ぼうさいとだ」（又は戸田市長）です。ただ今、○時○分に○○地区に対して、警戒レベル4、避難指示を発令しました。○○川の○○付近の堤防が決壊して（決壊するおそれあり）極めて危険な状況です。避難中の方は大至急、近くの避難所へ避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの高い建物の上層階へ避難してください。なお、浸水により、○○道（○○方面）は通行できません。

### 【緊急安全確保】

こちらは、「ぼうさいとだ」（又は戸田市長）です。ただ今、○時○分に○○地区に対して、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。命を守る最善の行動をとってください。

## ■避難指示又は緊急安全確保措置の発令権者及び内容

発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令
市長（本部長）	○住民の安全、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の業務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
警察官	○市長から要請があったとき ○市長が避難指示又は緊急安全確保措置の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な実態が生じ、警察官がその場にいないとき	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	○洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
水防管理者	○洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

## (7) 解除

災害により危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除する。

## 2. 警戒区域の設定

本部長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示等と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知する。

## ■警戒区域の設定権者及び内容

設定権者	内容	根拠法令
市長（本部長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ぜることができる。	災害対策基本法第63条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し同様の措置をとることができる。	水防法第21条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災害対策基本法第63条第2項 水防法第21条第2項
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、警察官がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条
知事	当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条

## 3. 避難誘導

## (1) 避難誘導者

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、安全な空地又は最も近い避難所、緊急避難所、建物の高層階等へ、次のとおり行う。避難は原則として住民の自主避難とする。なお、各施設等

に避難した場合は、避難後、災害対策本部へ報告する。

### ■避難誘導者

避難対象者	避難誘導担当者
住民（在宅災害時要配慮者）	自主防災会等
園児・児童・生徒	各施設の管理者及び職員
施設入館者・来館者	各施設の管理者及び職員
事業所従業員	各事業所の防火管理者、防災管理者、管理責任者等
乗客	各施設の管理者及び乗務員

### (2) 避難誘導の方法

市は、次の事項に留意して避難誘導を行う。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること
- ② 自主防災会等と連携を図り、避難者の誘導措置を講ずること
- ③ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること
- ④ 状況により、災害時要配慮者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと
- ⑤ 誘導中は、事故防止に努めること
- ⑥ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと
- ⑦ 避難順位は、概ね次の順序で行うこと

### ■避難順位

- |                    |
|--------------------|
| (ア) 傷病者、障がい者       |
| (イ) 高齢者、妊娠婦、乳幼児、児童 |
| (ウ) 住民             |

### 第3 避難所の設置・運営

#### 1. 避難所の開設

##### (1) 避難所の開設

避難所の開設が決定された場合、各避難所指定職員は、直ちに戸田市役所に参集する。参集後、本部長の指示により、担当する指定避難所に出動し、施設管理者及び自主防災会と協力して、避難所を開設する。

避難所は、学校、福祉センター等の指定避難所を使用するが、当該避難所が被災又は被災するおそれがあり、使用が不可能と判断される場合、ライフラインの回復に時間を見込む場合又は指定避難所が避難者の収容能力を超えた場合は、避難所管理班へ連絡を行い、近隣の指定避難所又は公共施設を臨時の避難所として確保・開設し、避難者を誘導する。

市長は、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを埼玉県知事に報告する。

##### (2) 避難所開設の広報

避難所管理班は、避難所の開設状況を確認後、総括班を通じ、住民に対して避難所開設を広報する。また、指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。

##### (3) 避難者の受入

避難所指定職員は、施設管理者、自主防災会、学校教職員等と協力し、各避難所で避難者の受入を行う。

また、避難計画に基づいて、避難所で路上生活者の受入を行う。

#### ■避難者の受入事項

- ① 体育館等の収容スペースへの案内
- ② 避難者数等の把握
- ③ 災害情報等の伝達

##### (4) 避難者の帰宅抑制

避難所指定職員は、夜間や降雨が激しい状況での帰宅は危険を伴うことを避難者に周知する。

#### 2. 避難所の運営

避難所指定職員は、施設管理者及び自主防災会と連携し、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月：内閣府）」等によりあらかじめ策定したマニュアルに基づいて、避難所の運営を行う。運営に当たっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

なお、洪水時において避難所が浸水した場合、また、浸水のおそれがある場合は、避難者を上層階（3階以上）へ誘導する。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、避難所運営

について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町村に応援要請する。

- ② 女性と男性の双方のニーズや災害時要配慮者の避難者のニーズの把握に努め、避難所運営に反映する。
- ③ 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 食事づくりや片付けなどの特定の活動が一定の性別に役割が固定化されないように配慮する。

#### (1) 避難所運営体制の確保

避難所の運営は、原則として自主防災会を中心とした避難者の自主運営にて行う。避難所指定職員は、自主防災会のリーダー等からなる避難所運営委員会の組織化及び運営を補佐する。

#### ■避難所運営委員会の組織運営例

- ① 地域コミュニティを考慮した30名程度の班編成を行い、班長及び副班長を選出する。
- ② 5つの班を1ブロックとして編成し、リーダー及びサブリーダーを自主防災会の役員等から選出する。また、複数の女性を参画させる。
- ③ 避難所指定職員、ブロックリーダー、サブリーダー、避難所の施設管理者等により避難所運営委員会を開催し、役割分担、情報の伝達経路、その他運営に必要な事項を決定・確認する。
- ④ 各班より、総務係・情報係・援護係・食料係・物資係・衛生係等の担当を選出し、各係毎の運営ルールを定め、作業を実施する。

#### ■避難所運営委員会及び避難所指定職員の役割

【避難所運営委員会】	【避難所指定職員】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営方法等の決定</li> <li>○ 生活ルールの作成</li> <li>○ 役割分担の決定（係の設置）</li> <li>○ 避難者カード・名簿の作成</li> <li>○ 市からの連絡事項の伝達</li> <li>○ 食料・物資の配給</li> <li>○ 清掃等、避難所の環境保持</li> <li>○ 避難者の要望等のとりまとめ 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部との連絡</li> <li>○ 避難者カード・名簿の管理</li> <li>○ 情報の提供、広報</li> <li>○ 施設管理者、ボランティア等との調整</li> <li>○ 避難所日誌の作成 等</li> </ul>

#### (2) 避難者の把握

避難所指定職員は、避難所運営委員会と協力し、避難者カード、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行い、避難所管理班に報告する。

(3) 避難所生活環境の改善

トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況等の避難所における生活環境の把握に努め、状況に応じて必要な措置を実施する。

(4) 避難所事務所の開設

避難所指定職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、避難所運営の拠点とする。

(5) 避難所日誌の作成

避難所指定職員は、避難所の運営状況について避難所日誌を作成し、1日に2回、避難所管理班へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

(6) 避難所の開設・運営が長期化する場合の留意点

避難所の開設・運営が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。また、必要に応じて、宿泊施設への移動を避難者に促す。

■避難所の開設・運営が長期化する場合の留意点

(1) 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所運営	① グループ分けの実施 ② 情報提供体制の整備 ③ 避難所運営ルールの徹底 ④ 避難所のパトロール等
(2) 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営	① 自主運営体制の整備 ② 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、生活環境等の改善対策 ③ 学校授業再開に向けた対策 ④ 避難所の閉鎖を考慮した運営
(3) 保健・衛生対策	① 救護所の設置 ② 巡回健康相談、栄養相談の実施 ③ 入浴、洗濯対策 ④ 食品衛生対策
(4) 避難所の統廃合	施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合を図る。 ① 避難所指定職員の責任者は、市長から統廃合の指示があった場合、その旨を避難者等に伝える。 ② 避難所指定職員の責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所管理班に報告するとともに、施設管理者(学校長等)にも報告する。

### 3. 食料・物資の供給

避難所指定職員は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の物資の必要量を避難所管理班に報告する。

食料、物資等を受け取ったときは、避難所運営委員会、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

### 4. 避難所設備の設置

危機管理防災課は、季節の特性に配慮し生活環境を向上させるため、避難所に次の設備を整備する。

#### ■避難所で必要な設備

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ① ストーブ・扇風機等の冷暖房器具 | ② 仮設トイレ               |
| ③ 給水施設            | ④ 掲示板                 |
| ⑤ ごみ集積場           | ⑥ 入浴施設 <sup>(※)</sup> |
| ⑦ 洗濯施設            | ⑧ 照明・発電機              |
| ⑨ 冷・暖房設備 等        |                       |

<sup>(※)</sup>入浴施設については、県、自衛隊等の協力を得る

### 5. 災害時要配慮者、女性及び性的少数者への配慮

#### (1) 避難所での配慮

避難所管理班、援護班は、災害時要配慮者にとって避難所での生活ができる限り支障の少ないものとなるように、避難所指定職員に配慮するよう指導する。

避難所指定職員は、施設管理者、自主防災会、避難所運営委員会と協力し、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者や女性に配慮し、高齢者や障がい者のための専用のスペースや、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するよう努める。

また、男女双方の視点等に配慮し、更衣室、トイレ、入浴施設の設置場所の選定、女性による生理用品や女性用下着の配布、性犯罪予防の注意喚起に努めるとともに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や子育て家庭のニーズの変化に対応できるよう配慮するとともに、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載することで、女性や子供等の安全に配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては協働推進課、福祉保健センターや民間団体を積極的に活用するとともに、LGBTQなどの性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーの確保や個人の属性に関する情報の漏洩に留意する。

#### (2) 災害時要配慮者、女性等に必要な物資の確保

避難所指定職員は、避難所に滞在している災害時要配慮者、女性等に必要な物資ニーズを確

認し、避難所管理班に調達を依頼する。

#### ■災害時要配慮者、女性等に必要な物資（例）

高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー、義歯洗浄剤
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
肢体不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
病弱者	医薬品や使用装具、オストメイトトイレ、気管孔エプロン、酸素ボンベ
内部障害者	
聴覚障害者	補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
視覚障害者	白杖、点字器、ラジオ
知的障害者	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
精神障害者	
発達障害者	
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないごみ袋、防犯ブザー、ホイッスル
妊産婦	マット、組立式ベッド
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

#### 6. 福祉避難所の開設

援護班は、あらかじめ指定された福祉避難所を開設し、災害時要配慮者を収容する。ただし、不足する場合は、その他施設を福祉避難所として活用する。

#### ■福祉避難所の開設場所

##### 【指定施設】

- ① 笹目コミュニティセンター (笹目3-12-1 TEL 048-422-9988)
- ② 福祉保健センター (大字上戸田5番地の6 TEL 048-446-6484)

##### 【その他施設】

- ① 各避難所の教室
- ② 福祉施設への一時入所
- ③ 保育所等

##### (1) 福祉避難所の開設判断

援護班は、指定避難所の避難者のうち、福祉避難所の受入対象者が滞在している場合、福祉

避難所の開設を判断する。

(2) 施設の安全確認

援護班は、福祉避難所の開設を決定した場合、当該施設管理者に通知の上、施設管理者とともに福祉避難所として使用する施設の安全性を確認する。

(3) 福祉避難所担当職員の派遣

援護班は、福祉避難所を開設したときは、必要に応じて福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を派遣する。

なお、大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得るものとする。

(4) 生活相談員等の配置

援護班は、概ね10人の災害時要配慮者に対して1人の割合で生活相談員等を福祉避難所に配置する。

(5) ライフライン、資機材、物資の確保

施設管理者及び施設職員は、施設の被害状況に応じて電力や水を早急に確保する。

また、災害時要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、（段ボール）ベッド、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を準備する。

(6) 福祉避難所の開設及び受入

当該施設管理者及び施設職員は、福祉避難所の開設し、受入体制が整い次第、援護班に報告して、受入対象の災害時要配慮者を受け入れる。

(7) 緊急入所等の実施

援護班は、福祉避難所での生活が困難な災害時要配慮者が発生した場合、医療施設や、緊急入所、緊急ショートステイ等が可能な社会福祉施設を確保して移送する。

(8) 福祉避難所が不足する場合の対応

援護班は、開設した福祉避難所が不足する場合、福祉避難所に指定していない社会福祉施設等に災害時要配慮者の受入の依頼や、市内宿泊施設の借り上げを検討する。

(9) 福祉避難所の統廃合

援護班は、福祉避難所の利用が長期化し、開設している福祉避難所の避難者数にばらつきが出る事象を確認した場合、避難者の種別毎に福祉避難所の統廃合を決定する。

(10) 福祉避難所の解消

援護班は、閉鎖する福祉避難所から避難者の移動等が完了した場合、福祉避難所を閉鎖し、当該施設の必要な原状回復を実施する。

## 7. 感染症対策

感染拡大防止を徹底した避難所の開設・運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

### (1) 避難所及び臨時避難所開設の周知

総括班は、避難所及び臨時避難所を開設する場合、市民に対して次の点を周知する。

#### ■市民への周知内容

- ① 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難を検討すること
- ② 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- ③ 消毒液、体温計及び衛生用品等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること
- ④ 発熱等の症状者及び濃厚接触者の場合、避難所の市職員に申し出ること
- ⑤ 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難すること
- ⑥ 発熱等の症状者及び濃厚接触者の専用スペースを有する避難施設があること（名称及び所在地を含む）

### (2) 避難所及び臨時避難所における避難スペースの確保等

避難所指定職員は、あらかじめ検討されているレイアウトに基づいて、避難スペース及び専用スペースを設定する。

発熱者等の専用スペースには、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うため、手袋・ガウン等の防護具を着用させた避難所指定職員を配置する。

### (3) 避難者の受入

避難所指定職員は、受付窓口で避難者の状態を把握した上で、容体に応じて避難スペースを案内する。また、自宅療養者の避難を確認した場合、災害対策本部に報告する。

	避難者受付窓口	専用受付窓口
受付対象者	・体調不良の自覚がない避難者	・体調不良の自覚がある避難者 ・発熱等の症状者や濃厚接触者の避難者
窓口での対応	・手指の消毒、検温の実施	・手指の消毒の実施 ・問診の実施
避難者の収容	・発熱などの症状がない避難者に対しては、通常の避難スペースでの避難を案内 ・発熱などの症状がある避難者に対しては、専用受付窓口での再受付を案内	・問診の結果、濃厚接触者以外の避難者は、発熱等の症状者の専用スペースでの避難を案内 ・問診の結果、濃厚接触者の避難者は、濃厚接触者の専用スペースでの避難を案内

### (4) 避難所及び臨時避難所における感染症対策の実施

避難所指定職員は、感染症対策のため、次の事項を実施する。

### ■避難所等内における感染症対策内容

- ① 頻繁に石鹼と水で手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。
- ② アルコール消毒液は、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ③ 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
- ④ 避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。特にトイレやドアノブ、電源スイッチ、蛇口など人が触れることが多い場所については重点的に清掃及び消毒を行う。
- ⑤ 避難所内は、十分な換気に努める。
- ⑥ 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- ⑦ 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。
- ⑧ 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等を呼びかけるポスター等を掲示する。
- ⑨ 各世帯で出るごみは、世帯毎にごみ袋に入れて口を縛り、避難所共同のごみ箱に捨てる。ごみ収集の際は、感染防止の観点から、手袋・サージカルマスク・目の防護具（ゴーグル等）・長袖ガウンを着用する。
- ⑩ 避難者名簿には、滞在区画（体育館、空き教室等）を記録する。
- ⑪ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。
- ⑫ 食べ物は消毒をした配膳箱やビニール袋に入れ、居住スペースや部屋毎の所定の場所に置く。
- ⑬ 避難者各自で順番に食事をとりに行く（手渡しあげしない）。
- ⑭ 原則使い捨ての食器を使用する。

#### (5) 発熱者等の対応

避難所指定職員は、発熱者等の症状が悪化したことを把握した場合、医療班に連絡し、医師の診察を依頼する。

診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間、当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。

#### (6) 避難者が感染症を発症した場合

検査の結果、避難者が感染症を発症したことを確認した場合、当該感染者や避難所指定職員等の対応は南部保健所の指示に従う。

当該感染者退去後、専用スペース、トイレ、資材等の消毒及び十分な換気を行う。

## 8. 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

## 第4 広域避難

### 1. 広域避難の検討

統括班は、避難指示等を指示した場合の避難先を市内の避難所とすることが困難で、当該居住者等を他の市町村に一定期間滞在させる必要がある場合、広域避難の実施を検討する。

### 2. 広域避難の判断

統括班は、災害の予測規模、避難者数の発生状況を踏まえて、市外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、広域避難の実施に関して県に助言を求める。

### 3. 広域避難に向けた協議

#### (1) 県内市町村への広域避難の協議

統括班は、広域避難での避難者の受入について、県に県内市町村と協議の実施について事前に報告の上、県内市町村へ直接協議を行う。

ただし、あらかじめ県に事前の報告が困難な場合、協議後に遅滞なく県に報告する。

#### (2) 県外への広域避難の協議

##### ① 県を通じた協議

統括班は、広域避難での避難者の受入について、県に対して他都道府県との協議を求める。

##### ② 県外市町村と直接協議

統括班は、緊急性が高い場合、県に報告の上、県外市町村と協議を行う。

ただし、あらかじめ県に事前の報告することが困難な場合、協議後に遅滞なく県に報告する。

#### (3) 避難施設の確認

統括班は、広域避難先の県内市町村から市民を収容する避難施設の提供に関する通知を受ける。

なお、県外への広域避難の場合は、県又は県外市町村から市民を収容する避難施設の提供に関する通知を受ける。

#### (4) 広域避難先の公示及び通知

統括班は、避難施設の提供に関する通知を受けた場合、速やかに通知内容を公示し、県に報告する。

また、既に避難者を受け入れている避難所の管理者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体及びその他市長が必要と認める者に通知する。

#### 4. 広域避難における被災者の移送

統括班は、被災者の広域避難先への移送について、埼玉県知事に要請する。

統括班は、被災者の広域避難先への移送を要請した場合は、移送先における避難所等責任者（市職員）を定め、移送に当たっては引率者を添乗させる。

#### 5. 広域避難の終了

##### (1) 県内市町村で広域避難を実施している場合

統括班は、市内の被害状況等から広域避難の必要がなくなったと判断した場合、広域避難先の市町村に対して広域避難の終了について連絡する。

また、広域避難の終了を公示するとともに、県に報告するとともに、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体及びその他市長が必要と認める者に通知する。

##### (2) 県外への広域避難を実施している場合

統括班は、市内の被害状況等から広域避難の必要がなくなったと判断した場合、県又は県外市町村に対して広域避難の終了について連絡する。

また、広域避難の終了を公示するとともに、県に報告するとともに、広域避難の終了を公示するとともに、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体及びその他市長が必要と認める者に通知する。

## 第11節 救急救助・医療救護計画

### 第1 計画の方針

災害発生時には、安全な場所への救助・医療救護を必要とする多数の被災者の発生が予想される。救急救助をはじめ、傷病者搬送、医療救護、後方医療等の対策を示す。

### 第2 救急救助における活動

#### 1. 救出情報の収集

要救出者を発見した者は、災害対策本部又は蕨警察署等へ通報する。

予防班、消防署班は、自主防災会、蕨警察署等から通報された情報を収集し管理する。

#### 2. 救出チームの編成、指揮

消防署班は、住民からの通報や、応急・救出班等による救出要請等に基づいて、消防団と連携し救出チームを編成して出動する。消防署班は、警察、自衛隊等と連携して全体の指揮に当たり効率的に救出活動を行う。また、応急・救出班は、可能な範囲で救出活動に協力する。

#### ■救出活動の原則

- ① 救助活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う。
- ② 救急活動は、救命措置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- ③ 現場の市、医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に当たる。
- ④ 同時に小規模救助救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。
- ⑤ 大規模水害時の孤立者の把握のため、避難者名簿作成の際に避難者や避難誘導者への聞き取りにより、安否不明者の情報把握を早期に実施し、救出活動を準備する。
- ⑥ 大規模水害時の救出活動は、屋根等に退避する極めて危険な状態の孤立者の救出、水勢が収まりつつある時点での個別建物避難者の救出、避難所での集団的な孤立者の救出など優先順位を検討し、ヘリコプター・舟艇により実施する。
- ⑦ 大規模水害時には、マンション等高層建築物への孤立者が多数発生し、全住民の救出には相当の時間を要することが想定されることから、救出の優先順位の検討とともに、救出までの期間における飲料水・食料等の供給方法についても検討を行う。

### 3. 応援要請

警防班は、被害状況等に応じて蕨警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。また、総括班及び応急・救出班は、建設業協会等に重機、資機(器)材等の協力を要請する。

同時に多数の救急救助が必要となり対応困難な場合、総括班は、県に緊急消防援助隊、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）等の出動を要請する。なお、要請は避難指示の段階で措置する。

### 4. 災害救助法が適用された場合の費用等

市は、災害救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

### 5. 住民・自主防災会・事業所の救出・救護活動

住民、自主防災会、事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助し、応急手当等を行う。

## 第3 傷病者搬送

### 1. 搬送活動

消防署班は、負傷者を救急車にて救護所又は後方医療機関へ搬送する。

警防班は、救急車が不足する場合は、他消防機関の救急車の応援を要請する。

総括班は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県に対してヘリコプターの出動を要請する。

### 2. 傷病者搬送体制の整備

#### (1) 情報連絡体制

消防署班、医療班は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

#### (2) 傷病者搬送の判定

医療班、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

#### (3) 搬送順位

消防署班、医療班は、あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置、診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路等、様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(4) 搬送経路

警防班、消防署班は、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送も含め、複数の搬送経路を検討する。

(5) ヘリコプター搬送

警防班は、あらかじめ、ヘリコプター飛行場外離着陸場や離発着スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

(6) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市町村及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。

## 第4 医療救護

### 1. 市連絡調整会議の設置及び運営

(1) 市連絡調整会議の設置

医療班は、市連絡調整会議を設置し、蕨戸田市医師会に災害医療コーディネーター（災害時医療調整員）の派遣を要請する。

(2) 市連絡調整会議の運営

市連絡調整会議では、災害医療コーディネーターから災害医療に関する助言や支援を受ける。

また、被災地域の医療救護活動を分析し、医療救護チームが不足しているときは、地域対策会議に支援を要請する。地域対策会議が設置されていない場合は、県災害対策本部医療救急部保健医療調整本部に支援を要請する。

### 2. 初期医療体制

(1) 医療機関の体制

原則として、診療可能な医療機関は、負傷者の受入態勢を整え診療を継続する。

(2) 救護所の設置

初動期には、災害現場又は負傷者が殺到する医療機関等の救護活動を中心とするが、医療機関が被災し、その機能が停止した場合や傷病者が多数で医療機関だけでは対応できない場合等には救護所を開設する。

救護所を設置した場合、EMISに登録する。

医療班は、被災情報から被災地に近く、交通便利な公共施設に救護所の設置を決定する。

救護所となる施設に医療用資機(器)材、電源、テント等、応急医療に必要な資機(器)材を搬送し設置する。停電している場合は、東京電力パワーグリッド株式会社に早期復旧を要請する。断水している場合は、水道班に応急給水を要請する。

### ■救護所の設置場所

小規模な被害のとき	① 市民医療センター ② 救急病院
大規模な被害のとき	① 市民医療センター ② 被災地に近い避難所等

#### (3) 医療救護チームの派遣

医療班は、自ら医療救護チームを編成し、蕨戸田市医師会に医療救護チームの編成を要請する。市のみでは対応できない場合は、県に保健医療活動チームの出動を要請する。

#### (4) 救急病院等の災害時の対応

ライフライン関連施設等の被害により、施設内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機(器)材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

### 3. 救護所での活動

医療救護チームは、救護所では、原則として次のような活動を行う。また、医療班は、救護所の活動状況、医薬品等の状況、市内医療施設の被害、機能等の医療情報を収集する。

### ■救護所での活動

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージの実施）
- ③ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ④ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ⑤ 軽症者に対する医療
- ⑥ カルテの作成
- ⑦ 医薬品等の補給、派遣要請
- ⑧ 助産救護
- ⑨ 死亡の確認
- ⑩ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

### 4. 医薬品・医療用資機(器)材等の確保

救護所では、市備蓄の医薬品、医療用資機(器)材及び医師が持参する医薬品を使用する。

不足する場合、医療班は、戸田市薬剤師会、医薬品業者に要請する。市では調達が困難なときは、県に要請する。

### 5. 血液等の確保

医療班は、輸血用の血液等が必要なときは、日本赤十字社血液センターに要請する。

また、援護班（福祉保健センター）は、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

## 6. 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して埼玉県知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手しているときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

## 第5 後方医療

### 1. 医療情報の収集

医療班は、蕨戸田市医師会等との連携のもとに、県内の医療機関の情報を収集する。

#### ■収集する医療救護情報

- ① 医療施設の被災状況
- ② 診療機能の確保の状況
- ③ 空きベッド数、受入可能数
- ④ 医薬品、医療用資機(器)材等の需給状況
- ⑤ その他参考となる事項

### 2. 医療施設の確保

医療班は、医療情報をもとに重症者を収容する医療機関を確保する。市内の医療機関では収容困難なときは、県内の医療機関に収容を要請する。

### 3. 医療施設への搬送

消防署班は、重症者を救護所から後方医療機関へ救急車で搬送する。なお、交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、総括班を通じて、県、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

## 第6 被災者等への医療

### 1. 避難所での医療活動

#### (1) 巡回医療体制の準備

医療班は、避難所にて被災者の健康維持のため巡回医療を実施するとともに、巡回医療計画を作成し、蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会等に巡回診療を行う医療救護チームの編成、出動を要請する。また、避難所内に診療コーナーを設置し、必要な資機(器)材を準備する。

#### (2) 巡回医療の実施

医療救護チームは避難所内の診療コーナーにて健康診断、治療等の医療救護を行う。なお、医療救護は、精神科、歯科等を含めた活動を行う。

医療班は、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態を踏まえ、必要に応じて、医療機関への移送、社会福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等を実施する。

## 2. 医療情報の提供

医療班は、人工透析患者等のために治療可能な医療機関等の情報を収集し、災害広報紙等で提供する。

## 第7 保健衛生

### 1. 精神科救急医療の確保

医療班は、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な被災者の発生に備えて、精神科医療機関の協力を得て、適切な診療体制を確保する。

### 2. 心のケアの実施

援護班（福祉保健センター）は、被災者に対して、精神面の相談や情報提供を行う。

### 3. 精神保健活動

医療班は、県に精神科医療及び精神保健活動の実施を要請する。

なお、埼玉D P A Tが、被災地の精神保健医療機関の機能が回復するまでの間、市域内の病院や、保健所、避難所等において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

### 4. 栄養指導

医療班は、県に栄養指導の実施を要請する。

なお、県から派遣される栄養指導班が、炊き出し、給食施設の管理指導や被災者の栄養管理の活動を行う。

## 第12節 災害時要配慮者の安全確保対策計画

### 第1 計画の方針

災害発生時には、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（これらの者をいわゆる「災害時要配慮者」という。）は、避難、避難生活等において、支障を生じることが予想される。そのため、災害時要配慮者の安全確保の対策を示す。

### 第2 災害時要配慮者の安全確保対策

#### 1. 災害時要配慮者の把握

声かけ等を通じて、声、音その他の反応を捉え、災害時要配慮者を把握する。

#### 2. 協力体制

災害時要配慮者を確認したときは、付近にいる者に協力を求め、救護を行う。

#### 3. 保護

救護した災害時要配慮者は、付近の避難所に保護し、避難所の運営者に必要な協力を求める。

### 第3 社会福祉施設等入所者の安全確保対策

#### 1. 情報の伝達

総括班は、福祉班、援護班、福祉センター班、保育班と連携して、災害が発生又は発生するおそれのある場合、警報、特別警報等の気象情報や災害情報について、ファクシミリ又は電話等により、社会福祉施設（施設管理者）に伝達を行う。

#### 2. 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、施設職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

#### 3. 避難誘導の実施

施設管理者は、避難確保計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。また、援護班及び応急・救出班は、必要に応じて、施設入所者の救助及び避難誘導（垂直避難）を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災会、ボランティア団体等に協力を要請する。

#### 4. 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設、社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。

また、援護班は、必要に応じて、医療施設、社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

なお、被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、公共建築物のほか、協力の得られる民間施設の利用、施設そのものの疎開を支援する。

#### 5. 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。

また、援護班は、必要に応じて、物資の調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

#### 6. ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

#### 7. 巡回サービスの実施

施設管理者及び援護班は、自主防災会、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

### 第4 避難行動要支援者の避難支援

#### 1. 安否確認の実施

自主防災会や民生委員等をはじめとする避難支援等関係者は、援護班と連携し、個別計画を利用して安否確認を行う。

また、個別計画未作成者については、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者名簿等を利用し、援護班が各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

#### 2. 救助活動の実施

自主防災会や民生委員等をはじめとする避難支援等関係者は、個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難所への避難誘導及び支援を行う。

また、個別計画未作成者については、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者名簿等を利用し、援護班、応急・救出班が、消防署班、住民等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置について十分に配慮するものとする。

### 3. 受入先の確保及び移送

援護班は、避難行動要支援者の受入先として、福祉避難所の開設・運営のほか、避難行動要支援者の状況に応じ、医療施設及び社会福祉施設への受入先を確保する。

## 第5 避難所内外の要配慮者支援

### 1. 生活救援物資の供給

援護班は、災害時要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等を備蓄及び調達により確保し、配布を行う。

### 2. 情報提供

援護班は、在宅や避難所等にいる災害時要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、防災情報メールの配信等を随時行う。

### 3. 相談窓口の開設

援護班は、福祉保健センターに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

### 4. 巡回サービスの実施

援護班は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師、地域包括支援センター等により、チームを編成し、在宅、避難所、応急仮設住宅等で生活する災害時要配慮者のニーズを把握し、事業者と協力し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

### 5. 在宅福祉サービスの早期実施

援護班は、デイサービス、ショートステイ等の早期再開を支援し、災害時要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

## 第6 外国人の安全確保対策

### 1. 避難誘導等の実施

#### (1) 安否確認の実施

連絡班は、戸田市国際交流協会等と連携し、職員や語学ボランティア等による調査チームを編成し、住民登録等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を県に報告する。

#### (2) 避難誘導の実施

連絡班は、広報車や防災行政無線等を活用し、外国人への外国語を用いた広報により、速やかな避難誘導を行う。

### 2. 外国人への支援

#### (1) 外国人への広報

総括班は、連絡班と連携しつつ、語学ボランティア等の協力により、気象情報、安否情報、被災情報等の情報が提供できるよう外国語表記をするとともに、避難所等において災害時の広報を隨時行う。

#### (2) 外国人相談

連絡班は、戸田市国際交流協会等と連携し、庁舎内等に外国語通訳や翻訳ボランティアによる災害に関する外国人の相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

総括班は、県と協力し、テレビ・ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。

#### (3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

福祉班は県に要請し、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

## 第13節 帰宅困難者対策計画

### 第1 計画の方針

大規模災害が発生した場合には、多くの人々が帰宅困難になることが予想されるため、事業所等での社員の留めおきの呼びかけをはじめ、帰宅が困難となった通勤・通学者等に対し、適切な情報の提供、避難所への一時収容、代替交通手段の確保等、帰宅活動への支援対策を実施する。

### 第2 帰宅困難者対策

#### 1. 帰宅困難者への情報提供

- (1) 帰宅困難者対応班は、県、東日本旅客鉄道株式会社、その他関係機関等より情報を収集し、総括班を通じ、防災行政無線（固定系）、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）等により、帰宅困難者にとって必要な鉄道運行状況や市内の被害状況、一時滞在施設等の情報を提供する。
- (2) また、安否を気遣う家族等への安否確認手段としてNTT災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板等の利用を広報する。

#### ■帰宅困難者へ提供する情報例

- ① 市内の被害情報
- ② 鉄道等の公共交通機関に関する情報（埼京線及び京浜東北線の運行状況、運行再開の見込み等）
- ③ 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能及び規制場所、警戒区域の設定等）
- ④ NTT災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」等の利用方法
- ⑤ 支援情報（一時休憩所、一時滞在施設等の開設情報）

#### 2. 駅周辺の混乱防止対策

##### (1) 駅での混乱防止

帰宅困難者対応班は、鉄道の運行停止により市内駅周辺（戸田公園駅・戸田駅・北戸田駅）において、乗降客等の帰宅困難者（駅前滞留者）が発生している場合は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、運行再開の見込みや、駅前滞留者の概数等に関する情報を収集するとともに、一時滞在施設の開設等、市の対応について伝達する。また、一時滞在施設の開設まで、駅構内的一部を一時待機場所として開放することや、一時滞在施設の開設等の広報を要請する。

## (2) 一時滞在施設の設置

鉄道の運行停止が長時間に渡り再開の見込みがたたない場合や、代替交通手段も確保できない場合、鉄道が運行再開するまでの間、駅前滞留者を、下記の施設に一時収容する。また、協定を締結している駅周辺の民間事業者等にも、帰宅困難者の一時滞在施設として開設するよう要請する。

帰宅困難者対応班は、市内3駅の駅前滞留者に一時滞在施設の開設及び位置について広報を行うとともに、蕨警察署の協力を得て、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。

また、一時滞在施設では、物資班に要請し、帰宅困難者に対して飲料水、食料等の供給を行うとともに、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、被害状況や、鉄道の運行状況等に関する情報提供を行う。

### ■帰宅困難者の一時滞在施設の開設場所

- 戸田市文化会館 (上戸田4-8-1 TEL 048-445-1311)
- 北戸田ファーストゲートタワー (大字新曾2220-1)

## 3. 帰宅活動への支援

帰宅困難者対応班は、首都圏からの徒歩帰宅者への支援として、県がトイレ・水道水・情報を提供する災害時帰宅支援ステーションとして協定を締結している、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等と連携しつつ、一時滞在施設に加え、必要に応じて、幹線道路付近の公共施設（福祉センター等）を一時休憩所として開放し、水・食料等の配布及び情報の提供を行う。

帰宅困難者対応班は、一時休憩所を開設した場合、主要道路沿いに、休憩所の開設、位置（道順）等を示した案内看板の設置等、徒歩帰宅者に対する広報を行う。

## 4. 災害救助法の適用の検討

市は、大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、災害救助法の適用を検討する。

## 第14節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

### 第1 計画の方針

生命が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を搜索・救出し、災害により現に行方不明の状態にあり死亡していると推定される者の収容並びに死亡した者に対し、警察官による検視（見分）及び医師による検案を行う。また、身元が判明しない死者は適切に埋・火葬を実施する。

### 第2 遺体の搜索

#### 1. 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が設置する被災者相談窓口（議会対応・広聴班）、電話窓口（電話対応班）等で受け付ける。

#### 2. 搜索依頼の受付

福祉班は、議会対応・広聴班、電話対応班が受け付けた搜索願及び行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、蕨警察署に提出する。

なお、搜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。

#### 3. 搜索活動

福祉班は、蕨警察署、消防団、自衛隊等に対し、行方不明者リストに基づき搜索活動を要請する。行方不明者を発見し、既に死亡していると認められるときは、警察官による検視（見分）を受ける。

### 第3 遺体の収容・処置

#### 1. 遺体安置所の開設

災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の靈安室において遺体を収容するものとするが、不足する場合には、「災害時における葬祭協力等に関する協定」に基づき、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会に協力を依頼し、業者の施設を利用する。

それでもなお不足する場合には、福祉班は、被災地に近い寺院等に遺体安置所を設置する。また、安置所に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

#### 2. 遺体の安置

##### (1) 遺体の搬送

福祉班は、蕨警察署による検視（見分）、監察医、医療施設等で行われた検案が終了した遺体について、蕨警察署、消防団、自衛隊等の協力を得て遺体安置所まで搬送する。

## (2) 遺体の安置

福祉班は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。また、遺留品等の整理を行う。

福祉班は、「災害時における葬祭協力等に関する協定」に基づき、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会に協力を要請して、遺体を納棺し、遺体検案書、遺留品等を添付する。

遺体安置所には職員を配置し、警備及び遺族への対応を行う。引取りの申し出があった場合は、遺族へ引き渡す。

## (3) 納棺用品の調達

福祉班は、「災害時における葬祭協力等に関する協定」に基づき、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会に納棺用品、ドライアイス等の埋・火葬資材の供給を要請する。

また、納棺用品、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、県に協力斡旋を要請する。

## 第4 遺体の埋・火葬

### 1. 埋・火葬の実施

福祉班は、身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により実施するものとする。

#### ■埋・火葬の実施内容

(1) 埋・火葬の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 埋葬は原則として市内で実施する。</li> <li>② 遺体は戸田火葬場にて火葬する。</li> <li>③ 福祉班は、遺体が多数のため、戸田火葬場で処理できないときは、近隣自治体の斎場に火葬を依頼する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。</li> </ul>
(2) 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は埼玉県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
(3) 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
(4) 葬祭関係資機(器)材の支給	<p>次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 棺（付属品を含む）</li> <li>② 埋葬又は火葬</li> <li>③ 骨つぼ又は骨箱</li> </ul>

## 2. 埋・火葬の受付

福祉班は埋・火葬申請を受け付け、埋・火葬許可書を発行する。

## 3. 遺骨等の保管

焼骨は、遺留品とともに寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

福祉班は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、市指定の埋葬場に埋蔵する。

## 4. 死亡者に関する公報

遺体の引渡し等を円滑に実施するため、市は、死亡者に関する公報に関して、県及び蕨警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設や住民等への情報提供を行う。

## 第15節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画

### 第1 計画の方針

飲料水、医療用水、生活用水等について、応急給水と応急復旧のために必要な事項を定める。また、被災者に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資機(器)材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混亂を生じないよう調達の計画、配分要領等を定める。

### 第2 給水計画

災害のため飲料水が枯渇又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最低必要量の飲料水等の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

#### 1. 給水の方針と応急給水

##### (1) 給水の方針

原則として、市が給水を行い、県はそれを補完していく。

水道班は、所管地域における給水計画を独自に策定し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、他の水道事業体又は県に速やかに応援を要請する。

##### (2) 応急給水

###### ① 優先給水

水道班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、水道施設課所有の車両、資機(器)材を用いて行う。

#### ■優先給水先

- (ア) 救護所
- (イ) 医療施設
- (ウ) 社会福祉施設
- (エ) 避難所

###### ② 耐震性貯水槽の開設

水道班、避難所指定職員は、避難所等に設置してある耐震性貯水槽を開設し、水安全部備蓄の給水資機(器)材で救護所等に給水する。また、被災者には被災者が持参したバケツ等に直接給水する。

###### ③ 非常災害用井戸の開設

水道班、避難所指定職員は、断水地区の非常災害用井戸を開設し、被災者が持参したバケツ等に直接給水する。また、非常災害用井戸の利用を周知する。

## 2. 給水活動

### (1) 需要の把握

水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

#### ■把握する内容

- ① 断水地区の範囲
- ② 断水地区の人口、世帯数
- ③ 避難所及び避難者数
- ④ 給水所の設置場所

### (2) 給水活動の準備

水道班は、次のように給水活動の準備を行う。

#### ■給水活動の準備事項

給水拠点の設定	指定避難所又は指定緊急避難場所
活動計画作成	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法等
応援要請	県、他の水道事業体
給水資機(器)材の確保	備蓄品（不足するときは業者又は他水道事業体から確保）

### (3) 給水活動

災害から3日目までは、ペットボトルの配布や給水ポリ袋、水槽積載車による給水を中心に1人1日3リットル（最低必要量）の供給を目標とする。

水道班は、浄水場から給水拠点まで水槽積載車で運搬する。給水拠点では、住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。また、自力で給水を受けることが困難な災害時要配慮者等を支援するため、自主防災会、ボランティア等との連携を図る。

更に、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管等の措置をとる。

生活用水の確保は、自主防災会、消防団等の協力により、プール、用水路、河川等から取水する。

#### ■給水量の基準

##### 【災害発生時から3日目まで】

1人1日3リットル（生命維持に最小必要な水量）

##### 【4日目以後】

1人1日20リットル（最低生活水準を維持するために必要な水量。ただし、給水体制の復旧に応じて拡大する。）

※1人当たりの必要給水量は埼玉県地域防災計画に示される給水量による。

### 3. 給水施設の緊急対応・応急復旧

#### (1) 緊急対応

水道班は、風水害発生後、速やかに水道施設を点検するとともに、テレメーター記録等から異常個所の情報を把握する。また、消防水利の確保を基本として、二次災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ浄水施設の稼働の停止、導水施設の減水制限等を行う。

#### (2) 被害箇所の調査と復旧

水道班は、上水道施設の被害状況の調査及び復旧工事を、発災から6日以内に完了するよう努める。

#### (3) 資機(器)材の調達

水道班は、市指定給水装置工事事業者等に資機(器)材の確保を要請する。市で応急復旧資機(器)材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

#### (4) 技術者の斡旋

応急、復旧工事を実施するために専門的な技術者等が必要な場合、市長は、埼玉県知事に技術者の斡旋を要請する。

### 4. 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

## 第3 食料供給計画

### 1. 食料の供給計画

#### (1) 災害時における食料の給与

食料の給与は、原則として、市長が実施する。給与に当たっては、被災の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮するものとする。

#### ■食料の給与内容

##### ① 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

- 米穀（米飯を含む）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。
  - 乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。
  - なお、道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊き出しを行うとともに、多様な食料需要に対応するため、事業者の協力を得て弁当・おにぎり等を調達する。
  - 食物アレルギーを持つ乳幼児に対しては、アレルギー対応食品の給与について配慮する。
- ② 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、埼玉県知事の指定を受けて、被害を受けていない住民に対して行う米穀等の応急供給
- 原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(2) 食料給与計画の策定

市は、災害時の食料給与の円滑を期すため、食料の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊き出し、配分等に関する計画を内容とする食料給与計画を策定しておく。

## 2. 備蓄食料の供給

災害発生直後は、原則として住民、事業所の備蓄の食料で対応する。家屋が被災したため食料を所有しない避難者等には、市の備蓄食料をあてる。

避難所指定職員は、避難者等に備蓄食料を供給する。

なお、備蓄食料がない避難所については、物資班が避難所に供給する。

### ■備蓄品目

#### 食料品

- ・主 食 品：アルファ米、乾パン、クラッカー、缶詰（パン、おかゆ）等
- ・乳 児 食：粉ミルク、離乳食等
- ・その他食料品：缶詰、レトルト食品、カップ麺等

## 3. 食料の調達・供給

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

### ■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき避難所に収容された者
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- ③ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者（※）
- ⑥ 食料の流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった者（※）

※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

(2) 需要の把握

物資班は、避難所等の被災者に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。

### ■需要の把握方法

- ① 避難所での必要量は、避難所管理班が把握する。
- ② 市職員の必要量は職員班が把握する。
- ③ 応援者の必要量は、各担当班が把握し、職員班が一括する。
- ④ 把握した食料の必要量は、物資班に報告する。

(3) 食料の調達

物資班は、報告された必要量に基づき、協定業者に食料を発注する。

なお、協定業者だけでは不足するときは、県、県内市町村、協定市町村に対して食料の供給を要請する。

(4) 政府所有の米穀・乾パンの調達

本部長は、応急用米穀の確保ができないときは、県に米穀の調達を要請することができる。県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、関東農政局又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年（2006年）6月15日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、確保する。

(5) 食料の輸送

食料の輸送は、原則として食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難なときは、管財班を通じて輸送業者に要請する。

(6) 食料の配給

避難所では、避難所指定職員が避難所運営委員会、ボランティア等の協力により食料を配給する。また、食料が必要な在宅の被災者は、最寄りの避難所等に数量を連絡し、配布時には当該施設で受領するものとする。この場合、在宅の災害時要配慮者については、自主防災会等の協力を得て配布を行う。

#### 4. 災害時における食料集積地

戸田市スポーツセンターを「地域内輸送拠点」として、ここに食料を集積する。地域内輸送拠点を開設した場合、総括班はその所在地や経路等について県に報告する。

#### 5. 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

物資班は、炊き出しに使用する調理器具、燃料、食材を準備する。また、炊出班は、学校給食センター等で炊き出しを行い、避難所に配給する。

なお、避難所で炊き出しを実施するときは、自主防災会、自衛隊、ボランティア等と協力して行う。

(2) 県への協力要請

本部長は、多大な被害を受けたことにより市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、埼玉県知事に炊き出し等について協力を要請することができる。

(3) 実施状況報告

本部長は、炊き出し・食料の配分その他食料の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに埼玉県知事に報告する。

## 6. 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

### 第4 生活必需品等供給計画

#### 1. 備蓄物資の供給

災害発生直後は、原則として住民、事業所の備蓄品で対応する。家屋が被災したため必需品等を持ち出せない避難者等には、市の備蓄物資をあてる。

避難所指定職員は、避難者等に備蓄物資を供給する。なお、備蓄物資がない避難所については、物資班が避難所に供給する。

供給に当たっては、被災の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮する。

##### ■備蓄品目

哺乳瓶、生理用品、トイレットペーパー、紙おむつ、毛布、肌着、タオル、口腔ケア用品等

#### 2. 物資の確保・供給

##### (1) 物資供給の対象者

物資供給の対象者は、次のとおりである。本部長は、このうち特に必要と認められる者に供給する。

##### ■物資供給の対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態になった場合を含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

##### (2) 需要の把握・確保・輸送・配給

物資の必要量の把握・確保・輸送・配給は、食料と同様に行う。

##### (3) 物資の保管

戸田市スポーツセンターを「地域内輸送拠点」として、ここに物資を保管する。

#### 3. 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

## 第5 地域内輸送拠点の開設・運営

### 1. 地域内輸送拠点の開設

物資班は、調達した物資や国、県等からの支援物資を受け入れ、保管・管理するために、戸田市スポーツセンターに地域内輸送拠点を開設する。

### 2. 必要資器材の調達

物資班は、地域内輸送拠点の運営で使用する資器材を調達する。

### 3. 支援物資の受入

#### (1) プッシュ型支援の受入

物資班は、災害発生から3日目以降に到着する国や県からのプッシュ型支援で輸送される支援物資を地域内輸送拠点で受け入れる。

#### ■国からのプッシュ型支援で輸送される支援物資

食料、毛布、育児用調整粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品

#### (2) プル型支援の受入

物資班は、災害発生から1週間以降に到着する国、県等からのプル型支援で輸送される支援物資や協定締結団体から調達した物資を地域内輸送拠点で受け入れる。

### 4. 支援物資の管理

物資班は、支援物資において避難所等に輸送されるタイミングや被災者のニーズと一致しない問題が生じやすいことが明らかとなっていることから、効果的な地域内輸送拠点内の物資の在庫管理及び必要量の把握に努める。

### 5. 支援物資の供給要請

物資班は、協定締結団体に食料、生活必需品等の物資供給を要請する。

協定締結団体からの調達のみでは物資が不足することが想定される場合は、県に物資の供給を要請する。

### 6. 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

物資班は、被害状況に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報共有体制で避難所の物資情報を確認する。

## 7. 支援物資の輸送

管財班は、避難所や物資配布場所に物資を輸送するため、災害時車両供給協定等に基づき輸送業者や埼玉県トラック協会等に応援を要請する。

## 8. 調達する支援物資の配慮

物資班は、災害発生後の時間経過を踏まえて、調達する物資を適宜検討する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

# 第6 物資配布場所の開設・運営

## 1. 物資配布場所の選定

物資班は、市内の被害状況を踏まえて、在宅避難者等への物資配布場所を選定する。

なお、市有施設（屋内）の使用が困難な場合は、テントを活用して屋外で対応する。

## 2. 物資配布場所の開設

物資班は、選定した場所に物資配布場所を開設する。

## 3. 物資配布場所の運営

物資班は、地域内輸送拠点から配送された物資を物資配布場所で受け入れ、在宅避難者等に必要な物資を配布する。

## 第16節 応急住宅対策計画

### 第1 計画の方針

災害のため被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理することができない者について、応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施する。

### 第2 応急住宅の供給

#### 1. 需要の把握

建築班は、災害直後に被害の程度、被災宅地危険度判定、避難者の世帯数等から建設すべき応急仮設住宅の概数を把握する。また、議会対応・広聴班は、被災者相談窓口又は避難所にて、応急仮設住宅入居の申込みを受け付ける。

#### 2. 応急仮設住宅の建設

##### (1) 用地の確保

応急仮設住宅の建設予定地は下記の場所とする。なお、予定地が被災により使用ができない場合や、不足する場合、建築班は、応急仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な公有地を選定する。

#### ■応急仮設住宅建設予定地

- 新田公園 (美女木3-1)
- 惣右衛門公園 (笹目1-38)
- 笹目公園 (笹目7-1-1)

##### (2) 応急仮設住宅の建設

建築班は、県に応急仮設住宅の建設を要請する。建設に当たっては、県、建設業者等と連絡調整を行う。なお、気象条件や災害時要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、玄関・浴槽の段差解消、手すりの設置等を考慮した福祉仮設住宅を設置するよう要請する。

##### (3) 入居者の選定

###### ① 対象者

応急仮設住宅の対象者は、次の条件に該当する者とする。

### ■応急仮設住宅の対象者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない被災者

#### ② 入居者の選定

建築班は、県から委任を受け、被災者の申込みに基づき、福祉関係職員、民生委員等による協議会を開催し、その意見を参考に入居者を選定する。

選定の結果は、県に報告し、埼玉県知事の決定を受けて入居者に通知する。なお、選考に当たっては災害時要配慮者の優先入居に努める。

また、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等に対する配慮を行い、コミュニティの形成に努める。

#### (4) 災害時要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に配慮するよう県へ要望する。また、県及び市は、入居に際しても、災害時要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

#### (5) 応急仮設住宅の管理

建築班は、県から委任を受け、入居者の要望等に応じて、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。また、応急仮設住宅の戸数が数十戸以上になる場所には、集会所等を設置する。

### 3. 公的住宅

#### (1) 公的住宅の確保

建築班は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅等の空室を確保して供給する。また、県営住宅、都市再生機構・公社等の空室の提供を県に要請する。

#### (2) 入居者の選定

建築班は、県から依頼を受け、入居者を募集し、被災者の申込みに基づき、応急仮設住宅の対象者の選定と同様に福祉関係職員、民生委員等による協議会の意見を聞き入居者を選定する。

### ■公的住宅の入居資格（次の各号のすべてに該当する者）

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない被災者

#### 4. 民間賃貸住宅

##### (1) 民間賃貸住宅の確保

建築班は、住宅を失った被災者に対して、関係団体に対し震災時の協力について働きかけを行い、借り上げ又は斡旋の方法により民間賃貸住宅が提供できるよう、県が民間団体と締結した「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」等に基づき、県と協力し、住宅使用者の募集等を行う。

##### (2) 入居者の選定

建築班は、被災者の申込みに基づき、公的住宅の対象者の選定と同様に福祉関係職員、民生委員等による協議会の意見を聞き入居者を選定する。

### 第3 被災住宅の応急修理計画

#### 1. 応急修理の実施

##### (1) 対象者の選定

災害救助法が適用された場合、次の条件を満たすものを対象として、住宅の応急修理を行う。建築班は、被害認定調査結果より、応急仮設住宅の対象者の選定と同様に対象者の選考を行い、修理戸数を決定する。

##### ■応急修理の対象者

- ① 住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者
- ② 大規模半壊の被害を受けた者

##### (2) 修理の範囲

応急修理の範囲は、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とする。

##### (3) 住宅の応急修理

建築班は、被災者相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申込みを受け付ける。

応急修理は建築班が扱い、建築業者に委託する。資機(器)材が不足する場合は、県に資機(器)材調達の協力を要請する。

なお、応急修理に当たっては、災害救助法に基づき、災害発生時から一か月以内に完了させるとともに、修理結果を県へ報告する。

#### 2. 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

## 第17節 障害物除去計画

### 第1 計画の方針

災害に際して、土砂、倒木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

### 第2 障害物の除去

#### 1. 道路・河川関係障害物の除去

##### (1) 道路上の障害物の除去

道路班、応急・救出班、土地区画班は、市管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。

障害物の除去に当たっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、埼玉県建設業協会、戸田市建設業協会等と連携し障害物除去の対応を図る。

なお、河川氾濫によって冠水した道路では、土砂等が堆積することから状況に応じて土砂の除去や路面清掃を実施する。

##### (2) 河川関係障害物の除去

河川班、応急・救出班は、市管理の河川、排水路等の巡視を行うとともに、埼玉県建設業協会、戸田市建設業協会等と連携し、災害によって発生した障害物を除去する。

##### (3) 国・県管理施設の障害物の除去

国及び県が管理する道路又は河川等の施設に障害物が堆積し、通行不能や機能障害が生じている場合は、直ちにこの旨を道路又は河川管理者に通報し、これらの除去を要請する。

#### 2. 住宅関係障害物の除去

応急・救出班、建築班、土地区画班は、埼玉県建設業協会、戸田市建設業協会と連携し、住居又はその周辺に運ばれた土砂、倒木等で日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を作業員あるいは技術者を動員して除去する。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

#### ■障害物除去の対象者

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住家の被害程度が半壊の者
- ③ 自らの資力を持ってしては障害物の除去ができない者

### 3. 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

## 第18節 文教対策計画

### 第1 計画の方針

小中学校、保育園、幼稚園、学童保育室の応急対策等を講じ、児童・生徒等の生命及び身体の安全並びに保育・教育活動の確保について万全な対策を実施する。また、施設・設備の被災により、通常の教育が実施できない場合には文教対策を実施する。

### 第2 応急教育・応急保育

#### 1. 発災時の対応

##### (1) 児童・生徒の安全確保

###### ① 安全の確保

学校長は、台風の接近等、気象状況に応じ、学校防災マニュアルに則り、学校教育班等と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講ずる。

学校長は、台風等の危険が迫る場合、気象関連情報を収集するとともに、必要に応じ、緊急避難等の措置をとり、安全確認ができるまでの間、児童・生徒の安全を確保する。

学校長は、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、教職員の状況を含めて教育総務班に報告する。

###### ② 帰宅措置

児童・生徒の帰宅に当たっては、状況に応じて、通学区域毎の集団下校、教職員による引率等の措置、又は一斉メール等による連絡・個別連絡により、学校で保護者等に児童の引渡しを行い、帰宅させる。

保護者等が帰宅困難となり、引渡しができない場合は、学校にて一時保護する。

###### ③ 児童・生徒の安否確認

災害が夜間・休日等に発生した場合、学校長は、児童・生徒、教職員の安否の確認を行い、学校教育班へ報告を行う。

##### (2) 園児・児童等の安全確保

###### ① 安全の確保

保育園、幼稚園及び学童保育室は、台風の接近等、気象状況に応じ、臨時休園等の適切な措置を講ずる。

保育園長及び幼稚園長は、台風等の危険が迫る場合、気象関連情報を収集するとともに、必要に応じ、緊急避難等の措置をとり、安全確認ができるまでの間、園児・児童の安全を確保する。

保育園長及び幼稚園長は、施設設備の被害状況を把握し、園児・児童、職員の状況を含めて保育班に報告する。

また、保育班は、学童保育室の被害状況及び学童の安否について確認を行う。

② 帰宅措置

園児・児童の帰宅に当たっては、電話等の連絡により確実に保護者等へ引渡しができる場合、保護者等に園児・児童の引渡しを行い、帰宅させる。

保護者等が帰宅困難となり、引渡しができない場合は、保育施設等にて一時保護する。

③ 園児の安否確認

災害発生が夜間・休日等に発生した場合、保育園長及び幼稚園長は園児、職員の安否の確認を行い、保育班へ報告を行う。

(3) 避難所開設への協力

学校教育班は、災害発生直後に体育館等の開錠、避難者の受入等、避難所の開設及び可能な限り避難所の運営を学校長に要請する。

学校長は、学校教育班の要請により、災害発生直後に体育館等の開錠、避難者の受入等、避難所の開設に協力する。

また、避難生活時には、避難所指定職員と使用する学校施設、教職員の役割等を協議し、可能な限り避難所の運営に協力する。

## 2. 応急教育・応急保育

(1) 応急教育活動

① 休校等の措置

学校長は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育総務班及び学校教育班に報告し、休校等の措置をとる。

② 場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、教育総務班及び学校教育班と連携をとりつつ、応急教育のための場所を確保する。

### ■応急教育の場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	(ア) 被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	(ア) 福祉センター等の公共施設 (イ) 隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	(ア) 最も近い被災のない地域の学校、公共施設 (イ) 応急仮設校舎の設置

③ 応急教育の準備

学校教育班及び学校長は、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編制の組

み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

#### ④ 応急教育の要領活動

学校教育班は、応急教育において実施する指導内容、教育内容について特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

#### ■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	(ア) 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 (イ) 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、カウンセリング、電話相談等により、児童・生徒の「心のケア」対策を行う。

#### ⑤ 衛生・保健活動

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。校長は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。また、児童・生徒の衛生指導等が必要な場合は、防疫清掃班に要請する。

#### ⑥ 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで原則として行わない。

学校が住民の避難所として使用される。その場合は、学校給食施設・設備を被災者用炊き出しに利用することが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。

#### ⑦ 学用品の支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を支給する。

学校教育班は、校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については、被害状況別、学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、市内の業者から一括購入し、学校毎に分配する。

ただし、市において調達することが困難と認めたときは、県に調達を依頼し、市に供給することができる。

#### ■教材、学用品等の支給対象者

- ① 就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）
- ② 就学上支障のある中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）
- ③ 就学上支障のある高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）

## (2) 応急保育活動

保育園長及び幼稚園長は、施設の被害状況を把握し復旧に努める。

保育班は、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け保育を実施する。また、状況に応じて、避難所での応急保育も検討する。

なお、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、保育の実施の手続きを省略し、一時的保育を行うよう努める。

## 3. 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

### 第3 社会教育施設等の対策

#### 1. 社会教育施設の応急措置

各施設管理者等は、災害によって建物等に被害が発生又は発生するおそれがある場合、利用者の避難誘導措置をとり、安全の確保に努める。

各施設管理者は調査班と連携し、被災した所管施設の補強・修理等の応急措置を行う。

#### 2. 文化財に対する措置

学校教育班及び図書館・郷土博物館班は、文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）等に基づき必要な措置を講ずる。

## 第19節 輸送計画

### 第1 計画の方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害対策要員の移送、応急対策資機(器材)、生活必需品等の迅速確実な輸送を実施するための対策について定める。

### 第2 調達計画

管財班は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

なお、災害発生時に必要とする車両等が不足する場合、県に対して調達の斡旋、人員及び物資の輸送を要請する。また、協定を締結している運送業者等へ輸送の要請を行う。

### 第3 配車計画

管財班は、集中調達した車両等の各班への配車計画を災害の状況に応じて定める。

### 第4 緊急輸送計画

#### 1. 広域輸送の一元化

緊急輸送に当たっては、防災活動拠点や避難所を結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。そのため、市は県と相互に連携して輸送業務の調整を行い、輸送計画を策定する。

#### 2. 緊急輸送情報の把握

道路班、交通班は、効率的な緊急輸送のため、緊急交通路の応急復旧状況や交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握し、管財班や緊急輸送実施者等に対し情報提供を行う。

### 第5 応急救助のための輸送

応急救助のための輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等、初動の災害対策に必要な人員・物資
- (4) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (6) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (7) 疾病者及び被災者の被災地外への輸送

- (8) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (9) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (10) 生活必需品

## 第6 緊急通行車両の申請

### 1. 緊急通行車両等の要件

水害発生時に通行止め等の措置をした場合、一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両を優先して通行させる。緊急通行車両は、次の事項に該当する。

#### ■緊急通行車両等の要件

- |  |
|--|
| ① 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの                   |
| ② 消防、水防その他の応急措置に関するもの                      |
| ③ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの                    |
| ④ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関するもの                  |
| ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの                       |
| ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの                      |
| ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの       |
| ⑧ 緊急輸送に関するもの                               |
| ⑨ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの |

### 2. 車両の確認手続き

交通班は、公安委員会に対し、緊急通行車両の確認を求め、標章及び証明書の交付を受ける。

#### ■緊急通行車両等の確認手続き

交付場所	警察本部、蕨警察署、検問所								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定され、事前に「緊急通行車両等事前届出書」（資料編 6. 様式・書式 6-8 頁）により届出を行い、「緊急通行車両等事前届出済書」（資料編 6. 様式・書式 6-8 頁）を交付されている車両の使用者は、公安委員会に対し、「緊急通行車両等事前届出済書」を提出する。</td><td style="width: 85%;"></td></tr> <tr> <td>② 上記の事前届出を行っていない車両の使用者は、公安委員会に対し、「緊急通行車両等確認申請書」（資料編 6. 様式・書式 6-9 頁）により、当該車両が災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。</td><td></td></tr> <tr> <td>③ 前項までの手続きにより緊急通行車両の確認が行われたとき、公安委員会により、当該車両の使用者に対し、緊急通行車両標章（資料編 6. 様式・書式 6-10 頁）及び確認証明書が交付される。</td><td></td></tr> <tr> <td>④ 交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。</td><td></td></tr> </table>		① 災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定され、事前に「緊急通行車両等事前届出書」（資料編 6. 様式・書式 6-8 頁）により届出を行い、「緊急通行車両等事前届出済書」（資料編 6. 様式・書式 6-8 頁）を交付されている車両の使用者は、公安委員会に対し、「緊急通行車両等事前届出済書」を提出する。		② 上記の事前届出を行っていない車両の使用者は、公安委員会に対し、「緊急通行車両等確認申請書」（資料編 6. 様式・書式 6-9 頁）により、当該車両が災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。		③ 前項までの手続きにより緊急通行車両の確認が行われたとき、公安委員会により、当該車両の使用者に対し、緊急通行車両標章（資料編 6. 様式・書式 6-10 頁）及び確認証明書が交付される。		④ 交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。	
① 災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定され、事前に「緊急通行車両等事前届出書」（資料編 6. 様式・書式 6-8 頁）により届出を行い、「緊急通行車両等事前届出済書」（資料編 6. 様式・書式 6-8 頁）を交付されている車両の使用者は、公安委員会に対し、「緊急通行車両等事前届出済書」を提出する。									
② 上記の事前届出を行っていない車両の使用者は、公安委員会に対し、「緊急通行車両等確認申請書」（資料編 6. 様式・書式 6-9 頁）により、当該車両が災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。									
③ 前項までの手続きにより緊急通行車両の確認が行われたとき、公安委員会により、当該車両の使用者に対し、緊急通行車両標章（資料編 6. 様式・書式 6-10 頁）及び確認証明書が交付される。									
④ 交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。									

## 第7 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。

## 第20節 要員確保計画

### 第1 計画の方針

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

また、遠隔地において災害が発生し、県及び他市町村からボランティア派遣の要請があった場合、災害ボランティアの募集及び派遣支援を行う。

### 第2 要員の確保

#### 1. 要員の確保

職員班は、各対策部及び対策班と調整の上、災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給に万全を期す。

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の応急救助に対して、必要最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

#### ■労務供給による救助作業の種類

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ① 被災者の避難         | ② 医療及び助産における移送 |
| ③ 被災者の救出         | ④ 飲料水の供給       |
| ⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送 | ⑥ 遺体の捜索        |
| ⑦ 遺体の処理          | ⑧ 緊急輸送路の確保     |

#### 2. 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための人件費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市が県に請求できる。

### 第3 被災地へのボランティア派遣支援

#### 1. 被災地へのボランティアの派遣

遠隔地等において甚大な災害が発生し、被災地よりボランティア派遣の要請があった場合には、福祉班は、戸田市社会福祉協議会と連携して受付窓口を設置し、災害ボランティアの募集を行うとともに、派遣先の自治体や災害ボランティアセンターとの調整を行うなど、災害ボランティア派遣の支援を行う。

#### 2. 派遣ボランティアへの支援

総括班は、被災地の支援に向かう災害ボランティアに対し、被災地による有料道路の料金免除措置等の支援施策が施行されている場合、災害派遣等従事車両証明書を発行するなど、活動の支援を行う。

## 第21節 自衛隊災害派遣要請計画

### 第1 計画の方針

災害に際して人命又は財産の保護を図るため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する。

### 第2 災害派遣要請依頼

#### 1. 派遣要請依頼の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、埼玉県知事に対して次の要請事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、埼玉県知事に依頼するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で埼玉県知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを行う。

総括班は、これらの自衛隊への災害派遣要請依頼の手続きを行う。

#### ■災害派遣要請依頼手続き

提出（連絡）先	埼玉県 危機管理防災部 危機管理課	
	(勤務時間内：危機管理課危機管理担当)	(勤務時間外：危機管理防災部当直)
提出（連絡）先	電 話 048(830)8131 ファクシミリ 048(830)8129 県防災行政無線 6-8131	電 話 048(830)8111 ファクシミリ 048(830)9771 県防災行政無線 6-8111
部 数	文書3部	
連絡方法	緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付	
要請事項	① 災害の情況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となる事項	

#### ■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名等 (駐屯地名)	連絡責任者・電話番号	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま市)	第3科長 048-663-4241 内線436～439	部隊当直司令 048-663-4241 内線402

## 2. 派遣活動

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

### ■自衛隊の活動内容

要請依頼の範囲	活動内容
① 被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
② 避難の援助	避難者の誘導、搬送等
③ 被災者等の捜索、救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
④ 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積込み及び運搬
⑤ 消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響すると考えられる場合）
⑦ 診察、防疫、病虫害防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、市が準備）
⑧ 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
⑨ 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
⑩ 炊飯及び給水の支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
⑪ 救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する總理府令」による。（ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
⑫ 交通規制の支援	自衛隊車両の交通がふくそうする地点における車両を対象とする。
⑬ 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
⑭ 予防派遣	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合
⑮ その他	埼玉県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

### 第3 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、埼玉県知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣する。

#### ■自衛隊自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- ② 災害に際し、埼玉県知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合。
- ④ その他、上記に準じ、特に緊急を要し、埼玉県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

### 第4 派遣部隊の受入

#### 1. 自衛隊の受入

総括班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機(器)材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、作業部隊が到着後は、県に作業概要等を報告する。

#### ■自衛隊の受入

項目	内容	
部隊到着前	作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要資機(器)材 ③ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
	資機(器)材の準備	必要な資機(器)材の確保に努める。
	連絡窓口	① 連絡職員の指名。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
	宿营地の準備	宿营地は、彩湖・道満グリーンパーク又は北部公園等とし、設備等の準備をする。（事務所、宿舎、炊事場、駐車場、ヘリコプター飛行場外離着陸場）
到着後	打合せ	作業が他応援機関と重複しないよう派遣部隊指揮官と効率的な方法について協議する。
	現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。

## 2. ヘリコプターの受入

総括班は、ヘリコプター飛行場外離着陸場予定地に、自衛隊と協力してヘリコプター飛行場外離着陸場を開設する。この場合、土地の所有者又は管理者と調整する。

### ■ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧

名 称	所在地
戸田市スポーツセンター	大字新曾1286
彩湖・道満グリーンパーク	大字重瀬745他
戸田公園高規格堤防	戸田公園4494-1

## 3. 費用の負担区分

自衛隊の救助活動に要した費用は、原則として市が負担する。その他必要な費用については、自衛隊と協議して決定する。

### ■市が負担する費用

- ① 資機(器)材等の購入費、借上料及び修繕費（自衛隊装備を除く）
- ② 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 救助活動実施の際に生じた損害の補償（自衛隊装備を除く）
- ⑤ その他救援活動の実施に要する費用で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする

## 第5 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、埼玉県知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

## 第22節 環境衛生整備計画

### 第1 計画の方針

被災地におけるごみの収集及びし尿処分等の清掃業務、がれき処理を適切に行うため、環境衛生の対策を実施する。また、災害地域に発生する感染症の流行等の予防、対策を実施する。さらに、動物愛護の対策を実施する。

### 第2 し尿の処理

#### 1. 下水道機能の活用

下水道施設に被害がない場合は、生活用水の確保により、下水道機能を活用する。また、下水道施設の復旧が数日以上かかる場合は、速やかに仮設トイレ等を使用する。

なお、仮設トイレ等に貯留されたし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。

#### ■下水道機能の活用

指定避難所・ 指定緊急避難場所	被災後、断水した場合には、学校のプール、非常災害用井戸、耐震性貯水槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。なお、水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を用意する。
事業所・家庭等	ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域においては、非常災害用井戸等によって生活用水を確保して下水道機能の活用を図る。

#### 2. 仮設トイレ等の設置

##### (1) 仮設トイレの確保

防疫清掃班は、上水道・下水道等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、断水地域の人口、被災者数等により、必要な仮設トイレ数を把握する。仮設トイレは、近隣の被害の軽微な市町村、協定を締結した市町村等から組立要員を含めて要請する。

仮設トイレ等の確保が困難な場合は、県に要請を行い、斡旋を受ける。

##### (2) 仮設トイレ等の設置

防疫清掃班は、断水地区の避難所、公園等に仮設トイレ、マンホールトイレを設置する。また、設置に当たっては、高齢者や障がい者専用トイレ、女性専用トイレ等、使用方法や防犯などに配慮する。また、設置場所の管理者及び自主防災会等に対して、日常の清掃管理等を要請する。

#### 3. し尿の収集・処理

防疫清掃班は、仮設トイレ等の使用状況を把握し、収集計画を作成する。し尿の収集は、衛生業者に要請する。

## 4. 撤去

上水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、防疫清掃班は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

### 第3 清掃

#### 1. 生活ごみの処理

##### (1) 廃棄物処理施設の被害状況の確認

防疫清掃班は、蕨戸田衛生センターの被害状況及び応急復旧の見通しについて確認する。

##### (2) 収集・処理の実施

防疫清掃班は、災害発生後の道路交通の状況等を勘案しつつ、避難所の開設、収集車の配車等の状況から速やかに生活ごみの収集体制を整え、ごみの収集、処理を行う。

また、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図るとともに、遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努め、衛生向上を図る。

なお、防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等の腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

意図しない場所に片付けごみ等が集積される状況が把握した場合は、適宜、現場を巡回し、計画的に収集運搬を行う。

##### (3) 収集の広報

防疫清掃班は、災害広報紙、報道機関等を通じ、収集計画等を広報するとともに、可能な限り分別するよう住民に呼びかけるなど、ごみ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。

##### (4) 仮置場の確保

防疫清掃班は、道路交通の遮断、渋滞による収集の遅れや処理施設の被災により機能が低下したときは、仮置場を確保する。仮置場は災害規模にもよるが、周辺環境に配慮した場所とする。

##### (5) 避難所におけるごみ対策

避難所では、一般廃棄物と同じように分別を行い収集する。また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等一時に大量発生するものについては、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理する。

#### 2. がれきの処理

##### (1) 処理方針の決定

大規模災害によって発生したがれき等廃棄物の処理は、原則として事業所等自身で処理が可能な場合は、産業廃棄物として事業者・管理者が処理する。その他、個人住宅等の建築物廃材については市が処理する。処理の方針は、国、県、市町村等による「災害廃棄物処理推進協議会」に

より、搬送ルート、仮置場、最終処分場等について決定される。

防疫清掃班は、関係機関と協力し、焼失家屋等の焼け残り、倒壊及び解体により発生する廃木材やコンクリート等のがれき処理に必要となる情報を把握し、がれき処理計画を策定する。

### (2) 処理方法

防疫清掃班は、処理方針に基づき、廃棄物処理業者との調整により、次のように実施する。

#### ■がれきの処理方法

臨時集積地への仮置き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多量のがれきが発生した場合は、公用地等の臨時集積地に一時的に仮置きするとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。</li> <li>○臨時集積地への搬入協力を市内の廃棄物処理業者、土木建築業者等に要請する。市内業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。</li> <li>○仮置場への搬入の際、材料別に分別する。</li> <li>○決定した処理方針によって適正処理、リサイクルを図る。また、アスベスト等有害な廃棄物は、適正な処理を行うよう注意する。</li> </ul>
がれき処理対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がれきの撤去は個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・県等の倒壊建物の解体処理等特例措置も含め、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。</li> </ul>
県への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれき発生量の報告をする。</li> </ul>

### (3) 災害ボランティアセンターへの要請

防疫清掃班は、必要に応じて、被災家屋の片付け、災害廃棄物等の搬出等を実施するボランティアによる支援について、福祉班を通じて災害ボランティアセンターに要請する。

なお、ボランティア、NPO団体の支援を受ける場合、あらかじめ戸田市社会福祉協議会、NPO団体と作業実施地区、作業内容等を確認する。

その後、戸田市社会福祉協議会にボランティアによる災害廃棄物等の搬出等を要請する。

## 3. 不法投棄の監視

防疫清掃班は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

## 4. 廃棄物のリサイクル

応急活動後、市及び県は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

## 5. 損壊家屋の解体

防疫清掃班は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連

携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請する。

## 第4 防疫活動

### 1. 防疫チームの編成

防疫清掃班は、市職員による防疫チームを編成し、防疫活動を指導・実施する。被災状況によっては、県及び自衛隊に応援を要請する。

#### ■防疫チームの構成と役割

① 消毒指導係	被災地の消毒
② 清潔指導係	避難所の衛生管理
③ そ族駆除係	被災地の消毒、そ族等の駆除

### 2. 防疫用資機(器)材・薬剤の調達

防疫用資機(器)材・薬剤は、市備蓄品を使用する。不足する場合は、薬剤販売業者から調達する。

### 3. 消毒、そ族の駆除

防疫チームは、次の地域の消毒を行う。また、防疫清掃班は、自主防災会を通じて薬剤を配布する。

#### ■防疫対象地域

- ① 風水害等により浸水した区域
- ② 感染症患者が多く発生している地域
- ③ 避難所
- ④ その他衛生状況が良好でない地域

## 第5 検病調査・健康診断

### 1. 検病調査チームの編成

援護班（福祉保健センター）、医療班は、南部保健所と連携して検病調査チームを編成する。検病調査チームが不足する場合は、蕨戸田市医師会に編成を要請する。

### 2. 検病調査・健康診断等の実施

検病調査チームは、避難所等にて、健康診断及び検病調査を実施する。感染症等の発生のおそれのあるときは、県の指示により予防接種を実施する。

### 3. 感染症患者の収容

援護班（福祉保健センター）、医療班は、感染症患者又は病原菌保菌者が発生したときは、南部保

健所へ報告する。

南部保健所は、感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置をとる。

## 第6 避難所における衛生管理

### 1. 衛生指導

防疫清掃班は、避難所運営委員会、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。物資班は、石鹼、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

#### ■避難所の衛生指導

- ① トイレの清掃・消毒
- ② 避難所居住スペースの清掃
- ③ ごみ置き場の清掃・消毒
- ④ 手洗い、うがいの励行

### 2. 食中毒等の予防

防疫チームは、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

## 第7 動物の保護及び飼養

### 1. 被災地域における動物の保護

防疫清掃班は、所有者不明の動物、負傷動物等を県の方針に基づいて動物指導センター、南部保健所等と連携して保護し、動物保護施設等へ搬送する。

### 2. 避難所における動物の適正な飼養

防疫清掃班は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所で詳細を定める。

### ■避難所における飼育動物の基本方針

- ① 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- ② 飼料、水、ケージ（小動物の場合）、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- ③ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。
- ④ 危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。
- ⑤ 飼育場所は居住スペースとは別のスペースを確保する。
- ⑥ 動物の飼育場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。

### 3. 死亡動物の処理

防疫清掃班は、死亡した動物について、南部保健所の指導等により適切に処理する。

## 第23節 応援受入計画

### 第1 計画の方針

市は地方公共団体からの応援の受入を行うため、県との連携を図り、応援の受入体制を確立する。

また、市内外からボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受入れるため、市及び戸田市社会福祉協議会は日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティア活動に関する情報提供や活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

### 第2 地方公共団体からの応援受入

#### 1. 受入体制の確立

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、市は、県と連携し、体制を確立する。

##### (1) 応援体制の種類

- ① 全国市長会からの応援
- ② 関東知事会からの応援
- ③ 九都県市からの応援
- ④ 他の都道府県又は市町村からの応援

##### (2) 応援活動の種類と機関

- ① 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- ② 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ③ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援等）
- ④ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助））

#### 2. 受入体制の整備

##### (1) 受入窓口の設置

職員班は、市に派遣された応援職員等を受け付けるための受入窓口を設置する。

##### (2) 宿泊場所の確保

職員班は、市有施設の被害状況や災害対策での利用状況を踏まえて、応援職員の宿泊場所として市有施設を確保する。

また、市有施設の確保が困難な場合は、公園等の施設を応援職員の宿泊場所として確保する。

##### (3) 必要物資の確保

職員班は、市内や周辺区域での物資の販売状況を踏まえ、応援職員自身による食料や生活必需品の確保が困難な場合、物資班から応援職員分の物資を調達する。

(4) 相談窓口の設置

職員班は、応援職員が業務や生活面での相談が可能な相談窓口を設置する。

(5) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた空間の確保

他の地方公共団体の職員を受け入れる各班は、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議室レイアウトの工夫、テレビ会議の活用などのほかの地方公共団体の職員等が使用する執務スペースの適切な空間を確保する。

### 3. 応援要請及び受入への対応

(1) 県との調整

職員班は、被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、県に対して応援の必要性を伝達する。

(2) 県職員等の受入

職員班は、県職員等の受入に当たり、必要となる執務スペースを確保し、受入環境を準備する。

(3) 必要人数等の把握

職員班は、各受援対象業務の受援担当者から応援側に求める業務内容等と必要人数を収集し、整理する。

(4) 応援職員等の派遣要請

職員班は、災害対策本部長の承認を得て、県、協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、各受援対象業務の受援担当者が要請を行う場合、職員班と情報共有を図る。

(5) 災害マネジメント総括支援員等の派遣要請

職員班は、総括班から依頼を受け、災害マネジメント総括支援員を含めた総括支援チームの派遣を要請する。

(6) 応援職員等の受入

各受援対象業務の受援担当者は、受援シートで定めている執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。

なお、応援職員等が到着した際に被災地の状況や業務内容等を説明するとともに、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設ける。

(7) 応援職員等の状況把握

各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

(8) 引継ぎ状況の把握

各業務の受援担当者は、応援職員が交代の際に実施する引継ぎが適切に実施されているか把握し、

必要に応じて、新たに派遣した応援職員に対して情報共有を行う。

(9) 追加の派遣要請

職員班は、各業務の受援担当者から現在の進捗状況を確認して、派遣期間終了時期を延長する必要がある場合、災害対策本部長の承認を得て、県、協定締結団体等に応援職員等の派遣を再度要請する。

(10) 応援職員等の撤収調整

各受援対象業務の受援担当者は、業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議する。

また、相互の了解のもとで応援の終了時期を決定し、職員班に報告する。

#### 4. 費用の清算等

職員班は、県や応援職員等の派遣機関と調整の上、実費・弁償の手続きを行う。

#### 5. 協定締結団体以外の自治体等からの応援受入れ

職員班は、協定締結団体以外の自治体や団体から応援の申し出を受けた場合、各班の受援担当者と調整の上、応援の受入れを決定する。

### 第3 ボランティアの応援受入

#### 1. ボランティア受入窓口の設置

福祉班は、戸田市社会福祉協議会と連携し、戸田市ボランティア・市民活動支援センター災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

災害ボランティアセンターは、戸田市社会福祉協議会が主体となって運営するものとし、福祉班と連携し活動計画を定める。

また、ボランティア団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

#### ■災害ボランティアセンターにおける活動

- ① 被災者ニーズの把握
- ② ボランティアの振り分け
- ③ ボランティア活動用資機(器)材、物資等の確保
- ④ 一般参加ボランティアの受付
- ⑤ ボランティア団体への要請
- ⑥ 災害対策本部との調整
- ⑦ 県災害ボランティア支援センターへの要請

## 2. ボランティアへの協力要請

福祉班は、戸田市社会福祉協議会と連携し、各種応急対策活動に必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する。ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣を要請する。また、広報紙、ホームページ等を活用して一般ボランティアの参加を募る。

## 3. 災害救助法が適用された場合の費用等

ボランティア活動と救助の調整事務を災害ボランティアセンターに委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費は、災害救助法の国庫負担の対象として請求する。

# 第4 ボランティアの活動

## 1. ボランティアとの連携

### (1) 災害ボランティアセンターとの連携

福祉班は、戸田市社会福祉協議会と連携し、災害対策本部における各種応急対策の実施に当たり、ボランティア活動との連絡調整、情報提供を行うとともに、災害ボランティアセンターの活動に必要な情報の収集や資機(器)材等の確保に努める。

### (2) ボランティア活動の要請

福祉班は、災害対策本部による各種応急対策と調整を図り、各種応急対策活動に必要とするボランティアの種類、人数を調査し、災害ボランティアセンターに対して必要なボランティアの職種、必要人数、活動場所等を伝え、派遣を要請する。

### ■ボランティアの活動分野

区分	活動内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療看護（医師、歯科技師、薬剤師、保健師、看護師等）</li> <li>② 福祉（手話通訳、介護福祉士）</li> <li>③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）</li> <li>④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）</li> <li>⑤ 通訳（外国語通訳）</li> <li>⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動）</li> <li>⑦ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）</li> <li>⑧ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）</li> </ul>
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救援物資の整理、仕分け、配分</li> <li>② 避難所の運営補助</li> <li>③ 清掃、防疫</li> <li>④ 災害時要配慮者等の介護、生活支援</li> <li>⑤ 広報資料の作成</li> <li>⑥ その他危険のない軽作業</li> </ul>

## 2. ボランティア活動への支援

### (1) ボランティア保険への加入

福祉班、戸田市社会福祉協議会は、広報によってボランティア保険への加入を促進するとともに、県と協議の上、その負担を検討する。

### (2) ボランティア活動拠点の提供

福祉班、戸田市社会福祉協議会は、ボランティア活動が効率的に行われるよう戸田市ボランティア・市民活動支援センター（市役所敷地内）を災害ボランティア活動拠点として提供する。

また、他地域からのボランティアを多数受入れるため、キャンプ地等の確保を行う。

### (3) 生活支援

ボランティアが応援活動に参加する際の宿泊場所、食事の確保等は自己完結を原則とする。

なお、ボランティア活動に必要な燃料や資機(器)材等の費用については、県と協議の上、その負担を検討する。

## 第5 連携体制の確保

### 1. 県災害ボランティア支援センターとの連携

災害ボランティアセンターは、県災害ボランティア支援センターとの連携を図り、要請できる活動内容、派遣可能な人材、人数等を把握し、ボランティアの派遣調整を行う。

### 2. 民間団体、事業所との連携

市は、民間団体、事業所等に対し、各種応急対策へ協力が得られるよう、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動を行う。

## 第6 公共的団体からの応援受入

### 1. 受入体制の確立

公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため、市は、支援、指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

市は、活動の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対し、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

### 2. 公共的団体と活動の例示

#### (1) 公共的団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工業協同組合、商工会議所、商工会、生活協同組合、青年団、婦人会 等

#### (2) 活動

- ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ② 広報等に協力すること
- ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- ④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること
- ⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ⑦ 被害状況の調査に協力すること



## **第2章 事故災害対策計画**



## 第2章 事故災害対策計画

### 第1節 大規模火災対策計画

#### 第1 計画の方針

大規模火災が発生した場合、又はそのおそれがある場合、市、消防本部等は、国、県、その他防災関係機関と連携して、効率的・総合的な消火活動を実施するとともに、二次災害を防止するための応急対策を実施する。

#### 第2 大規模火災対策計画

##### 1. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

###### (1) 災害情報の収集・連絡

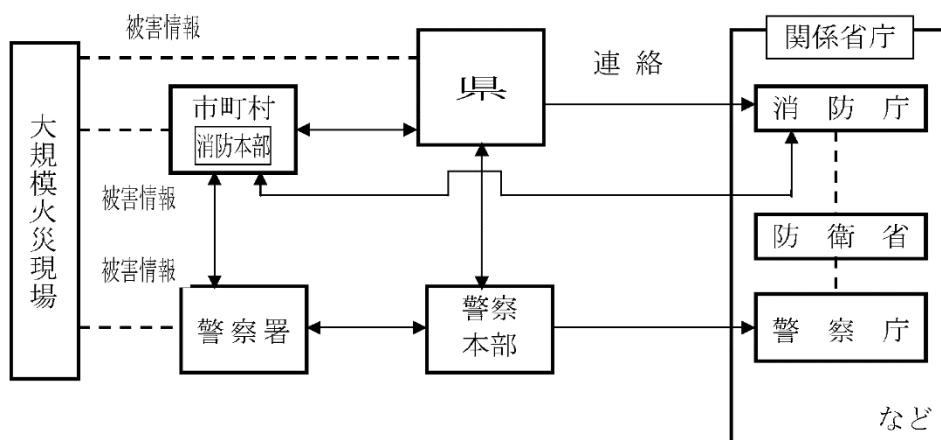
###### ① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

###### ② 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、次のとおりである。

##### ■大規模火災情報の収集・連絡系統



###### ③ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県、市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

###### (2) 通信手段の確保

市や防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## 2. 活動体制

### (1) 市の活動体制

市長は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講ずる。

市長は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

### (2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講ずる。

### (3) 広域的な応援体制

市長は、被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、知事に応援を要請する。

## 3. 消防本部による消防活動

### (1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

#### ① 災害状況の把握

消防本部は、119番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

#### ② 把握結果の緊急報告

消防長は、災害の状況を市長又は知事に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

#### ③ 応援隊の受入準備

消防本部は、応援隊の円滑な受け入れを図るため準備を行う。

### (2) 大規模火災への対応

消防本部、消防署は、火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。その際、以下の原則に基づき消防活動を行う。

#### ① 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

#### ② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

#### ③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

⑤ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺とほかの一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

⑥ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

⑦ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

#### 4. 消防団による消防活動

(1) 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合、住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備、活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

## 5. 他の消防機関に対する応援要請

### (1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、市長は、あらかじめ締結した埼玉県下消防相互応援協定に基づき、県下の消防機関に応援を要請するとともに、県を通じて緊急消防援助隊を要請する。

### (2) 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は埼玉県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求める。

### (3) 要請上の留意事項

#### ① 要請の内容

市長は、応援を要請したいとき、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

(イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

(ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員

(エ) 市町村への進入経路

(オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

#### ② 応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入を図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入体制を整える。

(ア) 応援隊の誘導方法

(イ) 応援隊の人員、数、指揮者等の確認

(ウ) 応援隊の活動拠点の確保

## 6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### (1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

交通班及び河川班は、蕨警察署や国・県等の道路管理者等、関係機関等からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するなど必要に応じて、通行禁止等の交通規制を行う。

## 7. 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「第1章 風水害対策計画 第10節 避難対策計画 第2 避難活動」に準ずる。

## 8. 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン、公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

## 9. 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

総括班及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関等の情報、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線（固定系）、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった災害時要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 住民への的確な情報の伝達

総括班は、住民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

電話対応班は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

## 第2節 危険物等災害対策計画

### 第1 計画の方針

本市の地域において、危険物、高圧ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力施設以外からの放射性物質の放射線障害の発生等により、被害が発生し、又はそのおそれがある場合、市、市消防署等は、危険物等保管事業所、国、県、その他防災関係機関と連携し、効率的・総合的な危険物等事故の拡大防止活動を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速な避難誘導等の応急対策を実施する。

### 第2 危険物等災害応急対策計画

#### 1. 応急措置

施設管理者は、消防機関、蕨警察署、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

##### (1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

##### (2) 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の貯蔵・取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握の応急点検を実施する。

##### (3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

##### (4) 災害発生時の応急活動

危険物による災害が発生したときは、消火剤、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

##### (5) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

##### (6) 従業員及び周辺住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員、周辺住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

### 第3 高圧ガス災害応急対策計画

#### 1. 応急措置

##### (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、消

防、警察、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

(2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ③ 以上の措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害をほかに及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(3) 埼玉県知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

## 第4 火薬類災害応急対策計画

### 1. 応急措置

施設管理者は、消防機関、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

## 第5 毒物・劇物災害応急対策計画

### 1. 応急措置

施設管理者は、消防機関、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置、中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員・資機(器)材確保等の活動体制を確立する。

## 第6 放射性同位元素等の放射性物質取扱施設事故対策計画

### 1. 事故発生直後の情報の収集・連絡

#### (1) 事故情報の収集・連絡

##### ① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

(ア) 事故発生の時刻

(イ) 事故発生の場所及び施設

(ウ) 事故の状況

(エ) 気象状況（風向・風速）

(オ) 放射性物質の放出に関する情報

(カ) 予想される災害の範囲、程度等

(キ) その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁、市、関係機関等へ連絡する。

##### ② 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

市は、県及び国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握する。

##### ③ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を隨時連絡する。

#### (2) 通信手段の確保

市及び県、防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。

また電気通信事業者は、県、市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

### 2. 活動体制の確立

市は、市域で放射性物質取扱施設事故が発生した場合においては、法令、県防災計画の定めるところにより、県及び指定地方行政機関並びに関係機関の協力を得て、応急対策の実施に努める。

## 第3節 広域停電等事故対策計画

### 第1 計画の方針

本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は復旧に全力をあげるとともに、市は、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社、国、県、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

### 第2 広域停電等事故対策計画

#### 1. 活動体制の確立

##### (1) 通報・連絡

東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は、本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに総括班に連絡する。

##### (2) 活動体制の確立

###### ① 本市の活動体制

(ア) 市域内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、市長は必要に応じて災害警戒本部又は災害対策本部等の設置を行う。

(イ) 総括班は、災害対策本部等を設置したときは、関係部にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。

(ウ) 管財班は、自家発電設備の稼働により、庁舎機能の確保に努める。

(エ) 情報システム班は、情報システムの保全に努める。

(オ) 交通班は、信号機の停止等に対処するため、蕨警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

(カ) 災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、「第1章 風水害対策計画 第1節 活動体制計画」に基づき、各班による応急救助等の対策を実施する。

###### ② 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社の活動体制

(ア) 災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社の災害対策規定等に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行う。

(イ) 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

(ウ) 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各施設の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

## 2. 情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達体制は以下のとおりとする。

### (1) 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社

東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は、広域停電事故が発生した場合、停電状況、復旧状況等を定期的に総括班に連絡する。

### (2) 市の情報収集・伝達

- ① 市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社に情報を提供する。同時に東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社からも、収集している情報を入手する。
- ② 総括班は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。
- ③ 総括班は、広域停電事故の状況を取りまとめて、県に報告する。

## 3. 災害広報対策

- (1) 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は、広域停電事故により影響を受ける住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に対応する。
- (2) 総括班は、防災行政無線（固定系）、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）等により、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社より得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について住民に広報を行う。
- (3) 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は、市及び県と連携し、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どの地区で、どの程度）等をテレビ、ラジオ等の報道機関、ホームページ、広報車等を通して住民に伝達する。

## 4. 被災者救出活動

### (1) 救出・救助活動

- ① 警防班は、119番通報、総括班等からの連絡等により被害状況を的確に把握し、救助体制、避難誘導等を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- ② 消防署班は、広域停電に伴うエレベータ事故等の多発により多数の要救出・救助者が発生した場合、エレベータ管理会社等と連携して救出活動を実施する。

### (2) 救急活動

消防署班は、市内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受け入れ状況を確認する。

## 5. 緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、災害時要配慮者等を保護する必要が発生した場合には、自家発電

設備等を設置した公共施設を避難所等として開設し、避難者を収容する。

避難所等の開設及び管理運営は、「第1章 風水害対策計画 第10節 避難対策計画 第3 避難所の設置・運営」に準ずる。

## 第4節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策計画

### 第1 計画の方針

市において、原子力事故による放射性物質の降下等が発生し、又はそのおそれがある場合、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と連携し、被害を軽減するため迅速な空間放射線量モニタリング、避難措置、除染活動等の対策を実施する。

### 第2 応急対策

#### 1. 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制

- (1) 原子力事故（特定事象又は緊急事態）に関する情報について、県の通報等により速やかに入手する。
- (2) あらゆる手段を講じて情報収集に努め、県が入手した情報についても、適宜提供を受けるとともに、県及び関係市町村が行う応急対策活動状況、被害状況等の情報を把握し、相互の連絡を密にする。
- (3) 市は継続して市内の空間放射線量モニタリングを実施するとともに、測定結果を公表する。
- (4) 県等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、住民等に広報する。また、県が本市において可搬式のモニタリング機器を設置する場合等、緊急時モニタリングの実施に協力する。
- (5) 市長は、収集した情報等から、市内に影響が及ぶと判断される場合、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

#### 2. 住民等への的確な情報伝達活動

##### (1) 住民への的確な情報の伝達

市は県、国、関係機関と連携し、住民に対し、放射性物質の拡散による市への影響程度や、放射線量等の測定結果、国が定める各種基準値に基づく住民の健康への影響の程度、国や県、市、その他防災関係機関の応急対策の実施状況等、住民に対して的確な情報を伝達する。

##### (2) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

### 3. 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難指示」の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他災害時要配慮者にも十分配慮する。

住民等の屋内退避、避難の基準については、当面、事故継続等の長期的な緊急時の状況において、国から示された計画的避難区域の設定を目安とし、児童・生徒が校庭・園庭で活動する際に利用時間の制限を加えるべき目安に準拠し、適切に対応する。

- (1) 市長は、防災機関等からの情報により、屋内退避等が必要と認められた場合、住民等に対して自宅等の屋内に退避するなどの指示を行う。
- (2) 市は、住民等の避難誘導に当たっては県と協力し、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 関係市町村の住民がその地域を越えて屋内退避又は避難を行う必要が生じた場合において、県から収容施設の供与その他の災害救助の実施に協力するよう指示を受けた場合は、これに協力する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難又は一時移転を行う際には、指定避難所や避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、ソーシャルディスタンスの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

#### ■避難等に関する防護措置の基準

防護措置	基準の種類	基準の概要	基準値 <sup>(※)</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準。	500 $\mu$ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準。	20 $\mu$ Sv/h	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

出典：「原子力災害対策指針」、原子力規制委員会

※地上1mで計測した場合の空間放射線量率

#### 4. 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

また、市長は、警戒区域を設定した場合、近隣自治体に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、住民に講ずるよう指示等する。

#### 5. 緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、他地域からの緊急輸送を含め、円滑な避難の実施を確保するため、相互に連絡・調整を行う。警察は、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して交通規制を行う。

#### 6. 住民の健康調査等

市は県と協力して、退避・避難した住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と人心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、「総則及び災害予防計画編 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第14節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害予防計画 第2 計画の内容 3. 緊急被ばく医療体制等の整備」にて把握する医療機関と連携を図り、収容等を行う。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

#### 7. 飲食物の摂取制限等

##### (1) 汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置等

市は、県及び国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、国が示す食品中の放射性物質に係る規格基準を超えるおそれがあると県が認め指示を行った場合、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染食品の摂取制限等必要な措置を講ずる。

現時点においては、汚染された飲食物の摂取制限に関する指標として、原子力規制委員会により示された基準値（経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準）があるが、事故発生時には、その時点で国が示す基準による。

### ■飲食物摂取制限に関する基準

核種	摂取制限に関する基準値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： <sup>131</sup> I)	飲料水・牛乳・乳製品	300
	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000
放射性セシウム	飲料水・牛乳・乳製品	200
	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	500
ウラン	飲料水・牛乳・乳製品	20
	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	100
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ( <sup>238</sup> Pu, <sup>239</sup> Pu, <sup>240</sup> Pu, <sup>242</sup> Pu, <sup>241</sup> Am, <sup>242</sup> Cm, <sup>243</sup> Cm, <sup>244</sup> Cm 放射能濃度の合計)	飲料水・牛乳・乳製品	1
	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	10

出典：「原子力災害対策指針」、原子力規制委員会

なお、福島第一原子力発電所の事故による原子力緊急事態宣言の解除後、平成24年4月1日より、食品中の放射性セシウムについて、厚生労働省により以下の基準値が設定・運用されている。

### ■食品中の放射性物質に係る規格基準

核種	厚生労働省による食品中の放射性物質に係る規格基準 (Bq/kg)	
放射性セシウム	飲料水	10
	乳児用食品	50
	牛乳	50
	一般食品	100

出典：食品中の放射性物質に係る基準値の設定、厚生労働省

#### (2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合、又は市にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

### 第3 飲料水の供給

原子力事故による放射性物質の降下等により、市の水道水源が汚染され、国が示す放射性セシウム等の放射性物質の摂取基準値を超えた場合、市は住民に対し水道水の飲用を自粛するよう広報を行うとともに、応急給水を実施する。

応急給水は、水道班により、「第1章 風水害対策計画 第15節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画 第2 給水計画」に基づき、非常災害用井戸を開設し、水質検査による安全確認を行い、水を応急給水するほか、物資班により、備蓄又は調達による飲料水（ペットボトル）の配給を行う。必要量を確保できないときは、他の水道事業体、又は県に速やかに応援を要請する。

なお、応急給水は、乳児用の飲料水を必要とする住民への配給を優先して実施する。

### 第4 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、県、原子力事業者及び防災関係機関、住民・事業者等と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

### 第5 広域避難における被災者の受入

原子力事故災害の被災自治体から直接、又は県を通じて被災者の受入を要請された場合、直ちに避難できる場所を設けるなど、受入体制を整備し、被災者の受入を行う。

移送された被災者が避難した場所の運営は、移送元の他市町村が行い、市はその運営に協力する。

また、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

### 第6 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果等に関する広報に努め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

## 第5節 道路災害対策計画

### 第1 計画の方針

自動車専用道路や一般道における車両の衝突、車両火災等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、市、市消防本部等は、道路管理者、国、県、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

### 第2 道路災害応急対策

#### 1. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

##### (1) 災害情報の収集・連絡

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概説的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

##### (2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

市、県及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

#### 2. 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、市は、大規模な道路災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

#### 3. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、県と協力し車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

#### 4. 住民等への的確な情報伝達活動

##### (1) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を伝達する。

##### (2) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

## 第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

### 第1 計画の方針

東日本旅客鉄道株式会社は、突発的鉄道事故が発生した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講ずるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

### 第2 鉄道事故応急対策

#### 1. 活動体制の確立

市は、市域で鉄道事故が発生した場合、法令、県防災計画等の定めるところにより、県、近隣自治体、指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、応急対策の実施に努める。

#### 2. 情報収集

市は、市域内で鉄道事故が発生したときは、東日本旅客鉄道株式会社と連絡体制を構築し、速やかにその被害状況に関する情報を収集する。

また、その被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関して市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。

#### 3. 避難誘導

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第1章 風水害対策計画 第10節 避難対策計画 第2 避難活動」に準じ、避難指示を行う。

#### 4. 救出、救助

市は、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、消防本部、消防署等の消防機関を主体とした救出、救助活動に当たるとともに、必要に応じて応援要請を行う。

#### 5. 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、消防署班は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

#### 6. 住民等への的確な情報伝達活動

##### (1) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、鉄道災害の状況、安否情報、鉄道施設等の復旧状況等の情報を伝達する。

##### (2) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

## 第7節 航空機事故対策計画

### 第1 計画の方針

本市の地域において航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、市、消防本部等は、国、県、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な搜索活動、救助・救急活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

### 第2 航空機事故応急対策

#### 1. 活動体制の確立

市は、市域で航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画等の定めるところにより、県、近隣自治体、指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、応急対策の実施に努める。

#### 2. 情報収集

市は、当該市域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関して市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。

#### 3. 避難誘導

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第1章 風水害対策計画 第10節 避難対策計画 第2 避難活動」に準じ、避難指示を行う。

#### 4. 救出、救助

消防署班は、救出、救助活動に当たるとともに、協力者の動員を行う。

#### 5. 消火活動

消防署班は、航空機が市街地に墜落した場合、火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

#### 6. 住民等への的確な情報伝達活動

##### (1) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、航空機事故の状況、安否情報、周辺の被害状況等の情報を伝達する。

##### (2) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

## 第8節 竜巻・突風等対策計画

### 第1 計画の方針

局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等が発生、又は発生する可能性が高まった際、市は、県、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な情報の伝達を行い、適切な避難行動を促すとともに、被害の状況に応じた救急救助活動等必要な応急対策を実施する。

### 第2 竜巻・突風等応急対策

#### 1. 活動体制の確立

市は、市域で竜巻や突風等が発生、又は発生する可能性が高まった際、情報収集及び伝達体制を速やかに確立するとともに、被害の発生に備え、消防本部及び関係機関と連携し、救急救助活動体制を整備する。

#### 2. 情報収集及び伝達

市は、熊谷地方気象台が発表する気象情報を基に、住民が主体的に状況を判断し、適切な避難等の対処行動を行うために必要な情報を、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）等、多様な伝達手段により迅速に発信する。

その際、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう、情報の付加等を行うことが望ましい。

#### ■情報の付加に係る参考（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）

##### (A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

##### (B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

##### （情報伝達）

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

○当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

○情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

○当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

○情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓のない部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がるることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

### 3. 救急・救助

市は、消防本部、消防署等の消防機関を主体とした救急救助活動に当たるとともに、被害の規模に応じて、「災害応急対策計画編（震災対策編）第1編災害応急対策計画（震災対策）第1章第11節救急救助・医療救護計画」に準じた救急救助活動を行う。

### 4. 被災者支援

市は、竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し収容するとともに、迅速な被害認定及び災証明書の発行に努め、県と連携し被災住宅の応急修理、応急住宅の供給等、住民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

## 第9節 雪害対策計画

### 第1 計画の方針

大雪に際し、市、県をはじめとする防災関係機関が応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、雪害の規模、程度等に応じた組織の配備、運営等について体制を確立する。

また、道路等の除雪を実施し、交通及び緊急輸送活動の確保を行うことにより、住民の日常生活及び社会経済活動の安定並びに防災関係機関の円滑な応急対策の実施を図る。

### 第2 雪害応急対策

#### 1. 活動体制の確立

降雪・積雪の状況及び気象注警報の発表状況に応じて、職員の参集、情報連絡体制の確立、災害対策本部の設置等、必要な措置を講ずる。なお、降雪・積雪の規模により災害対策本部の設置には至らないが応急対策が必要な場合等については、風水害対策計画に準じ適切な体制をとる。

#### 2. 交通確保・緊急輸送活動

救援体制及び緊急輸送を確保するために県及び県警察本部が行う一般車両の交通規制の実施に当たり、必要な協力をを行うとともに、降雪・積雪の状況、緊急度及び重要度を考慮し、除雪、交通規制、応急復旧及び輸送活動を行う。

また、道路、鉄道交通等を確保するため、各施設の管理者等は必要な連絡をとりながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する

#### 3. 除雪の実施

市は、県や道路管理者、埼玉県建設業協会、同さいたま支部、戸田市建設業協会等、関係機関と連携し、市内の道路網の除雪体制の構築を図り、必要に応じ住民の除雪を支援する。

また、円滑な除雪作業の実施のため、自家用車の使用自粛や路上駐車の禁止、雪下ろし中の転落事故等の防止に十分留意すること等、必要な事項について住民へ広報する。

民有地の除雪は住民、事業者による対応が原則であるが、異常な積雪時には、高齢者世帯等、自身による除雪が困難な場合、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

#### 4. 住民等への的確な情報伝達活動

##### (1) 住民への的確な情報の伝達

市は、住民に対し、降雪による交通状況等を含む被害状況、今後の降雪の見込み等の気象情報、除雪等の応急対策の実施状況を伝達する。

##### (2) 関係機関等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、住民や関係機関等からの大雪に関する問合せに対応する窓口を設置し、必要な人員配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

## 第10節 文化財災害対策計画

### 第1 計画の方針

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。また、文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する住民の意識を広め、高めるための施策も併せて実施する。

### 第2 文化財災害応急対策

#### 1. 指定文化財への対策

##### (1) 県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

##### (2) 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

#### 2. 住民・文化財所有者等の役割

##### (1) 住民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力をを行う。

##### (2) 文化財所有者、管理責任者の役割

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ。

学校教育班、図書館・郷土博物館班は、文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

#### 3. 文化財の応急対策

学校教育班、図書館・郷土博物館班は、文化財の被害状況を把握し、文化財に被害が発生したときには、県教育委員会へ報告し、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）等に基づき必要な措置を講ずる。

文化財等の管理者は、施設利用者の安全確保及び施設の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

- (1) 地震発生直後は、施設利用者を安全な場所に避難誘導させる。
- (2) 負傷者の有無を確認し必要な措置を講ずる。
- (3) 報道機関の情報を収集し、関係機関と連絡を取り情報把握に努める。
- (4) 速やかに被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

## **第2編 災害復旧計画**



# 第1章 迅速な災害復旧

## 第1節 災害復旧事業

### 第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、次の基本方針に基づいて、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を作成する。

#### ■災害復旧事業計画の基本方針

##### (1) 災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再度防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図る。

##### (2) 事業期間の短縮

被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間を短縮する。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

#### ■災害復旧事業計画の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

## 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。

財政課は、被災施設の復旧事業計画を基に、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

### ■法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪ 水道法

## 第3 激甚災害に係る財政援助措置

### 1. 激甚災害の指定

市及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年（1962年）9月6日法律第150号）（以下、「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（激甚災害）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年（1962年）12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年（1968年）11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

### 2. 激甚災害による財政援助措置

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

### ■激甚法による財政援助

援 助 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設復旧事業関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業 ⑭ たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例 ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 日本私学振興財団の業務の特例 ④ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例 ⑤ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑥ 水防資材費の補助の特例 ⑦ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑧ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ⑨ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑩ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 ⑪ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

### 3. 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

#### 第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費は、事業費が決定され次第、速やかに措置されるよう県との連携を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し、県の監督指導等を受けながら行う。

## 第2章 計画的な災害復興

### 第1節 災害復興事業

#### 第1 災害復興対策本部の設置

被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

#### 第2 災害復興方針・計画の策定

##### 1. 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。

方針決定後は、速やかにその内容を住民に公表する。

##### 2. 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画並びにその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

#### 第3 災害復興事業の実施

市は、建築基準法第84条に基づく建築制限区域を指定するため、特定行政庁（埼玉県越谷建築安全センター）に申出を行う。その後、市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手順と同様の手順で行う。

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。災害復興事業の実施は、技術的、財政的な支援を必要に応じて県より得ながら進める。

また、市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

## 第3章 生活再建等の支援

### 第1節 被災者の生活確保

#### 第1 被災者に対する職業斡旋等

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

経済戦略室は、被災者にこれらの情報を提供する。

#### 第2 市税等の徴収猶予及び減免の措置

税務課、収納推進課、健康長寿課、保険年金課は、災害によって被害を受けた住民の状況に応じ、市民税等に関して、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を行う。

#### ■租税の減免等の種類

① 納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めると認めるとときは、当該期限の延長を行う。
② 徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）
③ 減 免	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

#### ■介護保険料の減免等の種類

① 徴収猶予	災害により納付義務者等が財産に著しい被害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき徴収を猶予する。
② 減 免	納付義務者等が災害により甚大な被害を受けた場合減免を行う。

### ■税等の減免の内容

税 目	減 免 の 内 容
市 民 税	被災した納稅義務者等、本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	被災した固定資産（土地、家屋等）の被災の程度に応じて減免を行う。
国民健康保険税	被災した納稅義務者本人又は住宅、家財の被災の状況の程度に応じて減免を行う。
軽自動車税	被災した車両の被災の程度に応じて減免を行う。

## 第3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

### 1. 郵便関係

#### (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発令された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付局は集配郵便局とする。

#### (2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

#### (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局は全ての郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

#### (4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

## 2. 郵便貯金事業

### (1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の免除

被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

### (2) 郵便貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等の非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱いができる。

## 3. 簡易保険関係

### (1) 簡易保険業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の払込期間の延伸等の非常取扱いを行う。

### (2) 簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資を実施する。

## 第2節 被災者への融資等

### 第1 被災者台帳の作成

#### 1. 被災者台帳の作成

財政課、税務課、収納推進課は、災害発生時に被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

#### ■被災者台帳の記載（記録）内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 災害時要配慮者であるときは、その旨及び災害時要配慮者に該当する事由
- (8) その他（内閣府令等で定める事項）

### 第2 住家被害認定

#### 1. 調査体制の整備

調査班は、住家被害認定調査に向けて、庁内連携及び対応職員の確保も含めて体制を構築し、必要に応じて、対口支援による応援職員の要請を実施する。

#### 2. 自己判定方式の採用

調査班、避難所管理班は、市内の被害概況から明らかに準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害に該当する家屋について、住家被害認定調査を実施せずに、被災者が撮影した写真から、り災証明書を迅速に交付する自己判定方式の採用を検討する。

なお、準半壊に至らない（一部損壊）判定に合意が得られない場合や、自己判定方式で提出された写真等で、準半壊に至らない（一部損壊）と判断できない場合、現地調査（住家被害認定）により判定を実施する。

#### ■自己判定方式の実施例

自己判定方式実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報する。
申請書類等の配布	自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布する。

申請の受付	り災証明書に係る窓口等で、申請を受け付ける。 ※申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」のり災証明書を交付する。
-------	--

### 3. 被害認定調査及びり災証明書に関する広報

調査班、避難所管理班は、被害認定調査及びり災証明書に関する広報を行う。

#### ■広報の内容

被害認定調査に関する広報	①被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定や損害保険・共済による損害調査との違い ②被害認定調査結果について再調査が可能 ③可能な限り家屋等の被害状況について写真撮影を実施し、保存の推奨
スケジュール等に関する広報	①り災証明書の交付スケジュール ②相談窓口
報道機関への対応	①報道機関に対して被害認定調査の概要、り災証明書の交付、相談窓口等を説明

### 4. 住家被害認定調査の実施

#### (1) 調査計画の作成

調査班は、被害情報を収集し、収集した被害情報に基づいて調査対象、調査地域等調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画を作成する。

#### (2) 資器材等の調達

調査班は、被害認定調査で使用する資器材、調査票、車両等を確保し、被害認定調査終了後に調査票を整理する作業スペースや打合場所を確保する。

#### (3) 研修の実施

調査班は、調査員に具体的な調査手法の理解や、調査結果のばらつきを極力排除するため、被害認定調査に参加する調査員を対象に研修を実施する。

#### (4) 住家被害認定調査の実施

調査班は、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に基づいて、被害を受けた家屋の調査を実施する。

また、「災害に係る住家被害認定基準運用指針」に基づいて、住家の被害の程度を判定する。

#### (5) 再調査の実施

調査班は、避難所管理班が再調査の依頼を受け付けた場合、依頼内容を精査し、再調査が必要と考えられる場合、該当家屋の再調査を実施する。

### 第3 り災証明書の発行

#### 1. 発行体制の整備

避難所管理班は、り災証明書の交付に向けて、府内連携及び対応職員の確保も含めて体制を構築し、必要に応じて、対口支援による応援職員の要請や臨時アルバイトの雇用を実施する。

#### 2. 発行環境の整備

避難所管理班は、被災者生活再建支援システムの稼働準備を実施するとともに、パソコン、複合機等の機器類や電話、り災証明書の申請書等を用意する。

また、り災証明書の発行会場は、次の条件を満たす施設を確保する。

#### ■り災証明書の発行会場の条件

- ① 被災者再建支援システムが使用可能であること。
- ② パソコン等の必要な機器が整備されているか、又は機器の搬入が容易な場所であるとともに、必要な電源が確保されていること。
- ③ 大勢の被災者が同時期に集まても十分な空間があり、安全を確保することができること
- ④ 感染症対策の観点から受付会場内の換気や被災者同士の距離の確保ができること。

#### 3. 交付会場の設営

避難所管理班は、確保した会場のレイアウトを検討し、申請書の記入場所、申請書の提出窓口、調査結果の提示とり災証明書の交付スペース、判定に関する相談窓口、職員が休養するためのバッカヤード、調達した資器材等を設置する。

#### 4. り災証明書の発行

避難所管理班は、被災者からり災証明発行の申請があった場合、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に基づいて遅滞なくり災証明書を発行する。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

#### ■り災証明の範囲

- (1) 家屋の全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

#### 5. 再調査の受付

避難所管理班は、被災者に調査結果を説明した際に、理解を得られない場合、再調査の申請受付を行う。再調査の申請を受け付けた場合、調査班に連絡する。

## 第4 被災者個人への融資

### 1. 生活福祉資金

埼玉県社会福祉協議会は、戸田市社会福祉協議会の協力を得て、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して災害援護資金及び住宅資金の貸付けを予算の範囲内で行う。

なお「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

### 2. 住宅復興資金

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し「独立行政法人住宅金融支援機構法」に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

### 3. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

#### (1) 災害弔慰金

福祉総務課は、「戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

#### (2) 災害障害見舞金

福祉総務課は、「戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給する。

#### (3) 災害援護資金

福祉総務課は、「戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

## 第5 被災中小企業への融資

経済戦略室は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、一般金融機関及び政府系金融機関により災害復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

また、中小企業団体等を通じて特別措置等の周知を図る。

### ■被災中小企業への融資制度

- (1) 被災中小企業者に対する復興資金の貸付
- (2) 県中小企業関係制度融資にかかる貸付金の償還期間の特例
- (3) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金償還期間の特例
- (4) 埼玉県信用保証協会による罹災補償の別枠の設定
- (5) 株式会社日本政策金融公庫の復旧資金融資 等

## 第6 被災農林漁業関係者への融資等

経済戦略室は、災害により被害を受けた農業者に対し、県、協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

### ■貸付金の種類

- (1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づく融資
- (2) 自作農維持資金金融通法による融資
- (3) 埼玉県農業災害特別措置条例による融資
- (4) 農業災害補償による補償
- (5) 株式会社日本政策金融公庫の復旧資金融資 等

## 第7 義援金の受入・配分計画

### 1. 義援金の受入

福祉総務課は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

また、日本赤十字社埼玉県支部、インターネット等を通じて募集を依頼する。

### 2. 義援金の配分

福祉総務課は、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

また、県又は日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。

### 第3節 被災者生活再建支援制度等

#### 第1 被災者生活再建支援制度の活用

風水害等の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

##### ■被災者生活再建支援制度の概要

対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																										
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>																										
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>																										
支給金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>&lt;全壊等&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中規模半壊&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								

市 の 対 応	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県 の 対 応	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付

## 第2 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

前記した法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした埼玉県と県内市町村による独自の制度により支援を行う。

### ■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																																															
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																																															
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの																																															
支給金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯の人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額</p>				種別	基礎支援金	加算支援金		計	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	解体	補修	100万円	200万円	長期避難	賃借（公営住宅以外）	50万円	150万円	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円		補修	100万円	150万円		賃借（公営住宅以外）	50万円	100万円	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円		補修	50万円	50万円		賃借（公営住宅以外）	25万円	25万円
種別	基礎支援金	加算支援金		計																																												
全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																												
解体		補修	100万円	200万円																																												
長期避難		賃借（公営住宅以外）	50万円	150万円																																												
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																												
		補修	100万円	150万円																																												
		賃借（公営住宅以外）	50万円	100万円																																												
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円																																												
		補修	50万円	50万円																																												
		賃借（公営住宅以外）	25万円	25万円																																												
市の対応	① 住宅の被害認定 ② 災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																																															
県の対応	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																																															

### ■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

対象灾害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）					
対象灾害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかつた地域に限る。					
支援対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯					
給付金の額	<table border="1"> <tr> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※世帯の人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額</p>		補修	賃借（公営住宅以外）	50万円	25万円
補修	賃借（公営住宅以外）					
50万円	25万円					
市の対応	① 住宅の被害認定 ② 災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付					
県の対応	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定					